

平成21年第3回玉城町議会定例会議事日程(第2号)

平成21年6月12日午前9時開議

日 程

第1. 会議録署名議員の指名

第2. 町政一般に関する質問

| 質 問 者 | 質 問 内 容 |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 東谷 富雄 2分～5分まで | 1. 玉城町と自治区との覚書について 2. 農道未舗装について。 |
| 中瀬 信之 5分～19分まで | 1. 健康検診の重要性と受診率の向上対策について 2. 新型インフルエンザ対策について |
| 野口 繁 19分～30分まで | 1. 旧新田町区画整理地内の道路整備について 2. 外城田川河川管理について 3. 地域活性化経済危機対策臨時交付金について |
| 山本 静一 30分～45分まで | 1. 防災対策 2. 一人暮らし老人等緊急通報装置貸与事業について |
| 山口 和宏 45分～52分まで | 1. まちづくり戦略会会議答申について |
| 奥川 直人 52分～68分まで | 1. 役場職員の人材育成について 2. 水稻生産調整達成率向上について 3. 世古区地内の農業振興地域内の農振除外について |
| 鈴木加奈子 69分～84分まで | 1. お年寄りの安全安心について 2. さし迫っているゼロ歳児保育について 3. 緊急雇用創出事業について |
| 高木 市郎 85分～95分まで | 1. 不況時の行財政状況について 2. 町民の暮らし満足度について 3. 地域担当制について |

平成21年第3回玉城町議会定例会会議録(第2号)

1. 招集年月日 平成21年6月11日

2. 招集の場所 玉城町議会議場

3. 開 会 平成21年6月12日

4. 応召議員

| | | | |
|-----|-------------|-----|-----------|
| 1番 | 小林 一 則 君 | 2番 | 風 口 尚 君 |
| 3番 | 山 本 静 一 君 | 4番 | 高 木 市 郎 君 |
| 5番 | 鈴 木 加 奈 子 君 | 6番 | 東 谷 富 雄 君 |
| 7番 | 小 林 豊 君 | 8番 | 中 瀬 信 之 君 |
| 9番 | 山 口 和 宏 君 | 10番 | 奥 川 直 人 君 |
| 11番 | 野 口 繁 君 | 12番 | 川 西 元 行 君 |
| 13番 | 前 川 隆 夫 君 | 14番 | 中 野 勇 君 |

5. 不応召議員 な し

6. 出席議員 14名

7. 欠席議員 な し

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

| | | | |
|---------------------|-----------|-----------------|-----------|
| 町 長 | 辻 村 修 一 君 | 副 町 長 | 坪 井 信 義 君 |
| 教 育 長 | 山 口 典 郎 君 | 会 計 管 理 者 | 森 島 千 里 君 |
| 総 務 課 長 | 中 郷 徹 君 | 税 務 住 民 課 長 | 松 田 幸 一 君 |
| 生 活 福 祉 課 長 | 林 裕 紀 君 | 上 下 水 道 課 長 | 小 林 一 雄 君 |
| 建 設 産 業 課 長 | 前 田 浩 三 君 | 病 院 老 健 事 務 局 長 | 田 間 宏 紀 君 |
| 教 育 事 務 局 長 | 辻 誠 君 | 農 林 商 工 課 長 | 田 畑 良 和 君 |
| 政 策 財 政 担 当 課 長 補 佐 | 中 村 元 紀 君 | 総 務 担 当 課 長 補 佐 | 田 村 優 君 |
| 教 育 委 員 長 | 加 藤 禎 一 君 | 監 査 委 員 | 松 田 隆 生 君 |

9. 職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|-----------|-------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 大 南 友 敬 君 | 同 書 記 | 高 井 美 江 君 |
| 同 書 記 | 中 川 泰 成 君 | | |

10. 提出議案

日 程

第 1. 会議録署名議員の指名

第 2. 町政一般に関する質問

(午前9時 開会)

議長(小林一則君) ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。よって平成21年第3回玉城町議会定例会(第2日目)の会議を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議長(小林一則君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において13番 前川隆夫君、14番 中野勇君の2名を指名いたします。

議長(小林一則君) 次に日程第2 町政一般に関する質問を行います。

それでは最初に6番 東谷富雄君の質問を許します。

6番 東谷富雄君。

6番(東谷富雄君) ただいま議長のお許しをいただきましたので、2点ほど質問をさせていただきます。初めに玉城町と自治区との覚書について。2番目、農道舗装についてでございます。では最初の1番目の玉城町と自治区との覚書について質問をさせていただきます。今から約15年ほど前になりますが、玉城町が保有しておりました旧プリマ跡地に平成6年に三重県住宅生協から住宅開発の話があり、当区も承諾をいたしました。この時排水路整備事業として平成6年3月1日付けで、当時北林信弘町長の時、玉城町と勝田区で1通の覚書が結ばれております。当時辻村町長は確か企画課長だったと思います。その時の経緯はご理解いただいております。その後平成13年に区民の方から、あの契約というか覚書はどうなっているのかという話があり、その時住宅生協の方、また町との話し合いもさせていただきましたが進展がありませんでした。

場所としては町道田丸宮古線、田丸大橋の信号がございしますが、南へ直進で約600メートルほど町道がありますが、その東側の排水路でございます。今までにも洪水時には間知ブロックなどが積まれており、大雨がくれば崩れ補修工事もしていただいているのが現状でございます。この件に関して今までに検討していただいたことがあるのか。その後、今の住宅開発が進み宮古、浜塚、公園通り、各自治区から道路拡幅の要望が出されております。また区民の方にはお話ししておりませんが、拡幅となれば地権者の方の協力が必要で進まない話でございます。今後、検討していただき工法的にいろいろある中、この件に関して早期に着手していただきますよう強くお願いをいたしたいと思います。

今後の取り組みについて、町長にお聞かせを願いたいと思います。

議長（小林一則君） 6番 東谷富雄君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） ただいま東谷議員から過去の、平成6年に交わされております当時の勝田区との中でのいわゆる排水路整備についてのご質問、ご説明いただきました内容説明のとおりでございます。私もこのことは当時担当でありましたし、十分承知をさせていただいております。地区のほうからは毎年いろんな自治区としてのご要望もいただいております。年の初めにはご挨拶もいただきながら、このことの内容やあるいは地区全体のご要望について、意見交換をさせていただいております。

それぞれ区といたしましても、このことは十分承知をいただきながら更に当面、集落に隣接をするところの必要な要望についてご要請もいただき、そして一つひとつできるだけ取り組みをさせていただいてきたわけでございます。今後も努力をしていかなければならぬというふうに考えておる次第でございます。

いま説明をいただきました通り、この排水路は築造後、約40年が経過がしておるということで、大変現状は老朽化が著しいわけでございます。しかしこの排水路は当然といえますか、現状、町道の田丸宮古線という道路と併設をされておるということでございまして、いまご質問の中にもございましたように、以前からもあるいは今年に入りましてからも、浜塚団地そして公園通り、そして宮古の区長さんからも連名で、この道路の拡幅の改良の要望が提出されておるということでございます。そういうこともございますけれども、やはり私は今のこの玉城町全体の車の流れ、あるいは玉城町のいわゆる南側の地域、レインボータウンを始めとする浜塚、あるいは宮古地域の開発というふうなもの、これからも進んでいくであろうと。あるいはまた玉城町の大企業への従業員の皆さん始め、更に伊勢、多気方面への交通ラッシュというものが毎日起こっておりますから、これはできるだけ優先的にこの道路整備を進めてまいりたい。こういう考え方でおります。一所懸命で努力をしたいと思っておりますし、今までの取り組み、一部には災害復旧で擁壁の補修の部分、あるいは道路が非常に蒲鉾型になっておる現状でございますので、部分的でありますけれども、障害のないような補修なりというふうなことを施させていただいておりますけれども、これは今の状況では非常に狭あいというんですか、道路の幅員が狭いというふうな実情もございまして、2、3日前にも交通事故が発生をしておったわけでありまして。何とか計画を進めてまいりたいと、こんなふうに思っておりますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

議長（小林一則君） 東谷富雄君。

6番（東谷富雄君） 今し町長から答弁をいただきましたが、確かに公園通りの計画は160区画ぐらいだったと思いますが、いま現状ではもう150近く住宅が建っておる状況になっております。その中、交通量としてかなり農道もあるわけですが、やはり町道へ来る車が多く見かけられ、現在も前方からちょっと少し大型が来ると、対向が困難な状況も見受けられます。この拡幅も含めて町長も話をさせていただきましたが、これ工法的には開始によってはどういうふうになっていくのか、現在の道路の西側へ拡幅をしたら地権者の方の協力もいただかなければなりませんので、それは今後どういうふうになっていくか検討次第でございます。今し町長、これは南部のいろんな関係でせんならんというお言葉をいただきましたので、早急に検討していただいて、これは単年度事業ではなかなか無理かとは存じますが、年次計画をもってしていただき少しでも早く着手をお願いをしたいと思います。よろしく願いをいたします。

そして2番目の農道未舗装についてでございます。近隣の町にでかけた時に、玉城全体として見比べてみると、農道舗装が少し遅れているのではないかなとは感じます。当区も毎年要望としてあげさせていただいておりますが、また各自治区からの要望もあろうかと思えます。町長は玉城町は優良農地とよく言われますが、せめて作業のしやすい管理道路の安全をお願いをしたいと思います。

先月の下旬に区内で女性の方が、田の水を朝見にいかれて転倒され、足の骨を折る事故が発生をしました。ここも段差の大変ある未舗装の道路でありまして、ここ数年予算も農林関係というんですかそういう整備事業に対しては予算もないに等しく、今後もう少し予算も増額をしていただき早急に検討、見直しをお願いしたいと思います。よろしく願いします。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 農道舗装についてのご質問をいただいたわけでありませう。玉城町はご承知のように全体といたしましては、農村道整備モデル事業を、土地改良事業でかなり整備を進めまして、そしてその際、あるいはその後においても、農道整備が順次施行されてきておるという状況でございますけれども、まだ舗装率といたしましては75%というところで推移しているところですが、未舗装の部分も現実にあるわけでございます。

しかし大変昨今の財政事情というものもご承知のとおりでございますので、なかなか町費の限られた予算で執行していくということは、非常に厳しいわけではございますが、いろんな県等の事業も研究しながら、いろんな状況を眺めて、あるいはまた地元のそれぞれのご要望もございませうけれども、財政の事

情とあわせて検討させていただきたいと、こんなふうに思っている次第でどうぞよろしく。

議長（小林一則君） 東谷富雄君。

6番（東谷富雄君） なかなか予算的にも難しいことはわかっているわけですが、当区も直線道路で約4キロ強のところ、目に見えての農道未舗装がございまして、一番長いところでは福社会館から玉城インターに向かう排水路左側の1.3キロを主に4キロほど残っている状態でございます。なかなか毎年要望もさせていただいておるところが現状でございまして、ある程度はわかってはおりますが、検討、見直しをお願いしたいと思います。この2点について今後また進捗状況によっては、再度質問もさせていただくかもわかりません。その切にはよろしく願いをいたします。これをもって質問を終らせていただきます。ありがとうございました。

議長（小林一則君） 以上で、6番 東谷富雄君の質問は終わりました。

議長（小林一則君） 次に、8番 中瀬信之君の質問を許します。

8番 中瀬信之君。

8番（中瀬信之君） それでは議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。今回の質問は、2点させていただきます。まず1点目の質問は、いま当町で実施されています各種健康検診の重要性と受診率の向上対策について伺いをいたします。2点目は本日WHOの発表によりますと世界的な大流行を意味するフェーズ6に引き上げられました新型インフルエンザの対策について伺います。

それでは1点目の質問であります身近な地域医療である健康検診の重要性と受診率向上対策について伺います。自分の体が健康な時には定期的な健康診断を受けることは、なかなか億劫なものでありますが、病気を患った時や体調が悪くなった時、病院に駆け込み診察をしていただく、その結果、重症に至らず早期に完治する病気であったり、結果が思わしくなく長期化する場合など様々な状況があります。私たちは自分の健康は自分が守るとの考えもありますが、なかなか自分では自分の健康はわからないものであります。自分の健康のことや将来のことに関心をもって日々の生活を送ると、自分の健康状態はもとより、連れ合いの健康状態や子どもの健康状態、おじいさんおばあさんの健康状態すなわち家族全体の健康状態についても、非常に強い関心が出てまいります。今後ますます少子高齢化が進むと予測される我が国にあって、国の医療政策を考えると。国民一人ひとりが健康意識を高め、健康な体づくりを進めていくことは重要なことであり、未然に病気を発見し早期治療をすることは、行政として重要なことであります。

長野県佐久市の佐久総合病院で農村医療に尽くされた若月医師は、地域医療を進める上で予防は治療に勝ると言われております。当町において実施している定期検診を始め、人間ドックや各種ガン検診や妊婦検診、乳幼児の検診など多くの検診がありますが、予防は治療に勝るとの考えのもと、3点の質問をいたします。1番目、当町の各検診における検診率の実態を把握した上で、町民の健康に対する意識の向上と受診率の向上を達成するための基本的な対策を伺います。2番目、健康検診の重要性と必要性を町民に伝えその結果、いま以上に健康に対する町民の意識が高まり、その結果検診率が高まった場合、現状の玉城病院で満足できる検診や医療ができるでしょうか。また問題点があるとするれば、どのような問題点を想定されているのでしょうか伺います。3番目、まだまだ数は少ないと思いますが、町内においても健康意識の高まりなどで朝夕の散歩やウォーキングやランニングをされる方が見受けられます。将来に向けた健康維持対策として有意義であると言われるウォーキングなどの自分でできる運動がありますが、当町には運動場の整備とか、ウォーキングを安全に行われる歩行者専用道路の整備などが行き届いているようには思いません。今後の対策として健康促進対策に向けた歩道の整備や運動場の整備を進める考えがあるのかお伺いをしたい。そのように思います。

議長（小林一則君） 8番 中瀬信之君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） ただいま中瀬議員から健康検診の重要性と受診率、その向上対策についてのご質問をいただきました。議員の仰せのとおりでございます。町民の皆さん方の毎日の暮らしは、やはり元気でお過ごしをいただく、そしてそのことでまた地域でご活躍をいただくという方を増やしていくことが大変重要であるというふうに思っておるわけでございます。ご質問にもございましたように、最近は特に生活習慣病からくるいろんな疾病が多くなっております。特にガンでお困りといいますか病気になる方が非常に多いということもございますし、いわゆる運動不足。そして食生活からきますところの生活習慣病。そしてその中でこれの予防が非常に重要だと、こういうふうに思っておる次第でございます。町としてもそのことに力を入れていかなければならないわけでありまして。近く議会では全国でも有数の先進的な長野県の佐久市のほうへもご視察をいただいて、研修をなされるという予定をいただいているお話にもありました、大変ありがたいというふうに思っておる次第でございます。

特に住民の皆さんの健康に対する意識の向上、そして各種検診の受診率向上の基本的な対策はどうかと、こういうことございまして、まずやはりそ

の中に考えられますのが検診というものが大変重要であるという認識、そして国、県もこれに力を入れてきておるということでございます。昭和58年に老人保健法が導入以来、中でも特にガンの検診について、国が重点的施策として実施をしてきておるわけでございます。ガンが我が国においても昭和56年から死因の第1位だと、こういうことになっております。国民の命健康にとって重大な問題になっておるという現状でございます。そのより一層の対策が求められておるわけでございます。現在年間30万人以上の方が亡くなっておると。3人に1人がガンで亡くなる計算になるわけでございますけれども、生涯のうちにガンにかかる可能性が男性2人のうちに1人、女性では3人に1人がかかると、こういう予測もあるわけでございます。今後とも増加をしていくというふうに推測をするわけございまして、平成19年4月にこのガン対策基本法が制定をされております。

そして、特に三重県といたしましても、県ガン戦略対策プランというのが平成20年7月に策定をされておるわけございまして、これからの対策といたしましては、町としても県の基本計画に基づきそして国、県、またガン患者も始め医療従事者あるいは医療保険者、あるいは医療学会、そしてガン患者皆さんの団体を含めた関係者団体での皆さんが一緒になって、一体になってこの対策に取り組んでいくことが重要でございます。町としてもこのために精一杯努力をしていきたいと考えておる次第でございます。

まずは今も重点的に行っておりますところの早期発見、それがやっぱり一番重要だということでございますので、このことに力を入れてまいりたいと思っております。具体的には町の広報なりあるいはケーブルテレビなり、あるいは健康カレンダーなり、そういうふうな形なりあるいはまた町内の各種イベント等でもあらゆる機会を通して受診率向上のための周知を図ってまいります。よろしく願いいたします。

健診率などの詳しい数値につきましては、担当課長のほうからも説明をいたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

次のそうした場合のいろんな対策を講じて、その上での医療体制というのは問題がないんかどうか、こういうご心配のお尋ねでございます。当然検診率が増加というふうなことになりますと、現場は大変忙しくなるということでございまして、医師あるいはスタッフの確保が大変必要になってくるのではないかということが予想されるわけでございます。地域のいま全国的には医師、スタッフが不足しておるというふうな現状でございますので、何とか不足が生じないように、混乱が生じないように精一杯いまも努力をしておるところでございますけれども、なかなか現状ご承知いただいておりますように、いろんな研修医制度を始めとするあるいはいろんな町営の衰退というふ

うな現実から、なかなか地方に人材が確保しないという現状でございます。しかし当町はおかげさまでご理解をいただいて、玉城病院あるいはその他の老人保健施設等々、あるいは開業医の皆さん方のご協力があるわけでございますので、十分この連携をとりながら力いっぱいこの不測の事態には対応していくように努力をしてみたいと思っておる次第でございます。

それから健康維持増進のための運動設備、あるいは道路の整備の考え方についてのお尋ねでございますけれども、最近特にご自身で自分の健康をやはり維持していくんだというその高まりが非常にあって、夕方になりますとあるいは朝でもそうでございますけれども、健康のために歩いてみえる方が非常に多い。定期的にグループで玉城町の的の山へ登っていただいたり、毎日の方もあるようでございますけれども、あるいは田丸のお城の遊歩道で健康づくりをしていただいたり、いろんな方が増えておるといことは本当にありがたいことだというふうに思っております。個々の皆さん方の日常生活、生活スタイルにあわせてこうしたことの取り組みをしていただきたいと思いますし、教育委員会の体育指導、スポーツ指導、あまいはまた健康福祉の部分での健康づくり、いろんなこのセクションが連携をしてこのことに力を入れていかなければいかんというふうに思っておる次第であります。歩道につきましてもいろんな町の中楽朝久田線等、あるいは田丸世古線等、あるいは三郷の地域からの山神、矢野、野篠への歩道整備というふうなものも順次進めさせていただいておりますけれども、まだまだ財源等の都合から完成に至っておらない事情になっておりますけれども、こういうふうなところを整備を進めることによって更にこの歩道を利用した形での健康づくり、ウォーキングを進めていただくことができるのではないかなと、こんなふうに思っておる次第でございますので、このことにも力を入れてまいりたいと思っておる次第でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（小林一則君） 生活福祉課長 林裕紀君。

生活福祉課長（林 裕紀君） それでは所管いたしますところの部分について、ご説明をさせていただきます。まず1番の健診率でございますけれども、20年度の健診率、玉城町民の方に5つのガンの検診をさせてもらってます。まず胃ガン検診でございますが、20年度で受診率2.1%、肺ガン検診が18.3%、大腸ガン検診が6.6%、子宮ガンが10.2%、乳ガンが17.1%、昨年度とは比べまして大腸ガン検診以外は四大検診は全部受診率は伸びておりますが、大腸ガン検診は昨年21.8%から6.6%下がっております。これは20年度から特定検診を行った関係で、こちらのほうへシフトしておるといように考えておる次第で、6.6%下がっておりますという格好になっております。

また受診率につきましても20年度から全国統一の分母と申しますか、対象者数の把握が今まで全国市町バラバラな計算方法になっていたために、正確な全国と県との比較ができなかったということもあり、20年度に示されたのでこれからは県も全国も統一した分母の数値で、検診率、受診率が把握できるのではないかと、このように考えています。また質問のございました特定検診等、人間ドックでございますが、これは玉城町全員の方に把握はしておりませんが、国保だけにつきましてご答弁をさせていただきます。

国保につきましては、特定検診。平成20年度から始まって平成24年度に目標65%を目指して進めてまっておりますが、20年度は35.3%ということでございました。うち人間ドックを受けられた方が、国保で302名、11%の方が人間ドックを受けられたということになります。ガンにつきましては、19年4月にガン対策基本法が制定されて、三重県もガン戦略対策プランを20年7月に改定をされ進めてまいるわけですが、目標は23年度末に検診率50%を目指すということが目標でございまして、かなり高いハードルでございます。

ただその中で全国平均もやはり20%ぐらいしかガンが伸びない中で、今回、厚生労働省としては子宮ガンと乳ガンに対して検診の無料を行うということで、子宮ガンについては20才から40才まで5才きざみで、乳ガンは40才から60才まで5才きざみで、全員で850万人に無料クーポン券を送るということで、これからその事務のほうへ入っていくところでございます。率等につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（小林一則君） 中瀬信之君。

8番（中瀬信之君） いま報告を受けた検診率については、非常に低い状況になっておるといふふうに思います。目標についても非常に高い目標であるというふうには承知しておりますが、それを達成するためにやはり具体的な行動というものが、どうしても必要になってくるというふうに思いますが、そのことを達成することについて、期日までに町長としては達成ができるというふうに思っておられるのか、お伺いをしたいと思います。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） なかなか目標達成というような、達成できるかどうか非常に厳しい部分がありますけれども、これは精一杯努力をさせていただかなければいかんと思っております。特に玉城町の場合は先ほども答弁を申し上げましたところもありますけれども、非常に保健福祉会館の活用というふうなもの非常に盛んでありますので、ありがたいことに中の関係するスタッフ、そして最近特に応援をしていただくいろんなサポーターの方が非常に増えておりますので、そういった皆さん方にも協力をいただきながら、精一杯努力

をしていきたいと思っておる次第でございます。随時、達成が中間の地点で
どういうところまできておるのかというふうなこともチェックをしながら、
そして更にその時においての今後の対策というふうなものを、もう少し細か
く対策等を詰めながら進めてさせていただきたいと思しますので、何とぞよ
ろしく願いいたします。

議長（小林一則君） 中瀬信之君。

8番（中瀬信之君） 達成については達成したいということをおっしゃられてお
りますが、先ほど町長おっしゃられましたように達成するためには病院の問題、医師
の問題であったり看護師の問題であったり、そういうところがきっちりと整
理をされやんと、目標達成というのはいかなるにせよ判断をされてお
るといふふうに思います。

しかし現状、受診率が35%と低いなかで、それを65%にもっていくと
いう時にその予算的な配分ということも考えないと、この目標は達成するこ
とができないといふふうに思いますが、他の予算を例えば削ってでもこうい
う検診医療について町長として予算を投入して、この目標達成のためにして
いくんだというお考えはあるのか、お伺いをいたします。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 政策の柱として安全安心の暮らしといふふうなこと
も、まず第一番に掲げさせていただいておりますから、いろんなインフラ等
の整備もしてかなきゃなりませんけども、これも予算の中での選択と集中と
いう考え方の中で、あれもこれもというわけにはいきませんが、極力こ
の健康増進の部分については力を入れてまいりたい。予算的には配分に配慮
したいといふふうに思っておる次第でございます。

それからもう一つはこの今も三重県、あるいは県議会、あるいは問題にな
っております医師の確保のことも今回この医師不足のご質問もあったわけ
でございますので、少し補足をさせていただきますと、三重県が全国初で県と
市町で医学生の地域枠を何とか定数を増やして、そして将来の地域医療の心
配のないような形の地域で働いていただく。医師の確保のために努力をしてい
こうという取り組みが、先般方向づけを私たちも含めてしてきたわけござ
いますけども、その中で特にへき地あるいは特定の医師不足の地域といふ
ふうなことを、まずは重点的にその地域からの年齢要件、あるいは住所要件等
を加味した形で配慮したいといふふうな考え方があって、当初この玉城の地
域は入っておらなかったわけでありまして、そういうことでは困ると。
こういうふうなことで広く定数枠の住所要件の中に、玉城町も組み入れても
らえるように努力を、あるいは要望をしてきたところでございます。一
部その考え方を示してきていただいておりますといふふうに思っておる次第でござ

ざいまして、将来にむけて非常に厳しい時代でありますけれども、人材確保、医師の確保にむけて努力をしておるといふ状況でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林一則君） 中瀬信之君。

8番（中瀬信之君） 予算にとっては積極的に取り入れをしたいというふうに言われておりますが、通常一般的な会社によりますと一次検診、一般っていうんですか、そういうのは受けて当たり前である。ましてやそこで二次検診に引っ掛かるといふんですか、そういう場合についても追跡調査をして、その病的なことを完全に直していくのが会社としての取り組みやというふうに言われておりますが、いまの町の段階ですと、まずは一次検診をするということだけで、それが達成したらその段階で、まあよしやというようなことにならんように、例えばその結果、二次検診を受けなければならん患者につきましては、どういう取り組みをしていくんだ。そうなってくるとスタッフというものが、いま想定されておる以上に必要になってくるのではないかなというふうに思いますが、この検診率65%を目指すということでありまして、その目指す年数にあわせた例えばスタッフの増員計画であるとか、そういうものを計画されておるのかお伺いをしたいと思っております。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 議会で長野県佐久市のほうへご視察をいただくということでございますけれども、長野県佐久市の先進事例、あるいはいま考えておりますのが、もうこのこともそうですけれども、なかなか行政のいまの財政あるいは人材という、この非常に厳しい中では増やすということが難しいわけでございますけれども、現実があるわけでございますけれども、これはいま考えておりますのが長野県佐久市あたりは、それぞれの地域の相談員さんというか、健康相談員さんとか、そういうふうな地域の皆さん方の力をお借りして、そしてこの追跡調査をしておる。そして、またその相談員さん自身がやっぱし自分が相談員になったんやで、自分の健康も考えやないかんわと、こういうふうな形でいい効果が生まれておるといふことのようにございます。

よくあそこから起こったいろんなことが話題になったりするわけでございますけれども、私はそういう地域の皆さん方の協力によって一次検診を受けて、あるいはその後の追跡をどんなふうになっておるのかというふうなことのずっときめ細かい追跡ができるような、そういう仕組みを考えてみるのが大事ではないかなと、こんなふうにお思っておる次第でございますので、また今度、私も一緒に視察をさせていただきたいなと思っておりますので、是非そうした先進事例で玉城版で取り組むこと。やはり実践をしていくそんな

仕組みをつくりたいなど、こんなふうに思っておる次第でございます。

議長（小林一則君） 中瀬信之君。

8番（中瀬信之君） いま町長のほうから仕組みづくりをつくりたいということですが、それはいつか将来的なことがわからんということでは、自分の思いだけではいかんというふうに思います。この数字は近い将来に向けて決めた数字というものがあるわけですから、いま言われたような住民を巻き込んだ、そういう施策についても期日をきっちりと決めていただくかとかかんというふうに思いますので、決められるのであれば早急に決めて、数字を基につくっていただきたいというふうに思います。

それから予算的な配分のことで、もう一度確認をしたいんですが、健康意識を高めていく、将来的には医療費の削減ということもあるかわかりませんが、取り組みのなかで優先順位をもし付けるとあれば、優先順位の位置というのですかそれはどの辺に位置するのか、どの位置に位置するのかお伺いをしたい。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） これはもう当然最優先というふうな位置づけをしていかないかんなど、こんなふうに思っていますし、先ほどの前段のもう一つの前のご質問でも、いつかわからんというふうなことでは、これはいけませんし、既にモデル的にもう実施をしておる部分もございます、モデル的に。そして先般もずっと追跡をして7名の皆さんでございましたが、かなりの効果をあげていただいておりますというふうなこともありまして、これは本当に早い機会にそういう協力体制をつくってまいりたいと思っております。そうした先進の場所でもいろんなアドバイスを聞かせていただきたいなどこんなふうに思って、実行に移していかなきゃあかんと、まさに仰せのとおりでございます。

議長（小林一則君） 中瀬信之君。

8番（中瀬信之君） この健診につきましては、町民に健康意識の向上を図ることであったり、医療を受け持つ人のスタッフの問題であったり、町の中の環境の道路整備であったり、運動場の整備であったり、総合的なことが一つになって、その時にやっと町全体の検診率が向上し、その結果、将来に向けた大きな病気を未然に防ぐことができる体制をとれるというふうに思います。そういうことですので、いま言われた早期に解決をしていかなければならんことを、早急に始めていただきたいというふうに思います。この健診につきましては以上で質問を終わらせていただきます。

続きまして、新型インフルエンザ対策についてお伺いをいたします。これは本日未明、WHO世界保健機関が新型インフルエンザの警戒度を、現行のフェーズ5から世界的大流行パンデミックを意味するフェーズ6に引き上げ

ると発表をいたしました。この引き上げは世界で約100万人が死亡した、1968年の香港かぜ以来61年ぶりのことであると報道をされております。今回の新型インフルエンザの発生は日本中の誰もが大きな関心を持って、また大きな恐怖をもって毎日見守っていたと思いますが、最近の国内情勢を見ると感染範囲は拡大しているものの報道などで大きな取り扱いが少なくなりつつあり、国民の新型インフルエンザに対する意識は少し薄れてきているように思います。と思いますが、本日の報道によると現在の日本での発生は22都府県で、感染者数は548人にのぼっております。全世界の74カ国で発生し、患者数が2万8千人を超えたと言われております。

国民一人ひとりが危機感をもって、この事態を冷静に見守らなければならぬと思っております。今回は発生状況を簡単に説明いたしますと、今年の4月28日にWHOはメキシコで発生した豚インフルエンザの警戒レベルをフェーズ5に引き上げたことを受けて、厚生労働省は同28日に新型インフルエンザが発生したと宣言をいたしました。当町においても同28日に健康管理センター相談窓口が設置をされました。またWHOは全世界に拡大を続けている新型インフルエンザの警戒水準をフェーズ5からフェーズ6に引き上げました。

我が国においては5月16日に初感染が確認をされ、関西地区を中心に各地に感染患者が増加をしています。今回の新型インフルエンザH1N1ウイルスは鳥インフルエンザH5N1のような強毒性のウイルスではなく、感染力は強いものの弱毒性であり重症度からみると世界的に中程度であると発表されております。しかし東北大学大学院教授であります、またWHOの地域アドバイザーである押谷氏の新型インフルエンザに関する緊急報告というものが5月20日に行われ、その内容がインターネットに掲載されておりますが、中身を少し紹介しますと、今回のウイルスは高齢者の重症患者はほとんど報告をされていない。これはもしかすると過去に流行していた別のウイルスとの交叉免疫を持っているかもしれないと言われております。現時点で重症化しているのは主に子どもと20歳代から50歳代の成人です。10代の患者は多く感染をしています、重症化事例は少ないと言われております。その中でも重症化する患者はいるわけで、重症化する患者の多くは成人で基礎疾患をもっている人、糖尿病とか心疾患、また喘息などの基礎疾患を持つ若い人と、それ以外に重症化する可能性があるのは妊婦、特に妊娠後期の人であると言われております。当町にもこのような基礎疾患を持った方や妊婦の方がたくさんみえます。

いまの段階では当町には発生者はまだ確認されていませんが、本日警戒度を世界的な大流行を意味するフェーズ6に引き上げたことを考えると、状況次

第では発生を免れることはできない状況にあります。そこで3つの質問をいたします。1番目、国の新型インフルエンザ発生の宣言に基づき、当町では総合相談室を設置し、住民広報などを通じて周知を図ったが当町で実際に今回のインフルエンザ患者が発生した場合、準備は万全であるかお伺いをいたします。2番目、今回の新型インフルエンザの発生で国民は大きな不安と心配をしたと思います。今回の新型インフルエンザは弱毒性のH1N1型であるが、今後心配が予想されておる強毒性の鳥インフルエンザH5N1型の発生にむけ当町の対策は、国及び県の対策とは別に町独自の対策も検討されているのでしょうか。全国各地の自治体においては独自の対策と準備を進めているところが多くありますが当町の考えを伺います。3点目、これは昨年9月の定例会で新型インフルエンザについて質問させていただきましたが、その答弁に対する準備がどのように推移をされておるか、お伺いをしたいというふうに思います。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 新型インフルエンザ対策についてのご質問をいただいております。大変心配な事態が4月末に発生をいたしました。このことにつきましては、いかに的確な情報を、しかも素早く末端まで届けるかと、こういうふうなことが大変重要だと私は認識をしておるわけでございまして、三重県の市町でも一番早く対策本部を設置をさせていただいたわけでありまして、そして健康管理センターに相談窓口を開設、あるいはまた玉城病院スタッフでのいろんな対策会議等も、あるいは学校関係での周知徹底というふうなものも図りながら検討しながら、具体的には末端まで。過剰反応というふうなことではなくって、それぞれが個人で対応できることはやっばししていただく、そしてまた万が一そういうふうなことの発熱等があれば、どういうふうな連絡が必要なのかということを知周知をする必要があるということで、防災無線で流させていただいた次第でございました。いま議員からもお話がございましたように、WHOがフェーズ6という形で感染拡大の恐れがあるというふうなことで、最高度の引き上げフェーズ6に勧告をしたと、こういうことでございました。

そしてこれからの冬の季節を迎えるというふうなことで、急速に広がっていくという恐れをしておるわけでございますけれども、やはりこのそれぞれの地域でこのことの恐れから観光客がもう来なくなったとかというふうなこととか、いろんな混乱もあるということでもありますけれども、過剰な反応は避けて、やはりいかに適切な情報を提供していくかと、こういうことが非常に重要だというふうに認識をしておる次第でございまして。弱毒性というふうなことで、5月中旬には国の方針が緩和されたというふうなことに伴いまし

て、県も当面の運用方針というのを発表しました。これを受けて5月27日には第3回の玉城町としての新型インフルエンザ対策会議を開催をいたしまして、そして6月1日に三重県内に新型インフルエンザが発生した時の玉城町の施設、あるいは教育機関等の運営方針というのをまとめた次第でありまして、これによりまして安心安全な町として、各課が連携をいたしまして、災害時と同様に発生した場合には対応していくと、こういうことになっておる次第でございます。

発生に備えての町独自の対策の必要性と、こういうことのご質問でございますけれども、今回の新型インフルエンザの発生では、感染者が見つかった地域では国から、あるいは都道府県を通じて様々な要請が通達をされる。そして規制が引かれたわけでございます。今後は国と三重県新型インフルエンザ対策行動計画に準じまして、玉城町としてもその対策を講じていきたいと考えておる次第です。この対策につきましても、国をあげて推進をしていくということになっておりますけれども、対策の実行性を確保し新型インフルエンザの被害を最小限に食い止めるためには、何といたしても個人、家庭及び地域での理解が非常に不可欠だというふうに思っておる次第でございます。

そういった中でいろんな啓発が必要でありますから、新型インフルエンザについての基礎的な知識なり、住民の皆さん方に情報提供をしていく、あるいは啓発をしていくというふうなこと、あるいは特に支援が必要な高齢者世帯なり、あるいは障害者世帯への具体的な支援体制等も進めていかなければいかんというふうに考えておる次第でございます。更にもう1点のご質問で昨年9月にご質問を賜りました、その後の取り組みはどうかということでございます。それぞれ町のホームページにそうした即インフルエンザ情報を開設をさせていただいておりますし、また町のイベント、げんきです「玉城まつり」あるいはまた社会福祉大会、あるいは広報たまき等への掲載等、そうしたイベントあるいは広報での周知というふうなことをさせていただいております。あるいはまたケーブルテレビでも放送させていただいておりますという状況でございます。

更に直接施設、病院あるいは保育所等でそうした濃厚接触を行うことがあるといふ恐れのある職員に対しましては、対応マスクの購入をさせていただいた、こういう体制をとらせていただいたところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林一則君） 中瀬信之君。

8番（中瀬信之君） 3番目のところからいきますと、前回の質問に対する答弁として町長としては進めておるよということ、いま答弁であったかとい

うふうに思いますが、少し前回の内容を説明しますと、町としての対応をどのように進めるかということの中身には、行動マニュアルの作成をしますと、町独自のをやるということに私は認識をしておったんですが、それについてはまだできておらん。それから町のホームページ等の中へ載せていくということで、私しょっちゅう見ておりますが、中にも載っておりますが、それは県全体の情報であったり、国全体の情報であるというのが殆どではないかなというふうに思っております。

それから、マスクなどの備品関係の準備について、どういうふうに考えておるんですかという質問に対しては、町長おっしゃるとおり備えあれば憂いなし、備蓄できるものは備蓄するというふうに言われておりますが、今回の発生になった時点でその辺の準備はできておったのか、お伺いをいたします。議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 9月の時点での答弁をさせていただきましたことについて、特にいまの時点では新型インフルエンザ対策の行動計画は策定はできておりませんけれども、今後、伊勢、鳥羽、志摩を始めとするいま南勢地域全体でどうしていくのかという協議に入っております。7月中には素案をつくりたいと考えておる次第でございます。9月上旬に策定をする予定でございます。そしていろんなそのマスク等の準備につきましても、当然それぞれのところでは確保しておる部分もございましたけれども、徹底をしておらなかったところもございまして、今回早急に1千枚のマスクの購入をした次第でございました。そういう状況でございます。

議長（小林一則君） 中瀬信之君。

8番（中瀬信之君） 備品についても準備を進めておるといふふうにお伺いをしました。例えば今回、いまの段階で発生した場合、役場の職員がその発生場合の対応処理として、実際この役場の中が運営をされていくのか、その辺の判断をどういうふうにされておるのか、お伺いをしたいと思います。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 発生した場合に業務に支障がないかどうかというふうなことでございます。これはそれぞれ既に全国各地で発生しておるところは、それぞれでの役所としての体制、あるいは医療機関等の施設としての対応というふうなものがございますから、これは休みというわけにはまいりません。当然対応する濃厚接触をする職員についても、十分な対策を講じながら万全な体制で業務に支障がないように、それは注意をはらっていきたいとこんなふうに思ってます。

議長（小林一則君） 中瀬信之君。

8番（中瀬信之君） 体制はもちろん万全を尽くすのが当たり前だといふ

うに思います。南勢地区についてはこの9月までに行動計画をまとめると言われておりますが、本来であれば町独自のきめ細かな行動計画というのをまとめていくことも重要なことではないかと思っております。例えば保育園で、これは全国各地で問題になっておりましたが、閉園になる。その保護者はどういふふうな対応したらいいんや。仕事にもいかなきゃならんというような時、実際問題としてそういうことが多く発生すると思ひ早急に町独自の対策ということも進めていかなければならんのではないかなというふうに思っております。

5月19日の大紀町においては、保育園、小中学校の職員を含むにですね、マスクを配布したと1800枚というふうになっておりますが、玉城についてはそれ以上の人数がおるといふふうに思ひますが、そういうふうな備蓄についてもこれ進めていかないと間に合わない状況になるのではないかと。先般もインフルエンザが発生したということと同時に、各スーパーであるとか薬局においてはマスクが全てなくなったというような状況にあります。本来そういう状況の中で、例えば役場内に患者が発生し実際に日々の業務を行おうとした時にも、その職員すらそういう配布備品ができないというような状況に陥っているというふうに思ひます。そういう状況を早く改善していこうという気持ちか、町長は強くお持ちなのか、その辺をお伺いしたいというふうに思ひます。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 必要な当然スタッフとして接触をする部分についてのものは、最低限確保するということと、もう一つはやはり当然そういう職場で働くということのなかでは、職員自身がやっばし自覚をして必要なものはある程度は自分で確保していくというぐらいの気持ちか私は大事なかと、こんなふうに思ひておる次第でございます。必要な部分はやはりできるだけ確保はしますけれども、そういうふうな意識もやっばし持って欲しいなというふうに思ひてます。

議長（小林一則君） 中瀬信之君。

8番（中瀬信之君） いま町長言われましたが、個人としての気持ちとしてそういうことを持つのは、勿論かもわかりませんが、行政としては個人の気持ち云々よりも、行政の立場としてどういふふうな対処をしていくかということが非常に重要であると思ひますが、実際いまこれマスクにこだわりますが、担当しておる部署あると思ひますが、町の情報としてどういふ状況で、今なっておるのかお伺いしたいと思ひます。

議長（小林一則君） 生活福祉課長 林裕紀君。

生活福祉課長（林 裕紀君） 当面発生するまでの間は生活福祉課、健康管

理センターのほうで相談窓口等を設置しておる関係上、もちろん対策会議を開いておりますけれども、うちのほうの担当課のほうの予算枠でマスクを千枚購入させてもらったということで、これにつきましては当然いま議員さんおっしゃられたように、初期段階の場合はやはり自宅待機、それから保育所の閉園、こういうことにつきまして学校、保育所、放課後児童クラブ、児童館、そういうところの臨時休業、それから町主催のイベント、もちろん民間主催のイベントも含みますけれども、そこら辺の休止とか休業とか、一部停止とかそんなことをいろいろマニュアルとして検討するような要綱は作って、そういうような検討する材料としては持っております。

これにつきまして一旦、玉城町内はもとより近隣の地域で発生した場合に、どのような処置をとるかについては、今のインフルエンザにつきましては、弱毒性ということで一番強いのが、やっぱり小さい子どもらとか、また小学校、中学校の子どもらの感染力の強さということが元点になっていきますので、そこら辺を中心的に行動をとっていきたいということで、いま6月1日にそういうふうなことで決定をしておるところでございます。後、マスクは買いましたけれども、一応食料品の備蓄についてもいまご質問あったんですけども、当面蔓延した場合の話になりますけれども、蔓延した場合は当然住民自らが食料品とか、そういうようなものを日用品を買い求めることが不可能なことが想定されますので、その時のためにはやはり玉城町地域防災計画にもありますような風水害と震災の編しかございませんが、そちらのほうによる食糧の供給計画とか、また食糧生活必需品の保管計画に基づき安定を図っていききたいと。

ただ職員が1個1個、震災のように体育館とか、そういうところに集団的にお集まり願って退避をしてもらうことになりませんから、当然一人ひとりの家にお配りするというわけにいきませんが、また二次感染、三次感染が起こる可能性がございます。その場合にはやはりそういうところに皆さんが集まっていたところで、拠点にそういう食糧品を集めてそこに取りに来ていただける方に取りに来ていただくという格好で進めていく方法しかないのかなというふうに、今は考えております。

後、前段で申し上げた支援をしてかないかん方々についての把握は、地域包括支援センターを通じてもう一度、今までやっておりますけれども、見守りということでやっておりますが、更にもう一度調査を進めて社協ともタイアップして調査を進めて、取りに来てもらえないという方については、やはり職員等が自ら配らないかんという事態も起こるかと思っておりますので、それに対してまた個人の防護関係の備蓄も引き続き検討していってらおうということで、防災対策会議のほうでは考えております。

それからやはり町の施設ですけれども、個人についてもこれからは家庭でやはり備蓄できる食糧品とか、日用品、医薬品をどのようなものが必要かということについては、広報等で今後具体的にどのようなものを備蓄していただいたらいいのかというのを示していきたいと、このように考えております。以上です。

議長（小林一則君） 中瀬信之君。

8番（中瀬信之君） 今の答弁にありますように重症化する患者さん、糖尿病とか、心疾患、喘息、特に妊婦の方、どういう方がみえるかということはある程度把握しておるといふふうに思いますので、今回のインフルエンザについては、そういう方については特に注意をせないかんといふようなことを言われておりますので、そういう方に向けた発信をお願いしたいということと、これ全て危機管理の基だといふふうに思っております。町全体が危機管理をどのように進めていくか、これは国、県の指針に基づいたらいいといふふうに考える行政の長もいるかもわかりませんが、本来的にはこの地域が例え独自であっても、危機管理を万全に進めるといふことが、非常に重要であるといふふうに思います。

それから予算についても、先ほどのいろんな施設の道路の問題とか、そういうのじゃなくて、予算的にもこれ最優先のことに値するのではないかなといふふうに思っておりますので、必要なことがあれば早急にでも手立てをしていくという姿勢が、非常に大事であるといふふうに思っております。いざとなった時にみんなが心配して、どうしようどうしようといふふうにならないように、万全の対策はどんなけとってでもいいといふふうに思っておりますので、今後言われましたような対策を中心に万全で臨んでいただきたいといふふうに思っております。以上です。

議長（小林一則君） 以上で、8番 中瀬信之君の質問が終わりました。

議長（小林一則君） 10分間の休憩をいたします。

（午前 10時 13分）

議長（小林一則君） 再開いたします。

（午前 10時 23分）

議長（小林一則君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、11番 野口繁君の質問を許します。

11番 野口繁君。

11番（野口 繁君） それではただ今から町政一般質問を行います。質問

事項といたしまして、第1番に旧新田町の区画整理地内の道路整備について。2番目に外城田川河川の管理について。3番目に地域活性化経済危機対策臨時交付金についての3項目につきまして質問をさせていただきます。まず第1点目のこの新田町の区画整理でございますけれども、旧竹岸畜産会社の工場建設予定地に関する関係地主の対応はその後どのようなようになっておるかというようなことで、実はこれ町長せんだっての3月議会で、風口議員のほうから議会の推進ということで、ちょっとこれこういう報告書をつくれということでしたんですけども、これまったく町長が答弁されたことをここに書かせてもろております。その中でこの畜産に関する地主の対応につきましては、町長は直接関係の地権者と話し合いをもっているが、単価設定の段階で難しい部分があり地権者の理解を得にくい状態で、道路整備計画にあわせて更に交渉を進めていきたいと考えておりますし、回答があったわけでございますけれども、その後、その畜産の建設予定地の地主さんにどのように対応されておるのかを、続きでございますけれどもご質問いたします。

議長（小林一則君） 11番 野口繁君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 野口議員から旧新田町区画整理地内の道路整備についてというふうなことの中で、まずは旧竹岸畜産の工場建設予定地に関する関係地主の対応、いわゆる従来からご質問いただいておりますところの繰り返しの質問でございます。なんか近くそうした内容が議会でいま野口議員から説明のお手持ちの資料ではなされるのではないかとということ、今お聞きをしたわけでございますけれども、この件につきましてはもう改めて申し上げるまでもございませぬけれども、ずっとやがて50年近くになるわけでありまして。昭和36年からのずっと計画があつて、その当時としては玉城町の第1番の農村地域に企業を導入しようというふうな動きがあつて、畜産、養豚を中心にいたしまして地域の活性化をしていこうという取り組みが、押野池周辺で計画をなされて、そしてそのいわゆるいろんな過去、あるいは従業員の皆さん方の住宅等々の計画が持ち上がってしておったんですけども、先方のいろんな事情によって、それが計画を中止されたということはもうご承知のとおりでございます。

そんな中で旧地主の方とのいろんな土地の取り扱いについて、どうしていくのかというふうなことで、昭和49年にも覚書が取り交わされてというふうな事の経緯があるわけで、この事は十分ご承知のとおりでございます。そして、今もそのままになっておるわけでありましてけれども、前回から申し上げておりますように、この事はやはり何らかの機会に解決をしていかなければいかんというふうに私も思つておつて、そのようにお答えをさせていただ

いておるわけでございますけれども、非常に協議は重ねておりますけれども、なかなか話が進まないという内容になってございます。単価等の設定で価格設定で非常に旧地権者の方の理解が得にくいというふうな現状になってございますけれども、次のご質問でもいただいておりますように、農道整備が今回、去る5月の末でございましたけれども、区長始め関係の皆さんがお越しをいただきまして、区としてあるいは地権者の方々の大方のご了承なり理解が得られたので、是非あの区画整理が中止になった地域のなかに、区として農道整備あるいは町道整備の要望をお願いをしたいという申し入れをいただいたわけでございまして、この整備の中で今回、今までのこの地権者の皆さん方の問題につきまして解決をしていかなければならんというふうに思っておる次第でございまして、現時点では非常に長年になっておりますけれども、皆さん方にもこの時点でご協力を是非ともいただきたいというふうにいま考えておる次第でございます。そういう事情でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林一則君） 11番 野口繁君。

11番（野口 繁君） この竹岸の問題につきましては、もう長年でございまして、これ単価は当然、当時ではあそこは1反8万とか14万円の金額でしたんですけども、町もある程度折れて解決せんと難しい問題ですので、後々に響くことでございますので、早急に対応してもらいたい、それしか言いようがございません。そこで町長が2番目の項につきましての新田町の関係者から何か要望書が出されたというようなことでございまして、一回要望書の内容につきましてちょっとどういう要望があったのかをお聞かせ願いたいと思います。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 要望書という書類ではなかったんですけども、いわゆる区長始め役員の皆さん方がお越しいただいて、具体的なあのエリアの中にどういう形の道路計画をして欲しいという、その図面の提示をいただいたということございまして、5月26日でございましたけれども、私のほうへお越しをいただいたんです。図面の説明を受けたということでございます。

しかしその事業を進めていく上では、当然たくさんの地権者の方がおありでございますから、やはりいろんな事前の調査が重要だと、こういうふうなことも申し上げてきておりまして、そしてその調査にはやはり費用もかかるわけでございますから、そしてやはり更に地元のそれぞれの道路計画の部分だけではなくて、その隣地の方々のいわゆる地籍測量から土地の確定というふうなことについてのご理解をいただかないと、事業が進まないというふう

なことで改めて皆さん方に協力をお願いしたと、そういうのが先般の打ち合わせの内容でございまして、これから是非いままで長年の妙法寺、佐田土地区画整理事業の懸案でありました町の問題が白紙になって、そしてそれならば次の段階としてやはりあの地域の土地の有効活用のために、何とかして欲しいという強い希望、これは大変町にとっても結構なことだなど、こんなふうに認識をしておりますので、折角こうして地域の皆さん方がこの事業について、まとまった形で協力要請があったわけでございますので、町といたしましても今後このことに力を入れてまいりたいと、こんなふうに考えておる次第でございます。今の状況はそういうことでございます。

議長（小林一則君） 11番 野口繁君。

11番（野口 繁君）すると、これ新田町の区画の全地域の道路図面ですのかな、ただ1線だけでの道路図面なのか、それだけ決めたって城東団地のあたりの道路とか、いろいろ幹線道路があると思うんですけども、どういう姿で提示されたのかちょっとお願いします。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 区画で示されておった部分の全部ということではございませんで、言葉で申し上げますと、いわゆる参宮線に沿って銚子口へ行く部分、あるいはまた銚子口から玉城建設さんの方へ来る畑の真ん中の部分とか、あるいはそれから中川運輸業さんのあたりの所からいわゆる妙法寺の向山へいく部分とか、あるいはすみれ団地の旧城東中学校の地域から旧西忠さんのところへ抜ける道路とか、そういう主要なところの計画の図面を提示をいただいたと、こういうことでございます。

議長（小林一則君） 11番 野口繁君。

11番（野口 繁君） それに対して町はどれぐらいの経費が必要なのか、道路ですね、ただ筋だけ付けて6メートルなら6メートルにするのか、ある程度の今後の見通しとして、道路の高さ等も決めて排水等も決めてやっていくのか、事業費としてどれぐらいかかるのかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 事業費としてどれぐらいかかるというのは全く算定しておりませんが、その前のいわゆる地籍測量、国土調査、これを進めたいということで、先般も県の政策部の職員に来ていただいて、具体的な事務作業の打ち合わせをしたところでございました。国調だけでも3億ぐらいかかるかと違うかと、こういうふうなことであります。その調査だけでも。しかしこれは国、県、あるいは交付税措置というふうなものがあるわけでございますので、そのなかで町としての負担はありますけれども、こういうふ

うないわゆる事前作業を進めないことには事業に着手できないということは、ご承知のとおりであります。まずはそれから入っていきたいと、こんなふうに思ってます。

国土調査の内容につきましては、議員もご承知だと思いますけれども、やはり土地の有効活用をしていく上で、やはり地権者の皆さん方の権利関係をきちっと整理をしていかなければなかなか何事も進まないし、後々トラブルが発生をしていくということになりますから、県下のなかでも少し玉城町はその整備が他の町もありますけれども、ちょっと遅なっておる部分がございます。まずは今回こうした要望が出されましたので、この新田町の地域からこの調査を始めさせていただいたらどうかと、こんなふうに思っておる次第でございます。

議長（小林一則君） 11番 野口繁君。

11番（野口 繁君） 町長のほうから国調と言われたんですけども、国調だけで3億ぐらい。

そうするとだいたい3年ぐらい申請してかかるのと違う、どうですやるか。申し込みしてからどんな時期になりますのやこれ。

議長（小林一則君） 建設産業課長 前田浩三君。

建設産業課長（前田浩三君） この件に関しましては、先日県政策部が来庁いただき打ち合わせをさせていただきました。ただ私どもの要望といたしましては来年度、新規でお願いをしたいという要望をいたしております。ただし現在、もう概算要望の時期に入っておりますので、来年度ということに確定をしておるものではございませんし、できるだけの協力を得たいということをお願いでございます。

それとこれにつきましては国土地理院の関係もございます。国土地理院、私どもの予定の来年度新規というなかで、三角点の骨格の新設もあわせてお願いをさせていただいております。これにつきましてもまだ確定をいたしておりません。できるだけ早い時期に着手ができるようにということで、それぞれに要望なり協議を進めさせていただいておるという状況でございます。以上です。

議長（小林一則君） 11番 野口繁君。

11番（野口 繁君） 国調の場合どうですか、地元負担、町負担が10%ぐらいですむんですかどうです。

議長（小林一則君） 建設産業課長 前田浩三君。

建設産業課長（前田浩三君） この国土法に基づきます地籍調査につきましては補助金、補助率でございますけれども、国が50%、県が25%、地元負担ということで町が25%でございますけれども、この25%のうち8

0%が特別交付税で交付されるといったことでございます。実質の負担は5%ということでお聞きをいたしております。以上です。

議長（小林一則君） 11番 野口繁君。

11番（野口 繁君） これなかなか日にちもかかることやし、財政上の問題もあることでございますので、慎重にお願いしたいと思っておりますので、この点もこの辺で終わらせてもらいます。

次に2番目の外城田川の河川の管理について、私、町長これ驚いたんですよ。ちょっとこれ写真を見てください、町長。これうちの孫が学校へ行っておって大学で「故郷の河川の状況を調べて来い」というレポートの中で、ここで一番下に汁谷川が1級河川になっておる、これ。ここの小俣の宮古橋、のそこからこれずっと三重県の1級河川、それでここで今回この外城田川の河川敷についての管理の質問をさせてもらうわけでございますけれども、その質問の要旨の中で、河川敷の未登記の部分がある。ずっと何回も前からどうなっておるやと聞こうと、促進せないかんということで質問させてもるとるわけですが、現在未登記の部分はどこにあるのか、町で把握できておるのか、お聞かせ願いたいと思っております。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 外城田川はいわゆる昭和40年代に外城田川排水土地改良事業ですと整備がなされてきたということでございます。未登記の部分がどれだけのものかという、未登記はいま完了というか、登記されておらないという現状でございますけれども、ご承知のように大野橋からずっと上流は準用河川とこういうことございまして、それをそのいわゆる2級河川に県管理に昇格をしてくれと、こういうふうな動きがずっと過去からあるわけでございます。そんなんですべて関係いたしますのが、現在、伊勢市あるいは玉城町そして多気町、こういう3つが協議会をつくって、そして関係市町で登記処理を進めておると、こういうのがいまの現状でございます。

なかなか過去の整理というふうなことでございますので、非常に時間がかかっておるとございましてけれども、伊勢の県の農林部分で過去の経過なりあるいは一部負担の内容についても連絡を入れておると、こんな状況でございます。

議長（小林一則君） 11番 野口繁君。

11番（野口 繁君） 市町で登記をするのですか。玉城町の部分も大根切り方式でしたと思うんですけども、玉城町の部分は玉城町で登記をされるのか、その点どうですか。

議長（小林一則君） 建設産業課長 前田浩三君。

建設産業課長（前田浩三君） この未登記物件に関しましては県の伊勢農林

水産事務所で、そちらのほうで未登記予算はもっていただいております。またその処理につきましては、現在私ども先ほど町長が申しあげましたように、伊勢市、多気町、玉城町という3町で2級河川の昇格事務連絡協議会というのを構成いたしております。そちらのほうで直接の窓口として対応にあたっておるといったものでございます。

それと未登記の数ですけれども、ちょっと記憶の部分でございますので、筆数が間違っておるかもわかりませんが、玉城町内においては11筆、伊勢市内においては3筆といったことで、現在のところ把握をさせていただいております。以上です。

議長（小林一則君） 11番 野口繁君。

11番（野口 繁君） ちょっともう一回お願いしたいんですけども、玉城町は11箇所ですか。

ただの1筆ですか。

11筆、そうですね。これですと、この改良区がすでに解散されておると思うんで、その関係書類はどこで保存されておるのか。

議長（小林一則君） 建設産業課長 前田浩三君。

建設産業課長（前田浩三君） 伊勢農林水産事務所のほうで未登記物件ということで整理をされております。

議長（小林一則君） 11番 野口繁君。

11番（野口 繁君） これは県営ですね、だいたい補助金が45%ですか、もろてやったつもりと思うんですけども、これ玉城町が理事長になって町長が、それで推進してきたもんでございますので、その書類は玉城に保存があるはずですよ。それがなかったら、これどこでどういうふうになっておるかさっぱりわからんと思うんですよ、金も経理の問題、ねえ。それで私これ調べたわけでございますけれども、この外城田川は中楽669の1番、これが3,438平米、それが売買で県から金を渡しておるといような事態があるわけでございますけれども、こういうこと玉城町に町長が理事長になって改良区をおこして精算金、賦課金等も全部皆さん方は、職員さんは新しい方でわからんと思うんですけども、そういう運営のなかで推進してまいりました。特に汁谷川の場合、谷口町長が45年8月12日、汁谷川も県営でやっております。そこで賦課金の今後の推移について説明をさして欲しいというようなことで、8月16日の3時から説明会と思っておったところが大きな風呂敷を持ってきて、未収金が約29万、あの当時29万というたら相当な金額ですけれども、それをおまえとこで解決してくれというようなことで、ポンと放られていったわけですよ。

そやでこういう重要なものを町で理事長が町長になっておるわけですから

ども、おそらくその書類というものは町が保存すべきものを、そんなことで放り出されてその時に汁谷川のほうにも、そんな馬鹿なことはいやると、未収金を整理してこいというようなことで、谷口町長にそれじゃあ今後汁谷川に関しましては補修事業も全額町でこれからするのか、というようなことで念を押さしてもらいまして、覚書を汁谷川のほうで町は今後その修繕はいたしますという経過があるわけですよ。これとですね、実は昨日農林の方へ向いて、農林のことで総合庁舎の方へ向いて勉強さしてもらいにいきました。それでどうやったら2級河川、準用河川になるんかいなということで勉強させてもらいにいきましたところが、それが3時からお願いしてあったんですよ。

ところがもう測量屋さんが来ておると、私もちょっと合点いかんのですけれども、お願いするつもりでどういうふうになっておるかという今日の一般質問のために、担当の用地のほうの担当課長のほうへ向いて、お願いしにいった勉強させてもらいに行くつもりでおったんですけれども、ところがもう既に地元の測量屋さんがおってくれて、もう何ちゅうか、私はもう頼むというより、もう既に669の1、所在地がわからんというようなことで、法務局でもう既に何ちゅうんか、登記をしたるやないかというようなこと。これ私はそんなこと頼むつもりでなかったんですけれども、県としてはこれは県営でやったことやで当然のことやということで、実はせんだっての妙法寺の解決があったわけでございますけれども、区の問題等も絡んだなか、1件でも解決しようと、ところが6年ぐらい前になんか素人同士の方がなんか県が委託してやったところが、全然もう証拠もなにもようつかまんだというようなことがあったらしいんですよ。

ありがたいことには、この669とかそんなことも未登記の部分も精査してやったるというようなことで、そういう回答を貰ってきたんですけれども、私も勇み足というんか、私はそんなつもりで行ったわけではないんですけど、町でどういうふうにしたら1級河川になれるのか、それを勉強にさせてもらい行ったところが、そんな状態でございますので、県のほうへ向いてご協力願って町長の方からもひとつお願いして欲しいというようなことでして、さっそくもう登記事務所へ行って、なんか調査に入ってもらえるような状態になったんですよ。その点ちょっと私が妙法寺の場合は私の名前でやってもろたわけでございますけれども、そんなつもりでなかったんで、これも管轄外でございますので、町長の方からもお願いしてもらいたいというようなことでございます、ひとつよろしく。これのことはもう質問いたしませんので、よろしくお願いいたします。

それで次の3番の地域活性化の経済対策臨時交付金についてでございます

けれども、これは私の本町の交付金の活用についてどのように事業計画を進めているのかというようなことで、実はこの5月12日やったと思うんですけれども農林関係で補正予算が組んでおるので、一回勉強会に来いというようなことでお邪魔した中で、その時の県の交付金の担当者の方がだいたい1億2,300万ぐらいあるというような中で、何に使ってもええんやとか、それでまた残してもええんやと、後の基金のために置いておいてもええんやということをお聞かせ願ったわけでございますけれども、今回、町が今回の補正予算で1億2,428万1千円ですか、総務費の中へ向いて入れておるわけでございますけれども、全額今回活用しとると思うんですよ、総トータルの中で。その中でちょっと一回不思議なことは、どうにもこれ税制改正ですか、この下水道の促進事業、これこの予算書で3ページに4千万になっておるのですよ。

これで総務から出してもらいました資料によりますと下水道促進事業については410万円ですよ、これ。数字がどうにもあわんのです。下水道へ向いて4千万放り込んだ場合は、1億2,400万円しかないのですが、ほとんど食ったるような形になるので、これはどういうことかを聞きたいということで、どうにも勘定があわんというようなことでございますので、その点についてお答えを願いたいと思います。

議長（小林一則君） 上下水道課長 小林一雄君。

上下水道課長（小林一雄君） 下水道事業会計のほうの経済危機対策交付金4千万というふうなことで今回補正をあげておりますけれども、これは補助金事業のほうのお金として4千万円をいただくということ、国から補助を受けるということですので、今回のその町全体へきています1億2千なにがしの交付金の中のうちの4千万円とは別のものでございます。

議長（小林一則君） それでよろしいですか。11番 野口繁君。

11番（野口 繁君） どういう意味になるのか、前倒しになるのか、そうすると来年もその経済危機の交付金は入るんですか。

議長（小林一則君） 11番 野口繁君。

11番（野口 繁君） ちょっと説明の欄がもうちょっとわかる説明をしてもらいたいと思います。それで町長、我々5月12日の日に農政関係で補正予算が国会で決められておるので、未抵抗でというようなことで説明があったわけですよ。その席上、たくさんの方の名義があるわけですよ。例えば農道整備、機械整備もいうとった農道整備も国の50%の補助金あると。これ写真あった農道整備もあるわけですけども、こういう場合、私は1億2,428万1千円を丸々使とる、おかしいなと思ったわけですよ。それでできたら保育所のあたりで3千万、4千万でも寄付とかいうようなことで、ところが私

の聞いていたのには、もう少し残してでもええという説明を受けたわけですが、今回は町当局としては1億2,400万もらう、出さん、使わんことには貰えんけど、合間があったわけですよ。

それでこれから全額使っちゃってしまった、そこで3番の中へ入るわけでございますけれども、これ今回、仮の申し込みやったわけですよ、農業関係でこの地域活性化経済危機対策事業の中で、町へ向いて一回暫定的に25日に締め切られたわけでございますけれども、何件でどれぐらいの金額があったんか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（小林一則君） 農林商工課長 田畑良和君。

農林商工課長（田畑良和君） 野口議員のお尋ねの改良区関係につきましては、左岸第2の関係で2件でございます。合わせまして事業費が281万ということで、申請要望書、これだけ要望したよということで、25日付で出されたものをいただいております。以上です。

議長（小林一則君） 11番 野口繁君。

11番（野口 繁君） これ本申請は8月になるわけで、農林の担当の方が町の補助金は、この経済危機対策から出しますよという返事をもるたわけでございますけれども、ここで1億2,400万を全部つこたったら、これからその補助金は一般財源で支払われるのか、それでまた8月に本申請の場合はようけ出てきた場合に国が50%補助金、あとの補助金は補助規定によるもので出すのか。どういうふうにして割合を出すのか、活性化の基金ないですよ、これ。どういうふうにして出されるのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） ちょっとご理解をいただきたいんです。今回の経済対策として出されておる部分が、ちょっとややこしいんですけども、地域活性化経済対策基金の臨時交付金というのと、もう1つは公共投資臨時交付金というのが2つあるんです。自治体に対しては。そして、額で言いますと経済危機が1兆円あるんですね。それから公共投資の臨時交付金というのは約1兆4千億です。あわせて2兆4千億、これを各1800ぐらいの市町村へ交付するという事なんですけども、まず冒頭、初めの1兆円についてはこれはそれぞれの自治体の財政力に応じて、国が一方的に配分をした金額なんです。玉城町はですから1億2,400万円、一方的に。それはいわゆる特定財源ではないんですね。使い道が特定されるということやなしに、一般財源として利用できるわけなんです。

従って多いところでは4億も5億も交付されておると、これがそうなんです。その使い道がいま申し上げておる1億2,400万円のうちで地球温

暖化とかあるいは保育所の関係とか、食糧保存庫とか、そういうふうなことに使いたい。もう一つ野口議員さんが未抵抗の段階でお聞きをいただいておりますのが、いわゆる公共投資の臨時交付金というやつなんです。それが1兆4千億ですね。これはこれから具体的に国の各省庁がございますから、その補助金を統括しておるその省庁のほうで具体的なメニューが出されて、そしてそれに基づいてそれぞれの所管なり、あるいは事業主体、改良区さんもそうでございますけれども、そこで要望してもらおうと、それが該当していくんではないかと、こういうものが1兆4千億です。二手あるんです。そういうことのご理解をまずしておいて欲しいなと思っております。

議長（小林一則君） 11番 野口繁君。

11番（野口 繁君） それも承知いたしておるわけで、三重県のほうで枠取りせんで、東海農政局へむいて事業量をできるだけ多いことを申請をしてくれというようなことでしたんですよ。それでですね、これこの経済活性化対策事業の中で例えば補助金をもらう要件の中で、減反のパーセント、本申請の時に。そこでもうひとつは担い手の育成ですね、要件の中では20%以下のところは20%に上げなさいと、20%のところはちょっとでも上げなさいという要件があるわけでございますけれども、ここで最後にお尋ねいたしたいのは、この担い手の育成ですけどね、玉城町にとっては重大な問題でございますけれども、この担い手の育成について町はどのようにして考えているのか。もう本当に時間的に難しい時でございますので、町長のお考えをお願いいたしたいと思えます。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 担い手育成のことはやはりこれだけの優良農地が整備されておりますから、やはりこれを担い手の方に、あるいはまた規模を拡大して営農していただくというふうな方を育てていくといった、これは町の農政の最重要課題だと、こんなふうに認識をしております。

従っているようなJAなり県なり町としてそれぞれの役割があるわけでありましてけれども、どういう形で担い手の方が育っていくのか、あるいはやはり規模拡大をしていただくようなことが、どんな形で具体的に進めていくことができるのかとか、いま担い手の方が育たないというふうなところはどこに問題があるのかということ、改めて検証をして、そして当然いろんな農政の複雑な難しい問題もあるわけでありまして。あるいはまたいろんな農業に対する生活、所得の安定というふうなこともあるわけでありましてけれども、そういういろんな方面からやっぱし十分に検討をしながら、少しでも担い手の方が育っていただいて、そして玉城町の農地を有効活用していただくということの手だては当然必要でありますから、このことを一度積極的

に進めていきたいと思っております。

既に今もそれぞれの改良区で行っております補助事業のなかでは、それが要件になっておりますから、そのことに力を入れていただいております部分もあります。しかし玉城町全体ではまだまだこのことが必要だというふうに認識しておりますので、力を入れていきたいと、こんなふうに思っております次第でございます。

議長（小林一則君） 11番 野口繁君。

11番（野口 繁君） 今回の補正ですが、町長こういうメニューもあったんですよ、これ。担い手の協議会をつくった場合に、トラクターの購入とか、そういうのは2分の1の補助金事業もあるわけでございます、おしかったなという感じをいたすわけでございますけれども、この担い手の問題につきましては、町をあげて町長これ真剣に、人ごとやなしに取り組んで欲しい。今回、我々総務委員会もそういうところへ向いて視察するわけでございますけれども、重点的に今後の玉城町の、町長はいつも農業の町や町やと言われておるんですけどね、本当に真剣に取り組んでいただくことをお願いいたしまして、これで一般質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。

議長（小林一則君） 以上で11番 野口繁君の質問は終わりました。

議長（小林一則君） 次に、3番 山本静一君の質問を許します。

3番 山本静一君。

3番（山本静一君） 議長の許可を得、通告書に基づき一般質問をいたしたいと思えます。まず2項目ございまして、1つは防災対策。2番目が一人暮らし老人等緊急通報装置の貸与ということでお聞きしたいと思えます。

防災対策のなかに災害基本法で、防災対策会議を設置するというのが出ておりますけれども、現在玉城町の条例もございまして、昭和38年に制定されて、これは現在どのような活動をしているのか、その点をお聞きしたいと思えます。

議長（小林一則君） 3番 山本静一君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 山本議員から防災対策についてのご質問をいただきました。前段の中瀬議員からもご質問がございましたけれども、大変この最近のこうしたインフルエンザを初めとする直接住民の皆さん方の命に係わる風水害あるいは火災、あるいは事故というふうなこと、これをどう対応していくか、対策を講じていくかというのは大変重要で、まさに危機管理というような町としての重要課題だと、こんなふうに考えておる次第でございます、具体的な内容についてのご質問でございます。また私のほうで答弁が漏れて

おる部分につきましては、担当課長のほうから答弁をいたさせたいと思います。

具体的な質問をいただいておりますので一つひとつお答えを申し上げます。まずは町の地域防災計画による町の防災会議の現在の運営状況というお尋ねでございます。これは常時この会議はいつでも開けるような体制になってございます。従っていざ有事の際は招集をして、そしてこの対策会議を設けるということになっておまして、災害対策基本法のなかで16条の中の規定に基づいて常設をしておるということでございます。

内容といたしましては、町の防災計画をつくる、あるいは災害発生時の情報収集を図る。あるいは災害が発生した場合には、災害の応急対策及び関係機関との相互の連絡調整をしていく、あるいは非常災害に際しての緊急措置の計画をつくって、その実施をします。あるいはその他それぞれ法律あるいは政令に基づく権限に属する仕事でございます。最近では平成18年7月に会議を行った。そしてこの大きなものはその9月9日に実施して防災訓練をやったり、あるいはまた昨年もサンアリーナのほうで県、伊勢、玉城、度会等での大規模な防災訓練をやったり、あるいは平成20年度末にJ-アラートということでもありますけれども、地震の前触れを放送で各戸へ流すシステム、これが今年の4月から運用を始めておるということでございます。そんなことの内容で防災会議、大変重要組織でございます。設けておるということでございます。

それから飲料水の貯水量なり緊急時の給水手段と、こういうことでございますけれども、これにつきましては玉城町の上水の配水池が岩出と山神というところで配水池を設置しております。ご承知のとおりでございます。ここに貯水量としてトータルで5,060立米、これが確保されておるということでございます。そんな内容でございます。そんなことでちょっと答えが進んでおるようでございますけれども、そんな内容でまた随時ご質問をいただきましたら、詳しくお答えをさせていただきたい、こんなふうに思っています。よろしく願いいたします。

議長（小林一則君） 3番 山本静一君。

3番（山本静一君） 先ほど町長のおっしゃったように、防災会議は本当に重要な会議でございます。何故私ども思いますのは、玉城町は本当にめぐまれたと言うんですか、そういう高潮、津波とか土砂崩れとか、山崩れがない、一番心配されるのは私は地震だと思うんですよ。地震が発生しますと、町全体ですからお互いに近隣の市町村も助け合いできない、また自衛隊に要請いたしましても、その要請が殺到する。そうなりますとやはり地域でそういうふうな対応せざるのではないのかと思います。そういうなかでこの防災会議は、ここにもございますように「玉城町地域防災計画を策定する」という要

綱になっておると思います。そうしたその中で災害対策基本第4条第1項で市町村の地域防災計画という欄がございますけれども、この中で見てまいりますと、毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要がある時はこれを修正しなければならないとなっておりますけれども、現在みてみますと国のほうが昭和36年に示されて、玉城町は昭和30年に公布しとると、もう40年以上たっているけれども中身はだいぶとこういう内容がそのままでございますので、修正をするような箇所は多々あるんじゃないかと思えますね。

例えば構成員に対しまして、農協組合長とか、それから区長代表というような表現もありますし、それからまたこれは任期でございますけれども、折角そういうふうな防災に関する専門知識を吸収しても、2年で交代では折角そういうシステムを活用ができないと、やはり半分半分が交代するのはわかりますけれども、そういうのも必要であるし、また文言等もなかなか昭和36年頃の文章でございますので、所掌とか総理とか、なかなか一般の方がみてもわからないこれは条例だと思えます。私も所掌というのはわかりませんでした。辞書を引いてもなかなか載っておりませんし、そういうのも改めていくべきではないかと思えます。

それから先ほど町長ちょっと私聞き漏らしたかわかりませんが、実質活動は毎年やってないということでございますね。防災会議は開催されていないと。そうしますと予算をみてみますと、20年度で14万1千円の決算書で計上はされておりますし、21年度も同じくそういうふうな防災会議の報酬が14万1千円計上されておりますけれども、この点についてはどのようになっているんですか。

議長（小林一則君） 総務課長 中郷徹君。

総務課長（中郷 徹君） 予算の段階では防災会議を招集しといったことを考えまして、予算の段階では計上をいたしておるところでございますが、会議を開催しない場合には、これを支出しないというふうなことでございまして、20年度におきましては会議を開催いたしておりません。ただ先ほど町長申し上げましたように、全国瞬時警報システムを整備したことにつきまして、この内容について文書でお知らせを申し上げておる、こういったことでございますので、こういったことに関しては報酬はお支払いをいたしておらん、ということでございます。

議長（小林一則君） 3番 山本静一君。

3番（山本静一君） 後のほうも関連いたしますので、次に、2、3の飲料水とか、そういう食糧の関係ちょっと町長説明していただきましたけども、その点についてちょっと、やはり町民に災害がありますと、玉城町はどのぐらいの飲料水を貯水しているのか、食糧はどうなるのかと、一番関心事だと

思うんです。まして食糧がなかっても水が3日あれば、何とか持ちこたえるとかというようなことも聞いておりますし、そういうような生命の源の水はどのような調達とか、そういう貯水とか、またそういうふうには被害があった場合にはどのように各住民に配布されるのかということで、お答え願いたいと思います。

議長（小林一則君） 総務課長 中郷徹君。

総務課長（中郷 徹君） 続いてご質問をいただいております飲料水の貯水量、調達手段、それから食糧の保存、調達手段、種類、こういったことについてもあわせてご質問をいただいておりますところまでございまして、まず飲料水についてでございます。町内、岩出の配水池、ここに4千立方メートルの貯水をする能力がございます。山神の配水池に1,460立方メートルあわせまして5,060立方メートルが常時貯水ができるというふうなことで運用をいたしておりますところでございます。

各配水池それぞれの配水池には、大地震が発生しました時、もしくは予想外の大流量で配水量が平常の水量以上に大きく膨れた場合、これを機械的に察知をいたしまして、自動的にこの配水量を制限する装置が、それぞれに設置をしております。そういったことも考慮をいたしまして、大地震が発生をいたしますと当然火災といったことにつきましても、心配されるところでございまして、その消火水量を考慮いたしました貯留時間という呼び方をいたしておりますが、これは連続して配水の対応が可能な時間ということでお願いを賜りたいと思っておりますが、これがそれぞれの配水池におきまして、12時間ということで設定をいたしております。12時間の間に、それぞれ損傷を受けた部分につきまして復旧をしまっている、こういったことでございます。

飲料水につきましては、1人1日に必要な量が3リットルといったことが言われております。各配水地それから水源地、それとそこから給水をするところまでございまして、各地の消火栓、それから上下水道課のほうに車載の車に載せることができますタンクを保有いたしております、それをもちまして各被災地に給水を行うといったことでございます。各被災地の各戸への給水につきましては、容量6リットルのポリエチレン製のバッグがございまして、これを1万7,700枚ほど、これは上下水道課それから防災の備蓄品、あわせたものでございまして、これを保有をいたしております、これをもちまして各区、被災地域への給水を行う。こういったことで飲料水の確保については考えておるところでございます。

続きまして、備蓄食糧の種類、それから量、その調達手段はどうかということについてでございますが、現在備蓄いたしております食糧の種類、それから量についてでございますが、現在ビスケットを1,900食、それから

クラッカーを1,700食、アルファ化米これは乾飯といいますが、いったんご飯にしたものにつきまして、これを乾燥をし湯を入れることによってご飯に戻るアルファ化米もしくはアルファ米と言われておるものでございます。これが700食の合計4,300食を保有をいたしておるところでございます。他に町内商業者の方々との協定によりまして600食を提供をいただき、こういったことで協定をいたしておるところでございますし、それから県、隣町の度会町、それから日本赤十字社との協定に基づく緊急引き渡し、こういったことについても考慮いたしており、この応援によって確保をするとしております。

なおまた備蓄食糧につきましては、それぞれ消費期限が定められておるものでございまして、これが到達するものにつきましては、順次その年度で買い換えをいたしておるといったことで考えておりますし、なお場合によってはアレルギー対応といったことにつきましても、当然考慮に入れていく必要がございますので、現在もう既に小麦、ソバ、卵、牛乳、落花生、こういったアレルギーに対応できる備蓄食糧、こういったものの開発が進められておりますので、今年度補充をいたします備蓄食糧のなかには、こういったものにつきましても考慮に入れていきたいと、こういったことで考えておるところでございます。以上です。

議長（小林一則君） 3番 山本静一君。

3番（山本静一君） 先ほど中郷課長の説明いただきまして、飲料水ですけれども、中郷課長がおっしゃるには貯水タンクからそういうふうな取水するというんですか、そういうことですが、しかしもしその地震になった場合に、それが使用できない場合はどうするのかという私は懸念があるわけです。

それから玉城町の防災計画をみてまいりますと、飲料水が汚染したと認められる、その場合は濾過消毒し水質検査をして供給するとなっておりますけれども、町は濾過器とかそういう水質検査とか、そういうシステムとかそんなんあるんですか。

議長（小林一則君） 総務課長 中郷徹君。

総務課長（中郷 徹君） まず被災をした時に、どこで給水するかというふうなことについてでございますが、まずは基本的には消火栓で水を抜き取ってというふうなことを考えておるところでございますし、それができない場合は配水地からは直接といったことも可能になっております。なおまた水源地におきましても、地下に水槽をもっておりますし、井戸が2本ございます。これにつきましては停電時でも揚水ができる構えをもっておりますし、消毒につきましても停電時でも発電機の電力によりましてこれが稼働できる、

こういった状況になってございますので、それぞれの箇所で対応ができるものというふうに考えております。

なおまた濾過器につきましては、以前に簡易的な濾過器につきまして、防災備品として購入をいただきまして、これにつきまして試運転的に活用してきたところでございますが、現在は濾過器としては防災備品として保有をいたしておらん、こういったところでございます。

上水道水源地上につきましては、地下水をくみ上げておりますので、現在のところは濾過の必要のない水というふうなことで扱いを受けておる、こういったところでございます。

議長（小林一則君） 3番 山本静一君。

3番（山本静一君） 水源水が井戸とおっしゃいましたけれども、それは正常な今の状態でありまして、地震になりますとどういうふうなことが起こるかわかりませんので、やはりそういうふうな検討も絶対水道が使えないとか、そういう時の検討もお願いしたいと思えます。

それから食糧につきましては、先ほど中郷課長がアレルギー食品の備蓄も考えたいということでございますけれども、それに加えて、乳幼児のミルクとかそういうものも必要やと思うんですけれども、その点についてはどのようにお考えですか。

議長（小林一則君） 総務課長 中郷徹君。

総務課長（中郷 徹君） 先ほど申し上げましたアレルギー対応の備蓄食品の購入、こういったこの際にミルク等につきましても、一度検討をさせていただきたいと思えます。

議長（小林一則君） 3番 山本静一君。

3番（山本静一君） もうひとつ食糧についてお聞きしますけれども、アレルギーの対象者というんですか、これは学校のほうではだいたい給食関係がございまして、それぞれ把握しておると思うんですけれども、役場のほうとしてもそういう把握はしてみえますか。

議長（小林一則君） 総務課長 中郷徹君。

総務課長（中郷 徹君） この備蓄食品につきまして、先ほどアレルギー対応というふうなところで申し上げたところでございますが、このアレルギー対応食品これをどういった方に分配するか、お渡しするか、こういったことにつきましては、基本的には保護者の方のお申し出、これに従いまして供給をさせていただいたことにさせていただきたいと思えます。

議長（小林一則君） 3番 山本静一君。

3番（山本静一君） 平時でしたら保護者もこうですと言われますけれども、災害ちょっと私が特に申し上げておるのは地震です。みんな右往左往し

てなかなかそういうのはそう回らんと、その場合に町が食糧をばっと配ったと、そういうふうなアレルギーが発生するという可能性もありますので、私はやはりプライバシーの問題もあるかしりませんが、やはりそういうふうな卵とかミルクとか、そういう誰がおるとか、ある程度その配分できるような状況が私は必要かと思えます。そういうことでその点も1回検討願いたいと思えます。やはり命に係わる問題ですから。それからそれに続きまして、町民の皆さんもまた関心を持っています災害倉庫、どこにどのようなものがあるのかということに関心あると思えますので、その点ひとつ説明願いたいと思えます。

議長（小林一則君） 総務課長 中郷徹君。

総務課長（中郷 徹君） 防災倉庫についてでございますが、現在6箇所の防災倉庫がございます。まず下田辺地内これは夢工房たまきという施設、これは中央公民館の近くでございます。次に南新町の外城田川沿いでございますが、外城田川右岸でございますが、佐田墓地近くでございます。旧の警察の官舎がございましたが、そこでございます。それから勝田町でございます。勝田町につきましては外城田川左岸でございます、保健福祉会館の対岸でございます。ここに2基設置をいたしております。次に有田地区になりますが、長更、有田小学校の校庭に設置をいたしております。それから外城田の蚊野地内でございますが、これは県道伊勢多気線沿いでございまして、外城田小学校の向かい側に設置をしております。それともう1箇所、下外城田地区でございますが、小社、下外城田小学校の校庭内に1基を設置をいたしておる、こういったところでございます。

それから、それぞれの防災倉庫に備蓄をいたしておる物品についてでございますが、先ほど申し上げました備蓄の食糧、これを分散して保管をいたしておること、それから全体で950枚でございますが、毛布、被災時用の毛布につきましても、それぞれの防災倉庫に分散をして保有をいたしております。他に土嚢用のビニール袋、それから給水用のウォーターバック、そういったものにつきましても、それと救急箱につきましてもそれぞれの備蓄倉庫に保管をいたしておる状況でございます。

議長（小林一則君） 3番 山本静一君。

3番（山本静一君） 被災倉庫の備蓄一覧表も私の手元にあるんですけども、再々に申し上げますように、やはり地震が一番大事、一番心配と私は申し上げます。そういうなかで地震に対応する、そういうふうなジャッキとかロープとか、それからロープですかジャッキでつり上げる、そういうのも私は必要ではないかと思えます。やはり地震が起こればその地域で全員がすぐ、役場は対応できませんし、消防車はなかなか駆けつけることはでき

ない。家が崩壊した場合には近所の人がやる、そういう体制が私は必要ではないかと思うんです。

いまそういうのを中郷課長から各災害倉庫の説明を受けましたけれども、私ずっと近隣の市町村を見てまいりますと、やはり公民館のすそにも置いているということで、すぐ対応できる、近くですから、そうしますとじゃあ災害あった場合に、あの災害倉庫を誰が開けんやと、キーがないと、どこにあるかわからんと、じゃあその役場の職員もなかなかそういうふうな右往左往してなかなかそう駆けつけることはできないと、そういう場合にどういう対応するかという場合であれば、災害倉庫は地区の区長さんなりに保管していただくか、それとも災害倉庫を他の町のように公民館へそういう資材も食糧も置くとかいうのも、ひとつの方法かと思えます。

それからもう1つですけれども、玉城町は下水道がだいぶと進んでまいりました。そこでもし水道がストップした場合は、下水、水洗便所は使えません。じゃその場合どういうふうに対応するのかというのも、1つの検討していただく要素だと思います。近隣市町村を見てまいりますと、やはり孤立する地区もございますので、簡易トイレですか、そういうのも常備しとるところもございます。玉城町でいいますと町営住宅とか、アパートとか田丸の商店街、ああいうところは空き地も少ないですし、それから庭も少ない、農村自体には庭があって、周りから遮断されて庭に穴を掘ってということもできますけれども、やはり簡易トイレですか、これもひとつ何とか検討を願わないと、これだけ下水道が進みましたらなかなかそういうふうな排便というんですか、難しいと思えますので、その点も今後先ほど言われたアレルギー食品とともに設備のほうで考えていただきたいと思います。

その次に自主防衛組織の現実には訓練計画、これらについてちょっとお伺いしたい思います。

議長（小林一則君） 総務課長 中郷徹君。

総務課長（中郷 徹君） ただいま自主防災組織につきましては、各区、各地区が直接にまたは各地区のなかで組織をしていただいております自衛消防組織の活動を通じまして、自主防災活動にあたっていただいております、こういったことでございます。

なお各地区ともに個別に活動をいただいております、こういったことございまして、情報の提供につきましては、例えばハザードマップこれは平成19年度に作成をいたしましたものがございますが、この中に洪水ハザードマップの中に防災に関する知識を織りまぜましたものにつきまして、各戸に配布をさせていただいております。

特に本年伊勢湾台風から50周年にあたるというふうな年でございます、

それぞれ自主的に活動をいただいております自主防衛組織の方々のリーダーの研修会等を、それから防災訓練、こういったことについても近く考えさせていただく必要があるのではないかというふうに考えておるところでございます。なお参考に申し上げますと、いま県におきまして県営サンアリーナの近くにここに隣接をいたしまして伊勢志摩広域防災拠点施設、こういったものが整備をされるということで計画が進められております。

あわせて伊勢湾台風50年というふうなことでございまして、県においての防災訓練が実施をされるということでございますので、これにつきましても私どもできるだけ参画をしてまいりたいと、こういったところで考えておるところでございます。また前段のご質問のなかで、防災用の式材のこういうもののあり方というか、品目につきましてもご提案をいただいたところでございます。それらの品目もしくは耐震型の防火水槽の設置、こういったことにつきましても、今後の計画の中に折り込んでいきたいというふうに考えております。

議長（小林一則君） 3番 山本静一君。

3番（山本静一君） 再三申し上げますが、私は地震を想定しておりますもので、そうすると地震が発生した、家が崩壊した、いまは大きな地震も我々も経験しておりません。もしそういたら右往左往してなかなかそういうふうな自分らの救助活動が手につかないということが、大いにあるかと思えます。やはりそれには日頃の訓練が大事でありまして、それから、災害対策基本法で5条2項に町村は、ちょっと読みますと「防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づき自主的な防災組織、自主防災組織の充実を図る」となっておりますのでやはりそういうふうな今、地域で自主的にやりますけれども、やはり町がもっとまとめて、そういうふうな自主組織をつくるような、防災会議がつくるような働きをしていただきたい。

それからやはりいま町にあります玉城町地域防災計画は、町の仕事と住民のするような仕事、活動、行動がごっちゃになって1冊になっておりますけれども、やはり身近な住民が実質に実際活動できる、そういうようなマニュアルというんですか、そういうものが必要ではないかと思えます。例えば先ほど申されたように、じゃあったら住民の安否は誰が確認するのか、確認したらそれをどこへ報告するのかとか、死なんす人が出たらどうすんのかと、本当に細かいことが私はこの自主防衛の訓練には、知識が必要だと思うんです。

そういうことで本当にそういう訓練ないし知識の普及ということもございまして、そういうふうな研修、先ほども中郷課長さん研修会と言われましたけれども、こんな研修会は毎年開いても多すぎることはないと思います。そう

いう知識、研修会を開いて自主防災組織を設立して、そういう毎年訓練されて、初めてそういうのが生きると思うんです。だから町長が自主防災組織というのは、今後どのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 地震対策を特に心配されておられる、そのとおりだと思います。昨年のサンアリーナでの防災訓練もそうございましたけれども、私もその状況を広報のコラムの欄で書き上げて、町民の皆さん方にご覧をいただきたいという周知をさせていただいたわけでありましてけれども、阪神淡路なりですね、その中国、岩手、宮城の地震でも、84%が家屋の倒壊なり、そして家具の転倒による圧死という形で亡くなっておる。84%がそういうことなりですね、特になかなかご理解をいただけない事情があるんです。盛んに啓発、そういうコラムでも毎年できるだけこういう発生の災害のことは掲げさせていただきたいなと思ってあげさせていただいておるんですけども、あるいは町の予算でも計上をお願いをして呼びかけておるんですけども、申し込みが少ないのがいわゆる住宅の耐震診断ですね、あるいは補強工事ですね、それも予算措置をさせていただいておるんですけども、なかなか申し込みが少ない、そういう実態がございます。これはひとつこれからもできるだけ理解をいただけるように、呼びかけをしたいということが一つです。

それから自主防災組織でございますけれども、町はおかげさまでこうして非常に地理的に恵まれた場所でありますし、以前は三重県で2番目に安全な町だと、こういうふうな評価もいただいたこともありましたけれども、なかなかその地震ということになりますと、安心しておれないわけでございますので、こういうふうなことのやっぱしこれは今も申し上げておりますように、随時にそれぞれの自治区の選出のほとんど消防団員がおる、あるいはまた消防団員が月に2回程度、それぞれ訓練をしておると、こういうことと。

それからもう一つは、団員が直接地域のほうへ出向いて、そして訓練の指導をさせていただいておると、こういうことで案外きめ細かい対応をしてもろとるところがございますけれども、また地域によりましては、地区の中でも消防団、自主防災のご承知のような組織もあるところもあれば、あるいはないところもあると。したがってそういう組織のないところはピックアップして、そして非常備の町の消防団員がそれぞれできるだけそういうところを中心に、今後もそうした日常の備えの面でのアドバイスをしていくと、こういうふうなことをやっぱし強化していきたいと思っています。

それで区長の皆さん方も毎回、区長会等を開催をさせていただいたりしておりますし、また具体的な内容、毎月1回地域担当制で職員が自治区の区長

さんと面談をさせていただいておるとのことでございますから、そんななかでこうした防災、災害に対する、特に地震に対するいろんな訓練等の呼びかけもあるいは要請をしてほしいと、そういういわゆる訓練指導の機会を働きかけていきたい、こんなふうに思ってます。

議長（小林一則君） 3番 山本静一君。

3番（山本静一君） やはり一つの災害は町や行政は頼りようになっていくんですよ、まずは地域の住民自ら守らんことには、とても町はある程度になってから、そういう対応はできますけれども、やはり住民が本当に活動できる、そういうふうにマニュアルをつくっていただきまして、やはりその研修を訓練を重ねないことには実を結びませんので、その点を重ねてお願いしたいと思います。

次に続きまして、2番目の一人暮らし老人の緊急装置通報でございますけれども、これは設置されて何年たつかわかりませんが、これを設置された目的とどのようなシステムなのか、概要です。通報装置になっているのか、その点の説明を願いたいと思います。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 設置の目的なり概要でございますが、それは平成6年に国のこうした事業が、制度がなされたということでございまして、目的は一人暮らしの老人に対して、急病や災害の時に緊急時に迅速かつ適切な対応ができると、こういうふうなことのために通報装置を付けていただく、その事業でございます。

システムの内容は、緊急通報装置をご家庭の電話に取り付けると、取り付けの本体と本人が身に付けるペンダント型の発信装置から構成されておると、こういうものでございまして、急病の時やあるいは不信者が入った時、あるいは火災が発生した時、そうした時などにボタンを押していただくと自動的に警備保障会社が信号をキャッチをして、そして警備保障会社の係員が駆けつけると、こういうシステムでございます。そういう内容のシステムでございます。

議長（小林一則君） 3番 山本静一君。

3番（山本静一君） 目的とシステムはそういうふうなんかわかりませんが、そうしますと警備会社が駆けつけた、じゃそういうふうな本人が家の中において通報を押したと、鍵がかかっていると、そういう場合はどうするのか、そしてまた駆けつけた警備会社は状況によって救急車も呼ぶのか、その点はどうですか。

議長（小林一則君） 生活福祉課長 林裕紀君。

生活福祉課長（林 裕紀君） 当然そういう不測の事態が起きた時について

は、無断で入れませんので警察の方のご協力をいただいて、それから後、あらかじめ登録してある方がみえますので、警備会社はその時にあらかじめ登録された方に緊急連絡先というような登録がありますので、そちらのほうへも連絡をしてもらっていますので、その方と連絡をとって鍵を開けさせてもらうなりして対応して入るということになるかと思います。

議長（小林一則君） 3番 山本静一君。

3番（山本静一君） 近隣の町ではやはり対象者が、近所の3人ばかり指名して、そのなかで通報しとるといふんがあるんですけども、そうすると課長おっしゃったように、警備会社が来た鍵あけるといふのは、その登録された方、その警備会社はわかるわけですか。私なら私らやったら、警備会社がきたと私のその鍵の保管は、予備といふのは林課長が持っておるとか、そういうふうな駆けつけた警備会社は、すぐ対応できるんですか。わからんたらわからんでよろしいよ。

議長（小林一則君） 生活福祉課長 林裕紀君。

生活福祉課長（林 裕紀君） その緊急の時ですけれども、当然鍵をちょっとまだ警備保障会社と鍵のやり取りの契約のことで、ちょっと認識を持っておりませんでしたので、そこを確認してもらいます。もう1点は緊急の場合は窓を割って入っていいということで、契約をさせてもらっておることになっておるみたいですので、それもあわせて2点について、再度確認してご報告させてもらいたいと思います。

議長（小林一則君） 3番 山本静一君。

3番（山本静一君） その次に利用状況はどのようなのかと、いま65才以上の独居老人が何人くらいみえて、いま何人くらいそれを利用してみえるのか、その利用状況をお聞かせ願いたいと思います。

議長（小林一則君） 生活福祉課長 林裕紀君。

生活福祉課長（林 裕紀君） まず利用状況ですが、この4月、平成21年現在では30名の方が利用の登録をいただいております。利用実績ですが、過去3カ年間ですと、平成18年の時には利用が0件でした。19年も利用が0件、20年は利用が2件ございました。対象数ですが、把握はなかなかしにくいんですが、住民基本台帳からいくと230名ぐらいの方が、一応住民票を持ってみえるというんですか、お一人になります地域包括とか、民生委員さんとか、社協さんのほうの調査でいくと気がかりな方が48名は把握しておるといふふうな聞いてますので、それがイコール最大じゃないんでしょうけれども、一応48名の中と30名ということはどういうリンクしとるかと思うんですけども、そういうような状態でございます。

議長（小林一則君） 3番 山本静一君。

3番（山本静一君） これの利用料金の査定、算出方法、どのようにされているのか、それをお聞きしたいと思います。

議長（小林一則君） 生活福祉課長 林裕紀君。

生活福祉課長（林 裕紀君） 20年度までは無料でやっておりました。

21年度から利用料をいただくことになりました。その基準としましては、町民税の課税世帯につきましては、全額を負担していただくということで月2,900円、消費税は別になりますが、月2,900円負担していただくことになります。町民税非課税の方につきましては、その3割分、3割負担をお願いすることで月870円、これも消費税別ですが、870円を毎月お願いすると。生活保護の世帯の方については、従前どおり負担はなしということに設定をいたしました。

議長（小林一則君） 3番 山本静一君。

3番（山本静一君） 先ほどおっしゃったように利用者30名、それで今回これ4月、20年度は無料であったけれども、今年から有料になったと。そうすると最悪の方は3千円から払わなければならないと、大きな負担増になると思うんですよ。このまますえ置きでよかったのではないかという感じもいたします。これにつきましては、利用者に通告文書がいておると思うんです。4月1日付けで。その文面を見ますと、何故そういうふうな今回改正したのか、そして自分はどこに該当する、これはどういうことで金額をゼロか、910円か3,010円か、全然明記なしにいったら一方的に通知だしておると。そしてこの中で一番懸念されますのは、文面を見ますと利用料金の支払いがない場合は解約されたものとしご利用が停止、撤去いたしますとこう書いてありますね。

この緊急通報装置は利用者の命の綱ですね、それを一方的に解約し撤去をするって、これが町長の言われるような住みよい町、ナンバー1の町ですか、そういうので30何名が利用しとるわけですよ、これぐらいは何とか福祉、そういう面で町として考えるべきではないかと思います。その点について町長いかがですか。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） これは国のほうでも制度があっただけけれども、いわゆる利用の状況、最近の携帯電話の普及等もあって廃止を、見直しをしたと、こういうなかで町として続けさせていただいてきておるわけですが、新年度の中でもこの改正をさせていただいて、お認めをいただいで進んでおるわけですが、やはり本当に困ってみえる一人暮らしの皆さん方というのは、これは町をあげて何とかせないかんわけで

ありますけれども、いまでも説明申し上げておりますように、やはり一定の収入のある皆さん方については、それは個人でやはり貴重な税金で運営をさせていただいておる自治体の経営でありますから、個人で負担できる能力のある方は個人で負担をしていただきたいという認識を持っていただくのか、これが私は重要ではないかなとこんなふうに思っておる次第でございます。

ただ山本議員おっしゃるように、この改正時点での具体的な対象の皆さん方に対する詳しい説明というものが、不足しておりましたことについては、これはお詫びを申し上げ、もう少し親切な形でのお知らせをさせていただくべきであったというふうに思っておる次第でございます。

議長（小林一則君） 3番 山本静一君。

3番（山本静一君） それではちょっとお聞きしますけれども、今回改正になりました町民税課税世帯、これはそうするとだいたいその非課税所得というのは、どのくらいあるんですか、どこまで想定されますか。

議長（小林一則君） 生活福祉課長 林裕紀君。

生活福祉課長（林 裕紀君） 住民税の非課税は所得が28万以下の場合には課税をしないということになっておりますので、所得が28万ということになります。所得が28万円と申しますと、65才以上の方を想定しますと、おそらく年金収入の方と、年金収入のみの方というふうな想定しますと、お1人年金収入65才の方、120万円の控除がありますから、120万円と28万を足して148万未満の方は住民税が非課税世帯ということになっております。非課税世帯148万未満の場合、非課税世帯かと思えます。

議長（小林一則君） 3番 山本静一君。

3番（山本静一君） 148万円ってこれ加算分所得やな。収入なん。

生活福祉課長（林 裕紀君） 所得は28万円です。所得が28万円以下の場合、非課税。所得ですから収入から控除を引いた残りですから、年金の場合は120万円まではゼロになりますので、他に何か所得があったと仮定しても、148万円までは非課税扱いになります。

3番（山本静一君） 148万円以上やと課税。

生活福祉課長（林 裕紀君） 以上やと課税が入ります。

議長（小林一則君） 3番 山本静一君。

3番（山本静一君） 先ほど金額をお聞きしますと、月々10万ちょっとだと、そのなかでそういうふうな水道料金とか、テレビの受信料とか、諸々を引かれますと少し苦しい生活があるんじゃないかと、そして又、尚且つそれに3千円かかりますと、本当に老後のためにどうしようかと思う時に、なかなか苦しい生活であると思えます。町長もとうで暮らし満足度ナンバー1、第1項目に安心して暮らせる町となっておりますけれども、これやりますと

町長、本当に辻村町長、本当に福祉やらそういう安心して暮らせる町を考えているのかと思われると思います。

これそういうのを30名でございませけれども、この緊急通報装置は命の綱です。これを町長は撤回されるということの考えはございませんか。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 利用実績等を考えてあるいはまた本当に困ってみえる方というのは、これは町であるいはいろんな制度の中でカバーをさせていただかないかんわけでありませけれども、やはりある程度の所得のある人は、力のある方は応分の負担をいただいて、事業を進めさせていただくというふうなことの基本的な考えというのは、町のいろんなその他の公共施設等の利用についても、そういう考え方をとらしていただかないかなというふうに思っておるわけでございます。

年間の利用実績が去年が2件、あるいはそれまではなかったというふうなことも過去あったわけでありまして、約200万の町負担をさせていただいてきておるといふ実績があるわけでございます。いま直ちにもう一回見直しという考え方は持ってませけれども、やはりこの先ほどの災害のところでもご質問いただいておりますけれども、共助の部分というか、それぞれの地域のなかでの助け合い支え合いというふうなことが、非常に大事ではないかなと思っておる次第でございます。そうしたことのなかでやはり町としても一人暮らしの方に対する、そうしたきめ細かい対応、民生委員の皆さん方の見回り、あるいはご家族、あるいはお友だち等の見回り、こういうふうなものを更に強めていくことが大事ではないかなと、こんなふうに思っておる次第でございます。

そんなことでそういう一人暮らしの方々のやっぱし不安については、そういうふうな不安のないような形の対策も、これからも考えてまいりたいと思っておる次第でございますので、よろしくお願いいたします。

議長（小林一則君） 3番 山本静一君。

3番（山本静一君） また料金に戻りますけれども、最高で3,045円、室内電話の基本料金は1,550円ですか、そういう電話たびたび使いますけれども、緊急装置は2件ぐらいやと、こんなもう少し交渉してそういうのはコスト削減というのはできないんですか。いま直ぐはあれでございますので、また考えていただきたいと思っております。

それから町長が初めに受益者負担ということで、そういう施設の利用としてされましたけれども、また私としてはそれは福祉は別問題やないかと思っております。町長がこれからまた質問があると思っておりますけれども、まちづくり政略会議、あの中では福祉バスの運行について、そういうふうな再検討というよ

うな答申も出ております。新たな整合性を考えますと、私とどうもこの緊急通報装置はゼロにすべきでないかな、いまの福祉バス運行、無料でございますね。そういうのに比べますと、やはり命がそういう健康な人が使う、それとまた娯楽に使う、そういうのは体育施設そんなとか、それは一線を引いてすべきだと思います。

町長はそういうふうな暮らし満足度ナンバー1、これをあげておりますので、再度そういうふうなちょっと私の方針と違ったと思うんでしたら、いつでもそういうふうな考えなり再構築、それらをお願いしたいと思ひまして私の質問を終わります。

議長（小林一則君） 以上で3番 山本静一君の質問は終わりました。

議長（小林一則君） 正午をまわりましたので、昼食のため午後1時まで休憩といたします。

（午後 0時 5分）

議長（小林一則君） 再開いたします。

（午後 1時 00分）

議長（小林一則君） 休憩前に続きまして、一般質問を続けます。

次に、9番 山口和宏君の質問を許します。

9番 山口和宏君。

9番（山口和宏君） ただいま議長のお許しをいただきまして、一般質問の通告書どおり質問させていただきます。質問事項といたしまして、まちづくり戦略会議答申について、大きな項目で出させていただいています。質問の要旨に入ります。戦略会議はその後、どのように活動されているんですか。町長にお伺いしたいと思います。

議長（小林一則君） 9番 山口和宏君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 山口議員からまちづくり戦略会議のその後の活動ということで、ご質問をまずいただいております。この戦略会議につきましては平成18年8月30日に立ち上げをいただきまして、2年間活動をしていただいたわけでございます。一応2年間の任期でそれぞれ町の発展のために戦略的にどういうふうな形で施策を講じていくのがいいのかというふうなことの、いわゆる玉城町が平成の合併の議論を重ねていただきました後、いろんな紆余曲折がありまして単独を選んで、そしてその後、町として自主自立のまちづくりを進めていこうと、そんな中で町の将来展望のなか

に、いろんな議会でお認めをいただいております町の長期計画、あるいは基本計画等があるわけでありまして、具体的にそれなればそれぞれの一つひとつの今の課題、町が抱える課題を戦略的にどう取り組んでいくのかということに、是非いろんなご意見を賜りたいとこういうふうなことで立ち上げをいただいたわけでした。

6つの項目にわたっていろんな提言をいただいております、ただいま順次施策に反映をさせていただいておりますというところでございます。今後もこの提言いただきました内容につきまして、精一杯努力をしてみたいと、こういう考え方をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（小林一則君） 9番 山口和宏君。

9番（山口和宏君） ただいま町長の答弁いただきましたが、それでは大体的な内容はわかりましたけれども、2年で任期が終わりということで、その後、メンバーの方々は提言書を作成して町長に答申されました。それで終わりではなく今後行政などに提言書を活用されるか、メンバーの方々も気になるところだと思います。それで今後、メンバーの方々と会合の場をもって報告なり、検討なりいただく場も持っていただけるんですか。この人らもやっぱり答申された以上は責任があると思いますので、その今後、どういうふうに進んでいるかというのは、知りたいなと思う方もみえると思いますので、その点は町長どうですか。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） このメンバーの方はそれぞれ今も地域やあるいは企業や、あるいは行政組織のなかで活躍をさせていただいております。したがって、この皆さん方には私も度々年間のうちにお会いする方ばかりでございます、できるだけその度にこのご提言をいただきました内容が、どういうところで進んでおられるのかということの話をさせていただく機会を設けさせていただいたり、そしてこのメンバーの方はその他にも具体的なこの提言をいただいております6つの項目がございますけれども、この項目の中で率先してリーダーとして、自分たちが提言したのであるから、それを責任を持って進んでいこうと、こういう意識で引っ張ってきていただいております方も現実にあるわけでありまして、一応任期は終わりましたけれども、いろんな機会にこういう方々に更に提言の後の取り組みがどういう状況なのかということのチェックもいただき、そして私どももその取り組みの内容等、たえず情報交換をさせていただかなければいかんと、こんなふう考えております次第でございますので、そういう考え方を持っております、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（小林一則君） 9番 山口和宏君。

9番（山口和宏君） ただいまの答弁を聞かせていただいていますと、この先のメンバーの方々と、そういう場を持って提言書に基づく内容を逐次相談をかけていく、また報告もしていくというお考えでよろしいんかという答弁でよろしいんですか。

はいわかりました。それやったらメンバーの方々もこれからもご足労願うわけでございますので、メンバーの方々にもまたこれからもひとつよろしくこの戦略会議の提言書の件につきましては、ご足労願うということでもよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして2の項に入りますが、戦略会議からの提言書、答申をどのように活用されているのか。平成18年8月からは平成20年9月の提言書作成に至るまで、戦略会議のメンバー7名で延べ24回の会合を持っていただいて提言書をまとめて答申されました。その中で年間40万、2年間で約80万弱をかけて住民満足度、また向上にむけてまた行政課題を解決するための施策実現にむけて、この戦略会議が設置されたということでございます。特に地方分権のなかで住民参加の重要な取り組みとして期待をするところでありますが、提言書の内容を具体的にどのように進められているのか、その状況をお聞かせください。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 6つ提言をいただきました、それぞれの提言の取り組みの具体的なものを現在の状況をご報告申し上げたいと思います。まずは玉城町の一番の象徴であります田丸城についてのお城公園の利活用という提言をいただき、先般も議員の皆さん方にも清掃活動にご参加をいただきましたけれども、平成18年からこの提言に基づいても実施をさせていただいておるわけでございますけれども、先般も約700名近い方のご参加をいただきました。更にまた田丸城址が南北朝の時代に北畠親房によって砦として築かれてきたということの記念の事業も実施をいたしまして、町内外から約1万人の方に参加をいただいた、いろんなイベントも実施をさせていただいたり、あるいは中学校の子どもたちが環境の浄化ということで、EM菌を培養いたしましての公園浄化から、あるいはまた大人の皆さん方にもそういう清掃、あるいは環境整備の取り組みもさせていただいたりということでもございまして、それぞれいろんな団体の方にご利用いただくお城になってきたというふうに思っています。

最近では毎日、日曜日に約40名の方がお城の遊歩道を利用しての健康づくりの取り組みもさせていただいておると、こういうふうなことでもございます。また一昨日も相可高校の生徒の皆さん方が、お堀に空芯菜を栽培をして、

そしてお城の水質浄化をしないと。こういうことも今年で3年目になりますけれども、そういう取り組みもしていただいております。またこうした環境の取り組みが、お城だけではなくて、町内の外城田川の浄化から、あるいは自分たちの住む周辺の環境をどうしていくのかというふうなことのキッズISOという取り組みが、各町内小学校で開催をされたり、そして先ほど申し上げましたように、その指導、アドバイスを京セラミタの工場長を始め従業員の皆さん方が熱心に指導なさっていただいたと、こういうことにもつながっておるわけでございます。

今年も久野城主が田丸城に入城してきましてからの390年、要はこうした素晴らしい歴史遺産が残っておるわけでありますから、町民の皆さん方に町の素晴らしい財産を理解をいただくということが、私も非常に大事だと思っておりますし、このことにもこれからも引き続き力を入れていきたいと思っておりますし、大変以前から比べますといい環境で、そして町民の皆さん方あるいは近隣の方からもお城を訪ねていただいておりますというふうなことを喜んでおる次第でございます。

それから2番目の玉城応援団というふうなことの設置、運営ということで、この町をできるだけいろんな面で、勿論資金面もあるいは精神的な部分も応援をしていただくような、そうした応援団の設置をしたらどうかと、こういうことの提言もありまして、いま三重県でいまの段階でもおそらくは第1番だと思っておりますけれども、ふるさと納税制度の導入の件では、玉城町のいろんなクレジットの先進的な取り組みに対して共鳴をいただく方がおみえでございまして、大変な件数でご協力をいただいております。あるいはこれは財政面だけではなくて、いろんな地域の先ほどもご質問にございましたけれども、独居老人のお困りの方や、あるいは高齢者の皆さん方のサロンを開催をして、いきがい対策の取り組みやら、大変な町の取り組みあるいは福祉の取り組みに応援をいただいておりますというふうなことが広がっておりますというこの実績をあげていただいておりますということでもあります。

さらに玉城版のコミュニティの育成というふうなことでの取り組みにつきましては、これも昨年からは三重県初で町の職員がそれぞれ自治区の区長さんのほうでお出かけをさせていただいて、そして情報交換をさせていただくと、こういう取り組みも進めてさせていただいております。やはり顔と顔をあわせて、そしていろんなお話をさせていただきながら、地域が抱える課題、あるいは町のいろんな今の情勢等々、説明を申し上げて一緒になってまちづくりを進めていこうと、こういうことでなければならぬわけでございますので、その取り組みを始めさせていただいております。またコミュニティの面では集落におきましては、

農地あるいは農業排水路の維持管理は従来は農家の皆さんだけでやってこられたわけでありまして、そうではなくてやはり農地の持ついろんな環境面での役割というのがあるわけでありまして、これにつきましては非農家の皆さん方にも協力をさせていただき、あるいはまたそうした環境面での果たす役割は非常に大きいということで、子どもたちにも一緒になって地域の環境をよくしていこうという、いわゆる農地、水、環境保全の向上の対策の事業も進めていただいております、こういうことでございます。

それから福祉バスの活用についてもご提言をいただいております。今回も予算で提案をさせていただいておりますけれども、やはりもう少し便利な形でという形のご要望は以前からいただいております。このデマンドバスの実証実験の検討を、東京大学に委託をいたしまして検討をしてまいりたいと、こういう考えを持たせていただいております。

それから人づくりについてでございますけれども、これはまさに町を発展をさせていくためには、人の力あるいは住民の皆さん方同士のご理解、助け合い、支え合いというのは、これが重要でありますから、そして行政やあるいはいろんな組織だけでは町の発展はできないわけでありまして、まさにやる気のある人がたくさん集まっております、そしてこの地域をよくしていこうと、こういうことにならなければいけません。三重県の今年からスタートいたします美し国おこし三重、それにつきましては第1番に県下で座談会を開催をいたし、そしてその積極的な取り組みを進めたいということで動きつつあるわけでありまして。

更に最後の収納率の向上対策につきましては、これも全国初の総務省で玉城方式というふうな形でもご理解をいただいておりますクレジットでの納税システムを立ち上げさせていただいて、力を入れていただいておりますということであります。しかしそれぞれのご報告を申し上げますことは、これで終わりということではございませんで、更にいろんな見直しあるいはまた新しい取り組みというふうなことを続けていかなければならんと考えておりますのでございまして、今後も貴重なご提言をいただいておりますから、これも尊重させていただいて、一つひとつ町の発展のためにつなげてまいりたい、こういう考え方を持っております次第でございますので、よろしく願いをいたします。

議長（小林一則君） 9番 山口和宏君。

9番（山口和宏君） ただいまずっと6項目にわたり今までの経過報告をいただいたわけですが、ずっと聞かせていただいておりますが、今までの流れでやっているという雰囲気のものばかりではないかと思っております。人づくりについてでございますが、美し国三重の関連もこの中に入っていくだと思

います。それについて私、1回目の座談会の方へもお邪魔いたしまして、こんだけの地域の皆さん、個人的にいろいろやっござる人が集まったんやなという印象も受けました。それで2回目、私もちょっとようお邪魔しませんが、2回目はどういうふうな雰囲気が進められるんですか。3回目もあるんですか、進める計画は。

議長（小林一則君） 政策財政担当課長補佐 中村元紀君。

政策財政担当課長補佐（中村元紀君） 第2回目は先月に開催させていただきました。後、3回目以降につきましても開催の予定をさせております。それで来月の広報には次回の開催予定を載せさせていただきたいというふうに考えております。第1回目の時に寄っていただきました方につきまして、もう少し内容を深く掘り下げたいということで、前回の時につきましては広く公募をせずに、1回目に来ていただいた方に次回の日程を、その場で決めさせていただきまして、その時に来ていただいた、それで内容を詰めさせていただきまして、いま幾つかのグループが既にグループ登録をしまして、詳細の勉強会であるとか、打ち合わせであるとか、そういうふうな格好でいま進んでおるような状況でございます。

議長（小林一則君） 9番 山口和宏君。

9番（山口和宏君） わかりました。3回目はどういう加減か、私も行けるような時間がありましたら、またお邪魔したいと思います。

この6項目の提言の収納率につきましてですけども、これ町長も先ほど言われましたようにクレジット、それで18年からカードが進んで、ある程度の収納率は上がりました。それではやっぱり100%、この提言書をなかには100%を目指すという収納率というように掲げてあります。先だっの質問の中にもありましたと思いますけども、わかっておって納めない方もみえると思いますんで、そういうような滞納者はやっぱりきつく出ていくのもあれなんですけれども、ある程度のやっぱし計画をもって進めていただけるのは、これらのこの対策については早急にやっていただく方向を考えていただくのが筋だと思いますけど、その点はどうです。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 最近の経済情勢でいろんな生活が苦しいというふうなお話もあるわけでありまして。本当に困ってみえるという方につきましては、いろんな手だてをさせていただくことになっておるわけでございますけれども、やはり悪質で税金を払っていただかない、これは国民の義務でございますから、これはどうしても払っていただかなければいかんわけです。そういった場合には法的手段を講じさせていただいておる、財産の差し押さえ等をさせていただいておる、こういうことございまして、このことはやはり悪

質な場合については強力に今後も進めてまいります。

議長（小林一則君） 9番 山口和宏君。

9番（山口和宏君） そうしたら町長、今までも差し押さえ、捕捉というような事案ありましたんですか。そんなんやったら、そういうとこきっちりと進めていただくように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

福祉バスの利活用についてですんやけども、この中で6項目ありますけれども、どれを優先してこれから重視して進めていく、即課題に取り組めるといふ課題もあると思ひますんで、そこら辺は具体的にどういふようにこれ6項目の中でどれを優先して、これから先、活用していきます。このとこちょっとすいませんが。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 全て優先をさせていただかないかんといふふうに率直に思っておりますけれども、やはりこれからの町の将来を考えた時に、何が必要かといふことであります。いろいろな取り巻く状況が変わって、経済的に厳しいわけでありますから、これはやはり子どもさんが少ない、あるいは高齢化が進んでおるといふふうなことに対する対応、これをどうしていくのかといふことにありますし、もうひとつはやはり地域の経済ですね、いまは製造業、大企業さん、3社大企業さんありますけれども、企業さんに依存をしておると、これからも共存共栄といふ考え方で進めなくてはなりませんけれども、やはり地場の力、玉城の農業を中心にいたしましたところの経済力をどう高めていくのか。あるいはその玉城で生まれて育った若い方々ができるだけこの地域に残っていただくような、そういう施策をどうしていくのかといふまさに人づくりですね、あるいは産業おこしと、ここのいふふうなことを、これを力を入れていく必要があるんじゃないかなと、こんなふうに思っております。

議長（小林一則君） 9番 山口和宏君。

9番（山口和宏君） ただいまの町長の答弁のなかで、人づくりは必ずやっていかないかんといふことで答弁いただきましたが、この人づくり、コミュニティの中にもこれ提言書にも載っていますが、組織は人なりといわれるといふことで書かれてます。組織といふのは町行政も組織の中、そやで人づくり、ここのいふ提言書を地域の方々いろいろなリーダーといふ人づくりのことをこれうたってますが、ここのいふ言い方を質問するとは失礼かもわかりませんが、やっぱし町行政の人づくりもこれからは町長の手腕を出していただいて、やっぱし人づくりといふのを力を入れていただいて、区といふことも町行政の質向上になると思ひますので、そこら辺のもんをひとつよろしくまたお願ひしたいと思ひます。

いろいろと町長答弁も聞かさせていただいて、まだこの6項目の提言書に対しての具体的に進んでないのが現状かなという思いを持っています。この提言書を答申されてこの9月で1年になります。なりますので今後、私も戦略会議のメンバーの皆さん方々とともに、チェックをしていきたいと思っておりますので計画書ができ次第でもよろしいですと報告を願いたいと、私のほうもまえチェックさせていただき、この度、先々見ていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。我々議会としても支援するところは支援させていただきましますし、その点はこちらへもまた要請いただければ私らも支援をさせていただきたいと思っております。

なおこの提言書を行政として今後十二分に活用させていただいて、住民満足度の向上及び行政課題の解決などを、行政に期待をしまして質問を終わりたいと思っております。ありがとうございます。

議長（小林一則君） 以上で、9番 山口和宏君の質問は終わりました。

議長（小林一則君） 次に、10番 奥川直人君の質問を許します。

10番 奥川直人君。

10番（奥川直人君） それでは議長のお許しを得ましたので、一般質問を通告書に基づきまして質問させていただきたいと思っております。3点の質問をさせていただきます。職員の人材育成について、稲作生産調整達成率の向上について、そして世古地区内の農業振興地域内の農振除外について、以上3点を質問させていただきます。

先ほど山口議員さんのほうからありましたけれども、組織は人なりということで今回、職員の人材育成について質問をさせていただくわけでありまして。玉城町の教育委員会につきましては、前回、教育長がしっかり答弁をいただきまして、行政間の縦割りをなくすとか、プラン・ドゥ・チェック・アクションで改革をしていくという答弁をいただいております。ここにつきましては着実な人材育成と総合力の発揮により教育改革の推進を、私としては期待をしたいとこのように思っております。

役場におきましてはこれは今回2回目になろうかと思っておりますけれども、以前にも申し上げておるんですが、行政運営の資源である人、物、お金、そして情報の有効活用と効率的な運用が必要でありまして、その資源を使いこなすのはやっぱり人であって、職員であるというお話も以前させていただきました。この4月に新入社員を迎えまして、人事異動が行われました。異動の目的には組織の強化及び組織の活性化などいろんな目的があるわけですが、今回の人事異動の目的、狙いについて町長にお聞きをしたいと思っております。よろしくをお願いします。

議長（小林一則君） 10番 奥川直人君の質問に対して答弁を許します。

町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 奥川議員から今回4月の職員の人事異動、その狙いというふうなことでのまずお尋ねでございます。これにつきましては職員に退職がでました。従来からも欠員が生じてきておる。こういうことでございまして、やはり特に保育所の部分での欠員があったわけでございます。やはり町としても将来、あるいはその子育て支援ということを重点的に取り組んでいきたいということでありまして、今回、欠員が出ておりましたところ正規の保育士を5名採用をさせていただいたと、こういうことでございます。更にもう一つは一般の役場の行政事務でこれも欠員が生じておりますので、事務職員を3名採用したと、こういうことでございまして、そのことによるところの人事異動というものでございます。

若干の広報等で今回の4月の人事異動につきまして町民の皆さん方にお知らせをさせていただいております。他にも役場の執務の部分で窓口等の職員の異動をさせていただいたと。これはやはりそれぞれのところに長年、年数で従事ということで、ある面では熟知をしていくということでもありますけれども、やはり全体のレベルアップという面では、いろんな支障が出てくるわけありますから、住民の皆さん方に支障が来さないような形で、常に住民の皆さん方に対する窓口業務のサービスが行えるような体制での意識を持ちながら異動をさせていただいたというのが、4月のこの度の異動の内容でございます。以上です。

議長（小林一則君） 10番 奥川直人君。

10番（奥川直人君） 新入職員の方が入ってこられまして、人が変わられたということで、人が変わるということは先ほど町長申されましたが、全体のレベルアップとかいうふうなことを、総合的に考えておるということでございます。職員の異動には人事とよくいいますけれども、ここでは役場では公室ともいうんですか中心にですね、これからの行政の発展をめざした人材育成及び適材適所というのが、非常に重要だとも考えますし、そういったことを課長会などで調整をしながら協議のもとに進めておられるのかなというふうに考えておるんですが、その辺についてどういう進め方をされておるのですか、人事担当の田村課長補佐、お聞きしたいんですが。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 奥川議員から田村補佐のご指名がありましたけれども、それは人事の裁量権というのは当然私にあるわけでございます。当然担当してはいろんな具体的な人事管理面の担当は仕事の中でさせております。ただいまお尋ねのそういう人事異動についてのいわゆる適材適所あるいは役場

の全体の行政能力のアップ、そういうふうなことについては日頃からどんな観点で考えて、異動を発令しておるのかというふうなお尋ねだと思うんですけども、これはたえず私、副町長あるいは担当の総務課長、そして所管のそれぞれ課長等のいわゆる今回もそうでありますけれども、6月の補正予算、年に4回ある定例議会あたりでの準備の際に、それぞれの各所管からの現在の仕事の状況、あるいは新規施策の予算要望、あるいは補正の要望等をそういうふうな中での人の問題、新しい権限委譲の仕事に対して対応ができていくのかどうか、これはもう基本でありますから、そういうふうななかでのいわゆる日頃の聞き取り、そんななかでチェックをし、そして必要な場所、あるいは必要な人材というものを見極めて、そしてより力を発揮できるような体制づくり、これが一番私は大事だなというふうに思っております。日頃からそういう流れの中で参考にしながら、私が最終的に発令をさせていただいておると、こういう状況になってございます。そんなことですね。

議長（小林一則君） 10番 奥川直人君。

10番（奥川直人君） あまり予算というのは人には関係ないんで、人の人数もそう大きく入れ代わることでもないんで、予算という名前が出てくると自体が不思議で、本来であれば業務の効率化とか、人の育成とか、そういったことを重点的に、ついででじゃなくって本来が一番大事なことだというふうに思いますので、そういった時間を設けて予算案を検討するついでに、人のこともやるということに対しては、少しどうかなというふうに思っているわけですが、それはそれとしまして、異動された職員の皆さんがどこでも早期戦力化という言葉がありますから、異動された方がその職場に早く馴染んで、早く仕事をしていただくというふうなシステム、仕組み、これについてお伺いしたいと思うんです。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 予算案と申し上げましたのは、役場の一般会計では約40億の予算、それを執行していくのは人です。予算を執行していくのは人、予算の中にはご承知のように人件費が、各科目でどれだけかそしてどれだけのスタッフがそれにあたっていくのかということでもありますから、その都度にやっぱりチェックあるいはまた具体的にそれぞれの施設で、どれだけのいま例えば保育所であれば、子どもたちのお預かりが増えて、どれだけの人員不足になっておるのか、こういうふうなこともありますので、執行は人ですけれども、そんななかでもやっぱり人事というふうなものは必要になってきます。

それからもう一ついまのお尋ねの関係では、やはりたえず研修する機会というのは1回したら終わりということではなくって、繰り返し繰り返し研修

が必要だと、その中身が大事なんで、それは特にいまは権限委譲で新しい制度が自治体におりてきます。もう昔の役場とはまったく違うわけでありましてコンピューターもどンドン、あるいはまたもうペーパーレスあたりの動きも早くから進んでおるわけでありまして、そういうふうなこの新しい流れに常に応えていくという能力ですね、これはこの個々の担当しておる部分での具体的な仕事についての研修、あるいは職員として今の地方の動き、あるいは国の動き、あるいはこれからの住民サービスをどうしていくのか、こういうふうな全体的な自治体で勤めさせていただいておる職員としてのあり方いかにあるべきかというふうなことのテーマで、たえず研修をしていかないかんとということでありまして。

先般も超一流の国を代表するような方がわざわざいろいろつながりや、玉城町の中央での評価をご覧をいただいた結果だというふうに、私は聞いておりますけれども、ここへお越しをいただいて2日間にわたって、職員向けにお話をいただいたりしてございまして、年に全体の研修、職員を集めての研修は年に1回はしたいなと、こんなふうに思っておる次第です。そんなことです。

議長（小林一則君） 10番 奥川直人君。

10番（奥川直人君） 漠然とした答えて、私は職場を変わった人が、その生活福祉課なりどこかへ変わった時に、役場としてそういうマニュアルがあるのかというのは、町長のお答えされたのは役場職員としてどうだということと質問の答弁に、私はなっていない。各職場単位でどういった人材を早期戦力化するんですかという質問をさせていただいたので、ちょっと少し意味がわからなかったんですが、次へいきます。

また引き続いてやりたいと思います。本来そういった戦略化をする場合には一般ではこの職場にはこういう役割があると。そしてこの中にはこんな仕事がありますと、そしてその中であなたが仕事をするのはここですと、このストーリー立てて仕事の説明をすることによって、その課の仕事なり自分の責任なり役割なりが明確になっていくというふうなことのマニュアルというものを、各職場ごとに本来はあって、だから結構勉強してかないかんとというふうなことをお聞きしかったんでありますが、まあよろしいですわ。職場機能の活性化として、もう1点は私は議員さしてもらって2年間、約2年間になるわけです。課長はもう少し変わってもらったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。私は過去はどうだったかということとはわからないんですが、長い間、担当されている課長もみえますし、いろんな行政の変化が激しい中で町長おっしゃられるように、いろんな課長さんがいろんな組織長がいろんな情報を持ってやらないと、なかなかいろんな総合力を發揮した

僕は行政ができてこないんじゃないか、偏ってしまったらいかんという意味で先ほど言いましたように、課長さん方の異動とか、異動することによって違う部署も経験してもらって、新しい風をふかしていただく、またその部下の人が変わられたことによって、いろんなサポートをせないかんということで、次の方が育っていく、そういうふうな流れのあるような組織運営はできているのかなというふうなことでお聞きをしたいと思います。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） そのマニュアルの話のところもちょっとありましたので、それをちょっとあまり長いこと言わへんけども、まあまあちょっと言うときますわ。マニュアルというかそれぞれ分担、事務分掌というか、それがなければ処理ができないということでございまして、これは見ていただいておりますけれども、総合計画とか基本計画とか実施計画というのがありまして、それにそれぞれの課でどういう課題があるのか、問題、課題があるのかと。それをどういう方向で解決していこうとしているのかというようなこと、それぞれ明示しておる。あるいはそれはむしろ公開しておるわけですから、それに基づいて職員が処理をしていく、これは当然ですし、そしてそれぞれのいわゆるいろんな窓口の仕事であれば、国県、自治体としての役割、これがなければ仕事が進まない、こういうことであります。

それからもうひとつはそれぞれやっぱし全体的なレベルをアップしようということで、いろんな行政課題に対応していかなければいかん時代でありますから、極力定期的な異動は進めていかなければいかんというふうに思っています。そういうことです。

議長（小林一則君） 10番 奥川直人君。

10番（奥川直人君） マニュアルの話に戻りますけども、計画推進というのはこれはもう当然であって、私が言うとするのはその職場でその実務が早くできるためのマニュアルというとするわけであって、その計画を進めておる、それはチームとしてやっていかなければいけない問題であって、それは当然なんですよ。私はその職場へ人が変わった時にその職場に早くなじんで、早くその仕事ができる、早く住民の皆さんのお役にたつ、このスピードのあるなんていいですか、そういう職場での教育のことを言っておるんで、ありがとうございました。

先ほどその前に町長の方がおっしゃってましたけども、職場の意見を聞くということでもありますけども、役場の職員の方の意見を聞かないかんというお話をいただきましたが、職場の適材適所への配置やいまの職場での課題、職員の仕事への意欲向上など、役場のトータル的な行政課題収集を行うために町長は前回、職場の声を聞くことが以前から重要だと申されております。

今日も申されました。一人30分、囑託職員を含めて300名の対話を設けておりますということで申されていましたが、その実績と結果はいかがですか。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） まだ全部の方にそういうふうな全てを聞く機会というのはございません。一部には進めさせていただいたりしております。そしてできるだけ時間を設けているんな施設へ、こちらの方から出向かせていただいて、そしてお話を聞かせていただく。こういう機会にも出ておるという状況でございまして、まだまだ全て聞き取るというところまでは至っておらないのが現状でございます。

議長（小林一則君） 10番 奥川直人君。

10番（奥川直人君） 一部というのはどれぐらいか、だいたい何%ぐらいかお聞きをしたいのと、その対話から得られたもの、得るために聞かれたんですから得られたものはどういうものかということも、ついでにお答えいただきたいと思います。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） まだ20%前後ではないかなというふうに思っていますけれども、対話から得られたものというか、本当に私が言うのも変ですけれども、職員がそれぞれのところで精一杯真剣に頑張ってくれとるなというふうに率直に思っています。なかにはオーバーワークになって、ちょっと心配せんならんというぐらいの馬力かけてやっておる職員もおってくれるわけでありまして、本当にそれぞれの持ち場持ち場で、一生懸命になって取り組んでくれておるといふような印象を率直に持つておる次第でございます。

議長（小林一則君） 10番 奥川直人君。

10番（奥川直人君） ありがとうございます。そういったことで職員の方々の声を聞いていただいて、ある時は励まして、ある時は指導しながら人材育成、温かい意味で育てていっていただきたいと、このように思いますが、20%というのは非常に残念でした。私はこれは前回の一般質問で、もう1年半ぐらいになりますけれども、前の質問なんで、是非、有言実行で進めていただきたい、我々はそのために一般質問をしますんで、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、それでは2番目の生産調整の質問に移ります。また生産調整かというふうに思われておられる方もおみえになると思いますが、しかし先ほどの町長の答弁じゃありませんが、単なる一度だけの一般質問で結論がでることはまずないと思います。現実には何も変わらないし、何も起こらないことが多い、こういうふうに私は思っております。議会での一般質問はパフ

オーマンズやイベントではなくって、住民の皆様方の声や意見やそして課題を感じておられるものを、この議会の場でいろいろ討論させていただくわけであります。私たち議員は其中でその意見の良し悪し、これもしっかり判断をして今後玉城町の将来を考え、この一般質問の場で行政の現状をまず聞くということで、これが第1回目だと私は思うんですが、その行政の課題及び諸課題に対し政策や改善案を持つということで、そしてそれがまず本来の姿だというふうに思っております。考えや改善案を何度でも粘り強く、執念を持って進めていくことが、これが議会の仕事かなというふうなことも考えたりしております。

そしていまケーブルテレビで住民の皆様方に、見ておられる方もみえると思うので、議会の活動や町政に対する課題をご認識いただくということ、議員として住民の皆様方とともに、玉城町をよくしていくことが議員であり、議会の大きな役割であるので、何回かになりますけれども、今回も生産調整の問題について質問させていただいているわけであります。

平成20年度の県下29市町及び玉城町の現状の課題は何かお聞きをしたいと思えます。これは生産調整の県の内容と町の状況について、お聞きをしたいと思えます。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 平成21年度の玉城町の課題というふうなことのお尋ねでございます。

10番（奥川直人君） 20年度、20年度の県内の。

町長（辻村修一君） 状況、20年の県内の状況というのは、29市町で未達成が7市町ございました。そういう状況でございます。具体的なところがございましたら、担当の方からもご報告を申し上げますけれども、そういうふうなことで承っております。以上です。

10番（奥川直人君） 玉城町はどうですか。

町長（辻村修一君） 玉城町もその中に含まれておることです。

議長（小林一則君） 10番 奥川直人君。

10番（奥川直人君） 玉城町は何番ですか。

議長（小林一則君） 農林商工課長 田畑良和君。

農林商工課長（田畑良和君） 何番と言われますと、ちょっとはっきり何番というところまでいきませんが、各市町によりましてこの面積的な状況が違いますということで、何番とちょっとはっきりよう申し上げません。ただしかし7市町のうちには入っておることですが、下から数えたほうが早いというふうに認識をしております。

議長（小林一則君） 10番 奥川直人君。

10番(奥川直人君) それではそれはそれとしまして、町内に目を移しまして、それでは町内にいきます。本年21年度の生産調整の推進策として達成集落に対して補助金が出るようになりました。約80万円ぐらいの予定だと思っておりますが、その効果であろうかと思っているわけですが、本年の達成集落予測は昨年15集落しかできていなかったものが、今回の21年度の実績予測で18になったということで、3集落増えてきたわけでありませう。

それは田丸地区の上町、元町そして下外城田の小社が100%を達成いただいておりますということで、ご協力をいただいております農家の皆さん、そして集落で達成されました皆様方には感謝を申し上げたいというふうに思っております。このように私は少し成果が出たと喜んでおるわけですが、行政としてこの状況をどのようにお考えか、またこれからの施策について、どうお考えか町長よろしく申し上げます。

議長(小林一則君) 町長 辻村修一君。

町長(辻村修一君) いま議員から具体的な集落のお名前も言ってもらいましたが、これは一重に関係する自治区の農事部長さん、農家の皆さん方のご理解のおかげであると、こんなふうに思っております。やはり今後もこの生産調整につきましては、ご承知のように国の担当大臣のいろいろな考え方が示されたり、あるいはまたいま国のほうでおそらくは中間の部分で、8月の中頃にはその考え方が示されてくるんだろうと思っておりますけれども、そうした新しい農業施策の考え方等が示されてくるわけですが、私も毎年毎年、年の初めから関係する組織、あるいは農事部長さんの会議等をお願いを申し上げて、やはり生産調整につきましてはひとつご協力を願いたいと、こういうふうなことの働きかけを進めさせていただいております。本当にご理解をいただいておりますことに感謝を申し上げます。以上です。

議長(小林一則君) 10番 奥川直人君。

10番(奥川直人君) この21年度の実績のこの数字は、町長ご存じだと思いますし、各集落単位での達成状況というのが出ております、いま予測ですが。もう少し頑張ったら達成できる集落ってあるんですね。いま先ほど申しましたように、いま18集落となっておりますけれども、後0.5反とかね、0.3反、0.4反、5反、7反、各集落でこういうところでもう少しクリアしたら100%いくんです。ですから進め方としましては、私は玉城町全体の達成率を上げるという方法もありますが、集落単位、いまいろいろな補助金も関係も集落単位で頑張ってくれという地域コミュニティ活性化助成事業というのやられようとしているわけですから、集落単位でこういう

形でチェックをしながら推進策を練っていくということは、私は一番大事だというふうに思いますが、田畑課長どうですか。

議長（小林一則君） 農林商工課長 田畑良和君。

農林商工課長（田畑良和君） おっしゃるとおりというふうに思いますが、今年度が少し状況が良くなったということでもありますけれども、これは新しい施策も取り入れたということも含めまして、これまでプラス、状況がうまくあったというふうなこともあるかと思えます。おっしゃられたように各集落単位でもう少しやれば、それなりに成果も出るんと違うんかと、それはもうおっしゃる通りですので、今年度、可能な限りまた話といたしますか、そういう機会はまた設けたいと思えます。加工用米とかまだ書類の関係とかもあるかとちょっとはつきりわかりませんが、ありますのでそういうことで一度検討を加えたい。

議長（小林一則君） 10番 奥川直人君。

10番（奥川直人君） ということで、まだ後4集落はもう少し頑張ったらクリアーできるという段階にもありますので、ひとつは集落単位の達成率をあげていくというふうな考え方といたしますか、いうふうなことも是非取り入れていただいて、達成できる集落数を増やしていくということを是非お願いをしたいと思えます。

ですすね、ちょっと先ほどの町長や田畑課長の県の内容について、少し話を戻したいと思えますけれども、三重県は平成19年、先ほど20年度実績を聞いたわけですが、19年は17市町だったんです。ですが、19年から20年の1年間で5集落増えているんです、達成集落が。去年は22集落の7集落が未達成だと、県は進んでおるんです町長。1年で5集落増えておるわけですね、そういったことをしっかり見て玉城町の位置はどうなんかとかね、立場はどうだということもしっかり見てもらいたいというふうに思えますし、たぶんこれは面積は差引のこのプラスマイナスの数字が出てますから、これで計算すれば一番悪いのが伊勢、その次に明和町で122.9%オーバー、玉城町が119.3位でもう肩を並べておると。玉城町はいまのところ3位だということも、こういう数字があるわけですから、こういう中から私は施策をしっかりと考えていただけるような力を身につけていただきたいと、このように思っております。

ですから流れも大事だと、そしていまの置かれている立場も大事だということをお願いをしたいなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

この生産調整ですけれども、いろんなそれぞれ農家の皆さん方は、いろいろお考えがあらうかと思えます。しかし町長もおっしゃられましたように行

政としてはやっていくということで、一貫した取り組みが必要だというふうに申されています。玉城町は農業主体の地域性から住民の皆様方にご理解をいただき、農業政策や農業振興に貴重な税金を使わせていただいております。そのなかで学校教育における農業体験、また地元のお米で給食を食べて新鮮で安全な食育が行われていることも事実であります。

そうしたなかで税金からＪＡ農協に生産調整推進対策事業補助金というのが１１３万円支払われております。先日ＪＡの玉城町の柿部会、これは果樹生産団体ですけれども、平成２０年度の総会が開かれまして、ＪＡの職員の方から柿部会に対する町の補助がなくなりましたというふうなお話がありました。私はこれおかしいなというふうに思いましたので、今日、柿部会の方も放送を見ておられると思いますので、この状況の説明を行った後、行政の考え方を聞きたいとこのように思います。この補助金は本年度も従来どおり１１３万円、ＪＡに行政から支払われます。そしてこの目的はＪＡに対する生産調整対策推進事業補助金であり、ＪＡが目的外に柿部会というのはあまり生産調整とは関係ないんで目的以外に使われていたのではないかと。

そして行政としてＪＡに対する使途、使い方確認で不十分であったのではないかとということでもあります。その結果、今回、柿部会の補助金、梨、ブドウの補助金も含まれますが、適用されなくなったということで貴重な税金が目的外に使われていたのではないかとということでもあります。担当課長にはちょっと申し訳ないですが、ＪＡの会議で役場の補助金がなくなったということで、私もこういう行政にありますと、いやいや役場の補助金は減ってないと、使い方が悪いんと違うんかというふうな話をしておいたんですが、まず１点目にこの問題が生じた原因。２点目、生産調整対策事業補助金のＪＡとタイアップした、有効活用方法はどのようにされるのか。そして３番目、部会費はＪＡの農業支援活動費ではないかと思うんで、その辺のご意見を伺いたいと思います。以上３点です。

議長（小林一則君） 農林商工課長 田畑良和君。

農林商工課長（田畑良和君） ＪＡの生産調整推進対策事業補助金ということでございます。このことにつきましては、早い段階から奥川議員ともいろんな話をできておる内容でございますけれども、以前の私が知りえる範囲で申し上げますと、営農対策推進交付金というのが以前に支払われておったというふうに聞いております。あの時点でこの生産調整対策推進交付金ということに変わったということですが、生産調整というもののとらえ方をどこまでどうするのかということに原因といえますか、あろうかと思っております。

平成２０年度あたりで農協さんともいろいろ話をできております。でその時点で各部会へ振っておったということで、予算書なりが出来ております

ので、なかなか変更に至らんだというところもありますが、永年作物というんですか、柿、ブドウ、梨ですか、そのあたりについては生産調整と言いながらも対象外になるのではないかとということで、いろいろ昨年からお話申し上げてきておるなかです。今年度は既に部会によりましては総会もすぎておるといふうなことも聞いておる団体もあるわけですが、町としましては改めるべきは改めるということで、平成22年度の予算からは新しく整理をした上で交付をしたいというふうに考えておるところです。

その中身ですけれども、水田農業ビジョンというのがございますが、そのなかに振興作物というのもございますので、そのあたりも対象にした内容にしたほうがいいのではないかと考えております。また水田の有効利用、転作を含むんですが、有効利用とかねた事業費に対しての支出に限定をするという考え方もございます。ただいまJAさんのほうといろいろ協議をしておる最中、細かいところまでお互いに協議をしておる最中でございます。現在のところは以上でございます。

議長（小林一則君） 10番 奥川直人君。

10番（奥川直人君） お金の使い道、配分を決めるという使い方もあるんですけども、これ対象だ、対象外と、私はこの生産調整を進めていくため、また農家の皆さんの意見を聞いたり、いろんな経費がかかるわけですよ。これからどういうことをしていこうとか、こういう協力をしてもらえやんかと、そういった本来は僕は事業に使っていただく、こんな振り分けするだけだというんでは、本当に生産調整が進むのかなと、そういう意味では農協なりいろんな土地改良区、いっぱいそういう団体があるわけですから、そういった中で力の強い農協さんと、しっかり協力してこれ一遍今年やってみようという何かそういう目的を持った事業を進めてみるとかね。いった形に進めてもらえればもっといいのかなと、夢が生まれてくると、今までどおりですもん、それやったら、こう振り分けただけですからね。

議長（小林一則君） 農林商工課長 田畑良和君。

農林商工課長（田畑良和君） 先ほど申し上げました最後に申し上げましたところですが、いろんな考え方の中で水田の有効利用についておかれた事業に対しての支出に限定をするというふうなことも、提案の中には入れておりますので、それも含めて検討に入ります。

議長（小林一則君） 10番 奥川直人君。

10番（奥川直人君） わかりました。是非JAさんと一緒に力をあわせてやっていただきたいと思います。先日、少し話が変わりますが、国、県、行政、JA無論のことですね、先日傍聴させていただきました水田農業推進協議会また農業委員会なども、委員の皆さん生産調整達成には努力は必要だと、

このように申されておりまして、そうした生産調整に対する気運が少し高まってきたかなという気を感じるわけでありまして。

そしてまた有田地区の土地改良区もパイプラインの事業を行っておりまして、国、県の補助もいただいて生産調整はその条件だと、その条件を満たさないと補助もおりないというふうなこともありますので、という条件であります。そんななかでこれも前回町長に聞いておるんですが、職員さんについては昨年6月に質問させていただいておりまして、当然職員はいろんな面で行政の取り組みについては、率先した形での姿勢を示していかなければならないと言っておられ、再度ご質問しますが、職員の家族のご家庭は100%実施しておられるのですか、お伺いします。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 100%実施しておるかどうか、全てチェックをしておるわけではございませんので、どういう状況か確かなところお答えするわけにはまいりません。

議長（小林一則君） 10番 奥川直人君。

10番（奥川直人君） それでは一遍調べていただければいいかと思えます。町長の部下ですから、わしが100%やらないかんというのに、職員がやってへんというふうなことになりますと、地域のまとまりも生まれてこないんで、それは責任を持って調べていただきたいと思えます。

そんななかでいろんな条件がこれまたあるんです。例えば自らつくっている場合はそうなんですけれども、例えば土地を誰かにつくってもるといった場合、私は作ってもるとるから私は知らない。こんなんでも駄目なんです。公務に携わっている方は、そこまで地主として責任を持っていただくということが絶対大事なんで、それはみんな見てないようで地域の人は見えていますから、しっかりその辺もしていただきたいと思えますし、当然議員もそうです。また議員としてもこういう公務に携わるものですから、それは率先垂範という意味では、この議員の皆さんも当然生産調整をしていくということが基本的な条件だと、このように思ってますんでよろしくその辺は徹底して力をあわせて、議員も職員も力をあわせて進めていきたいと、このように思っています。

そこで今後の農業政策、私も生産調整なりいろんな形で一般質問させてもらっておるなかに、1つ提案をしてみたいなというふうに思っています。農業政策、農業振興はやはり行政指導で私はあるべきだというふうに思えますし、それは国や県からいろんな補助金もありますし、国や県に従っていかなければならないということもありますから、これ当然そういう機関であります。そして玉城町も町長も議員の皆さんも分権社会だというふうにおっしゃ

ってますので、まず行政が歩む道を示すと考えています。よく町長のおっしゃられる事務処理をするだけではやっぱり駄目なんで、玉城町としての政治や政策がやっぱり私たち皆の力でつくりあげていくということが求められていると思います。

そこで農業振興に関して現状の多くの機関、関連組織があります。先ほどものJAは元より水田農業推進協議会、土地改良区そして行政管轄の農業委員会、農振協議会、担い手育成支援協議会などがあります。しかし残念ながらこれは参加させてもらっていますが、やっぱり部分的なその部分の仕事しかできてないというふうに感じまして、大きな農業政策としての活動になっていないのが現状であります。そこで本来玉城町の農政とはどうあるべきかといいますと、やはり大きな方針をひとつ決めて全体をコントロールしていく、そういった組織が私はいま必要かなというふうに思います。行政に全てお任せするということは、これ絶対不可能ですし、各委員会でやれということも難しいんで、そういった大きな組織をつくるべきかなと、仮称でいえば農政を総合管理する農業政策委員会、こういうものをひとつ幹にあって、そこに農業委員会、農振協議会、担い手育成とか土地改良区、いろんなものがそれに参加して本来の食育とかいろんな米粉とか、いろんなこれから米の需要も含めて、そして先ほど言われた生産調整も含めて、総合的なやっぱり管理ができるような仕組みづくりができるようなものを、是非私はつくっていただきたいというふうに思います。

議会と行政はあい対し、あい交わると申しますが、いろんなことを私申させてもらっておるんですが、結局いろんな結果としていろんな意味でいい成果を出して交わっていきたいと、このように思いますので、そういう提案させていただきましたが、町長のご意見を伺いたいと思います。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 私は以前からやはり掲げさせていただいておりますように安心の暮らしとひとつは活力、町の経済力、先ほどからの議員の方の答弁にも触れさせていただいておりましたけれども、やはり町の産業振興、農業を含めたところをこれからどうしていくのかという、いま奥川議員もそれぞれのいろんな法に基づくところの委員会、協議会等がございますけれども、そうしたことは違って町の玉城町の農業政策、産業振興をどうしていくのかというふうな検討会というか、研究会を立ち上げていきたいと、こんなふうに考えておる次第でございます。

議長（小林一則君） 10番 奥川直人君。

10番（奥川直人君） 総合的に農業振興、農業のいろんなものを使って商品をつくるとか、そういったことを総合的に考えていただける組織づくりに

ついては、また私も賛成しますんで、また協力して進めていければというふうに思っております。これで生産調整については終わるわけですが、町としての取り組みについて、生産調整についてお伺いしました。いろいろご意見いただいています。それとJAの生産調整の協力金の関係についてもそうですし、職員の生産調整の実態については、もう一度再度町長に調査いただくと、それで町の農業政策の明確な方針、いまそういう方向でというお話もありましたんで、この4点についてまた何かまとめればご報告をいただきたいとこのように思います。

続きまして、前回に引き続きまして世古地区の農業振興地域内の農振除外が行政として事務処理をされたわけでありまして。ということで貴重な前回のお話をしました地域の農振が除外されてしまったということで、これは3月の一般質問でさせていただきましたが、それ以降の状況の変化についてお伺いを町長にしたいと思うんです。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 農振除外の手続きが完了になりまして、その後、申請者の方から4条申請、転用がなされたと、こういうふうに伺っております。昨日に委員会が開催されたと、こういうふうなことを伺っております。その段階では保留となっておりますということも伺っております。以上です。

議長（小林一則君） 10番 奥川直人君。

10番（奥川直人君） 昨日は農業委員会に傍聴させていただきました。あれは5条ですよ、5条申請でしたね。たぶん5条申請だったと思うんですが、それと4月4日に世古の字へ行かれたということをお聞きしたんですが、内容をお伺いしたいと思います。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 内容につきましては、やはり除外に至った経過につきまして区の皆さん方にご説明をすると、こういう形での趣旨でお邪魔にあがった次第でございます。

議長（小林一則君） 10番 奥川直人君。

10番（奥川直人君） 意見書が出されております、町のほうへ。反対ということで意見書が出てますし、土地改良区のほうからも反対という意見書が、いま出ている状況であります。それでその土地は住宅メーカー、住宅の業者の方から農地転用の申請が出ておるという状況で、いま最悪の状況なんであります。これをどう乗り切るかということで、農業委員会のほうで検討いただいておりますという状況です。

この内容につきまして、そういう地元も土地改良区もほとんど賛成の方はおられないんと違うかなというふうな現状であります。先日、3月の答弁で

町長が答弁されたわけですが、法律の専門家と言われております、町長のおっしゃられました法律の専門家ですか、弁護士にこの間、私会わさせていただきました。おっしゃられておったんは、問題点を踏まえた相談ではなかったと、こういう条件でこうなんですわ、ああそうですか。ちょっと私が間違っているかわかりませんが、そういうご答弁でありました。条件に当てはまっておるものは認めるのは当然ですねということで、そういう背景とか、このどういう状況でこの土地がどうなったという背景は、その専門家には説明がなかったというのが1点。

それで町長が法があってないと、前回、法があってないんで法律の専門家に聞きましたということであったんですが、町長が法があってないというのはおかしい。町長は法に基づいてしっかり答弁をしていただきたいというご意見。

それと分権社会であり事務処理ではないと。これは町長が適切に判断した結果であるということで、その辺の分権社会において町長の権限というものが重要ですというふうなことが言われておりましたが、この当初、申請にありました農家分家住宅というのはどういう意味か町長教えてください。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 法があってないというふうなお答えを申し上げた記憶は、私はしておらんと思うんです。法治国家でありますから法に基づいて行政処理をしなければいけません。不法な行為というのは、不法な手続きというのはできないわけにありますから、あくまでもいろんな農業に関する法律たくさんあります。それが入り組んでおります。それぞれその省令から通達からたくさんあります。それに基づいて執行して、そして県との再三協議のなかで処理を進めてきたということでもありますから、違法な行為をしてきたということは、これは大問題ですよ。そういう考え方で進めさせていただいておると。

そして分家住宅につきましては、やはり3千平米の地域に計画では確か8区画だというふうに伺っておりますけれども、やはり農村地域でありますから、将来この地域の農業に携わっていただく方々のお住まいの住宅、こういうふうに理解をしておるところであります。以上です。

議長（小林一則君） 10番 奥川直人君。

10番（奥川直人君） 辞書を引きますと次男、三男とかね、身内の方が住まれることを農家分家住宅というというふうにかかれておまして、私はそういうふうに理解をしておりますが、農業に携わっていただく方がそういった形で住んでいただくというのであれば、これは結構だというふうに思います。

しかしですね、昨日、難しいなこれ。農家分家住宅、括弧と書いてありましたね、前回。建築住宅、建売住宅 8 戸、これは農家の方がお住まいになるというご理解でよろしいんですね、町長。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 農家の方がちょっとそこらまわしの解釈というのは、農家の方がお住まいになるというふうなことになるのか、あるいはいろんな農業も範囲が広いですから、農業に何らかの形で係わっていただく方が入っていただくのか、そこらまわりの解釈はちょっといま正確なところはわかりませんが、いゆる農業に何らかの形で関係のある方だと、こういうふうには私は認識しており理解をしております。

議長（小林一則君） 10 番 奥川直人君。

10 番（奥川直人君） これが本当に大事なことというふうに思っています。そして昨日、農業委員会で傍聴させてもらった中には、これが建売住宅に変わっております。農家分家住宅という項目じゃなくって、今度は建売住宅 7 戸という申請で出ておりました、農家分家住宅ではないというふうに出ていますので、またその辺をよく調査の上、行政としては確認をいただいて、法的に問題があるのかなのかということも確認をいただきたい、このように思います。

昨日はそういった形でご審議を農業委員会でしてもらって、保留という形になりました。農地法のなかで前回は農振法でその除外がされたわけですが、今回は農地法ということで、農地法は農業委員会という立派な組織がありまして、それで判断をしていくということになります。4 条、5 条という条例で条件のなかで判断をされるわけでありまして。農振法と農地法は違うんで農業委員会のほうでしっかりまたそういうことを調査いただいて、適切な判断をいただきたいというふうに思っております。

私もこの問題をやり始めまして、行政の皆さんもたぶん担当された皆さんもそうだと思いますが、どうもすっきりいかんというふうにお思いだと思います。私もすっきりいっていません。で、度々質問させてもらっていますが、この問題が起こったということは、皆さん痛切に町としては大問題というふうに思っておられますし、この重大な事件に対する行政としての今後に向けた課題や整理、今後見直すべき事柄は早いうちに私は整理をしていかんかというふうに思っています。こういう問題はこれから起きます。これが通ってしまえば、その都度出てきますから、いまの間にこういうことが二度と発生しないように、いまの現状で現状の課題たくさん今あると思うんで、そういったことをいま現場、現物、現時点の姿で調査をしていただいて、今後の施策なりを早い間に構築をしていただきたいと、このように思っております。

す。

最後に町長、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 先ほどの質問にもお答えを申し上げますけれども、玉城町の畑を入れますと約1,500ヘクタールの優良農地、これをやはり将来にわたって保全をしていく、あるいは全体の町の土地利用の中で、住む場所、働く場所というふうな形のバランスというふうなものを、やっぱり保っていく、そういうふうな考え方、あるいは更に人口減少の時代でありますけれども、玉城町に定住をしていただく方を増やしていくという、それが町の発展につながるというふうに私は思っております。

そんななかで確か平成13年の時点でも議会で議決をいただいております玉城町の土地利用計画、これが一番最高の玉城町としての全体計画でありまして、このことにその策定見直しの時期がきておりますので、今後、住民の皆さん方のいろんなご意見を賜りながら、あるいは議会でもご審議をいただきたきながら、土地利用計画の策定をしていかなければならんと、こんなふうに思っておるわけでありまして、もう一つは先ほどお答えさせていただきましたとおり町の全体の農業政策をどうしていくのかということの検討会の中でも、こうした取り扱いについてどうしていくのかということ、皆さん方でご論議をいただきたいなど、こんなふうに思っておる次第でございます。

議長（小林一則君） 10番 奥川直人君。

10番（奥川直人君） 他から住んでいただくことも大事ですが、住んでいる人が住んで良かった町、まず住んでいる人が住んでいて良かったという町でないとは来ないというふうに思います。そして町長がおっしゃっておりますナンバー1のまちづくり、本当に住民の皆さんがたくさん反対しておられて、そういった気持ちを大事にしてあげる行政でなければ、ある反面だめだと。いくら法が正しくても正しいかわかりませんが、法が正しくていいのが一番いいんですけれども、できればそういったまちづくりを目指していく、まず身近なところを大事にしていく、そういった玉城町に私はしていきたいと思います。以上で質問を終わります。

議長（小林一則君） 以上で10番 奥川直人君の質問が終わりました。

議長（小林一則君） 10分間休憩いたします。

（午後 2時 30分）

議長（小林一則君） 再開いたします。

(午後 2時 43分)

議長(小林一則君) 休憩前に引き続きまして一般質問を行います。

次に、5番 鈴木加奈子さんの質問を許します。

5番 鈴木加奈子さん。

5番(鈴木加奈子さん) 議長のお許しをいただきましたので、5番鈴木、一般質問をさせていただきます。3項目にわたりまして通告をいたしております。1つはお年寄りの安全安心の暮らしについてでございます。2つ目は差し迫っておりますゼロ歳児保育、早く実現して欲しいというこの願いを基に質問を、これで何回目かになるんだと思いますけれども、いまだ実現っておりませんので質問をいたしてまいりたいと思います。次は緊急雇用創出事業についてでございます。この不況のなかで国では15兆円なんなんとする予算を組んだということでございますけれども、なかなか派遣ぎりで大変な人たちの声が寄せられておりますけれども、これにマッチしたような状態にはなっていないということから伺ってまいりたいと思います。

ではまず最初にお年寄りの安全安心について、まずは介護保険について伺いをいたします。玉城町の介護保険料、これは3年ごとに見直されているんですけれども、県下でも3番目、高いほうからみて3番目という、そういう状態であります。そして負担をするのにはなかなか大変だということで、よく呼びつけられるのでございまして、そこではそのうちの収入であるとか、生活の状況であるとか、そういったことがお話をされます。伺いますと本当に大変だなと思います。

そこで県内の第4期の保険料の徴収についてのこの一覧をいただきましたので、これをもって見てまいりますと、玉城町はこの高いと言われております介護保険料を、7段階に階層ですね、所得区分のほうです。7段階に分けて徴収をかけております。

ところが他の自治体をみてみますとこれが最高では、三重県内では11ランクに分けて徴収をされております。そして見てまいりますと玉城町では一番低いところで標準の0.5という数値になっておりますが、下げているところでは0.4というそういう数値で徴収をなさっておられる。このようなことがわかってまいりました。ですからよけい負担感があるんじゃないというふうに思ったわけです。ここに玉城町の介護保険の徴収のそれと、隣の松阪市のあるんですけれども、松阪市の場合ですとここは11ではなくて9ランクに分けております。玉城町は最高が所得金額が200万円というところが、200万円のところで切りまして、そこが最高額ということになっております。ですから200万円を超えまして500万円の所得でも2,000

万円の所得でも同じ金額を納めるということになっているわけでございます。松阪市をみますと200万円未満の方、その次は500万円未満の方、500万円を超える方というふうな、こういう区分になっております。

表で見せてもらってないもんですから、言葉で聞いただけですので本当かなということも思うわけですが、もっとたくさんのランクに区切ってあるところでは最高のところでは1,000万を超えるというランクもつくっているということだそうです。そしてその町長が先の議員さんの質問の中にでも負担能力のある方には負担をしていただいてというお話がよく飛び出してくるわけでございますが、私もそう思うわけでございます。所得の低い方はその高いところにランクを設けまして、徴収の増額をし、所得の低いところの人に少しでも軽減をする、こういうふうにすることが行政のなすべき姿ではないか、所得の再配分というこの大きな役割を担っているのが国の行政と地方自治体の姿であると思っております。その観点に立ちますとこういう対応をすべきではないかと、このように思うわけですが、もう今回は決めておりますけれども、次に決めます時に大事な問題だと思しますので、少し議論をしたいと思っておりますので質問しております。お伺いをいたします、よろしく申し上げます。

議長（小林一則君） 5番鈴木加奈子さんの質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 鈴木議員からお年寄りの安全安心についてということでございます。特に介護のことについての質問でございます。ご承知のように介護の問題というのは、もう今の高齢化の時代でありますから社会全体で支えていかなければ対応ができないという高齢化社会を迎えてきておるわけでございます。この介護保険制度があって安心な暮らしが守られておるということも言えるのではないかとこのように思っておる次第でございます。特に具体的な内容をまた担当課長から補足をさせますけれども、このまですは要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置の対応状況というふうなことで、4月1日に要介護認定の方法の見直しを行ったということでございます。趣旨はご承知のように要介護認定の方法の見直し直後において、利用者に引き続き。

5番（鈴木加奈子さん） それは質問していません、まだ。

町長（辻村修一君） そうですか。

5番（鈴木加奈子さん） ランク付けについてだけ質問しました。

町長（辻村修一君） ランク付けについてはやはりその所得の高い人はより高い保険料と、こういうふうなご質問であったわけでありましてけれども、今回の保険料算定の中で4段階を2分割して負担軽減を図ったということでご

ざいました。そして保険料率が2分の1となる加入者が全体の11%にすぎないという状況でございます。また4分の3となる加入者も9%しかいないという状況でございます。玉城町の所得階層からして階層を増やしましても、低所得者の方への保険料軽減に大きく寄与しないという考えを持ちまして、段階の解消にさせていただいてきたと、こういう状況でございますので、お答えとさせていただきます。以上です。

議長（小林一則君） 5番 鈴木加奈子さん。

5番（鈴木加奈子さん） 町長、玉城町は7段階でございますので6段階とは違いますので、林担当課長にご答弁をとというご意向のようでございますので、今後検討課題として是非このランク付けについては考えていただきたい。

1人しかいないからもう頭打ちでええんやと、そういうものではないと、このように思います。やはり負担能力のある方にはきちっとランクを設けなかったら徴収はできないんですから、県内25団体あるんです。亀山市、鈴鹿市が合同でやっておりますりします。そういうことで25団体の中で先ほど町長さん間違われました、6ランクでやっているのは1箇所、それから玉城町と同じように7ランクに分けてやっておりますのが9団体です。それから8ランクに分けておりますのが4団体、それから9ランクに分けておりますのが8団体、10ランクに分けておりますのが1団体、それから11に分けておりますのが1団体と、このような状態になっておりますので、玉城町よりもランクを多くもって、そして最低の一番低いところは玉城は0.5ですけれども、標準に対する5割徴収ということなんですけれども、それではなくって4割徴収にしているという、そういう対応をしておられるところが、このランク付けの多いところにはっきりと現れています。そういったことでまた3年後ということの見直しになるんかと思っておりますけれども、そこへ向けて今から準備もし調査もしていかないと、また同じような姿になってしまったんでは大変だと思っておりますので、事務的にも精通しておられる担当課長さんのお話も伺いたいと思っております。よろしくおいたします。

議長（小林一則君） 生活福祉課長 林裕紀君。

生活福祉課長（林 裕紀君） 今回の所得階層は先ほど言われましたとおり6段階から7段階と、この段階にあげたんですけれども、4段階の1.0という標準のとこへむけて年金の改正がございましたので、そこに対して0.83すなわち4分の3の保険料という、4分の1を値下げするというんですか、4分の3にする0.83にするということで、回っております。

これについて全体の22.9%の方がこれに該当して、今回7段階に軽減されると思います。大きく軽減と割増をみてみますと、軽減につきましてはうちの一番安くしておるところが今の0.5ということですから、保険料を

基準の2分の1にしているというところが1段階、2段階、それから3段階で0.75、今回新しく出たところで4段階目で0.83、それから1.0で1.25、1.5ということで、最高は1.5倍までいただくということになっていますが、ここで大きく1.0標準の保険料を徴収をいただいております。割増をいただいております方々が36.6%、軽減をさしてもらっております方々が43%でありまして、だいたい1.0を中心として玉城町の場合は今回の場合はバランス良く徴収ができたのではないかなということで、この方法で7段階でいかしてもらっています。

一番下の1段階の所得の低い方ですけれども、0.5の方が19名でございます。一番高い方が9.8%みえます。この方々の所得をあげてもさほど、確かに上げれば何人かは安くなる、これは事実でございますけれども、19名の方ということで、これ以上あげてもあまり効果がみられないかなということを検討をして今回7段階でいったということになっております。以上です。

議長（小林一則君） 5番 鈴木加奈子さん。

5番（鈴木加奈子さん） 今後の状況をみながら検討する余地はまったくないと、そういう意味で今おしゃべりになったんですか。

議長（小林一則君） 生活福祉課長 林裕紀君。

生活福祉課長（林 裕紀君） いやこれにつきましては、今回の第4期の介護保険計画の中の所得階層でこのようにさせてもらったということですから、当然第5期の介護保険計画の中でも、その時の直近の玉城町の所得階層に応じた検討は勿論させてもらっております。以上です。

議長（小林一則君） 5番 鈴木加奈子さん。

5番（鈴木加奈子さん） そうということですので、よその状況なんかもお調べになり結果状況もつぶさにご覧になりながら、町長の判断にもかかってくるかと思っておりますので、次の第5期を設定する段階におきましては、ご配慮をいただきますようお願いしたいと思います。もうご答弁いただきませんが、町長うなづいておられますのでよろしくお願いしたいと思います。

それから先ほども先に町長さんにご答弁をされるような状況があったんですけれども、私質問の通告をいたしておったわけでございますけれども、この介護の認定の仕方がさうとう受ける方にとっては悪い状態になっておりまして、以前からコンピューターによる診査、その後、面接等によりましてその人を状況をつぶさに観察しお話をし、また家族の方々のご意見などを聞き、体の様子をチェックをしていきますと、コンピューターではじかれたよりもずっと重い介護度が設定されるという、こういうことがあったわけですから

ども、小泉内閣の構造改革以来ですね、この医療費、福祉費を大幅に削ろうという、そういう作用が働きまして、コンピューターで出てまいりましたこの結果を重視するという、これがずっと押しつけられてまいりました。

けれども全国各地から福祉施設を運営してみえる方も含めて、政府に対してワッと声があがりました。そこで土壇場になってまいりましてから、これが変更になりまして、先ほど町長おっしゃられましたけれども、以前の介護度よりも軽くなった方は本人が選ばれば、重い介護度のままでヘルパーさんとかの介護サービスですね、それが受けられるということに変わったということは、この質問通告をいたしましてから知りましたし、それは玉城町にもきちっとお知らせをさせていただいているということも確認をさせていただきましたもんですから、ありがとうございます。是非とも知らんでいる人があったらいけませんし、手抜かりのないようにしていただきたいんです。

それからこれは4月1日からのことですが、10月とかこの年末頃に再認定をなさった方でうんと介護度が軽くなってしまっている方があるんですね。そうすると社協が行っております福祉輸送サービスの関係になるんでしょうか、ちょっと名称がわかりにくいんですけども、病院への輸送関係ですね。それが活用ができないというような話も伺ったりしますので、前に認定を受けた方でぐっと度が引き下げられている、そんな人たちはちょっとチェックをしていただきまして、改めてもう1回チェックを入れていただきたいなど、その人に見合った介護が受けられるようなそういう方式にさせていただきたいと思っておりますので、そういうことは可能でしょうか、お伺いします。

議長（小林一則君） 生活福祉課長 林裕紀君。

生活福祉課長（林 裕紀君） 一応判定が終わった方ということですが、今回についてはこの4月1日からのことが基準になっておるんですけども、それを前提にさかのぼれということでしょうか。

よくわかるんですけども。

5番（鈴木加奈子さん） 重くなっている場合には、重くなった場合には認定を受けていても1回受けられるのと違いますか。

生活福祉課長（林 裕紀君） そういう場合も再度申請をせえということですね。

5番（鈴木加奈子さん） 受けられますよね。

生活福祉課長（林 裕紀君） それはいつも介護の1次判定がこうなっても、先生方の意見を聞いたりしながら、それからまた本人さんの要望があったりすると再審議したりしてやっておると思っておりますので、特に問題はないんかと思っております。今回の場合はこちらから一方的に介護度が下がるという通知を

差し上げた場合に、本人さんが希望すれば元々の高いほうの金額的に有利になりますね、高くなると。そちらのほうに戻れるということで、いつまでという期間はないんですけれども、やはりその軽度に認定されるんじゃないかという要望が強かったということと、不安が生じておるということで、厚生労働省のほうで検証と検討会を開くということで、その間、このような措置をとることになっておりますので、これに基づいてやはりいろいろやっていきたいとは思っていますけれども、はい。

議長（小林一則君） 5番 鈴木加奈子さん。

5番（鈴木加奈子さん） 当然半年に1回ですかね、診査のし直しをするわけですが、その間に介護度の様子が、体の様子が後退したようなその場合は、再度の認定はこれまででも受けれたものなのですから、やれるのは当然だと思っているんですけれども、それなりの親切な対応で本人さんを助けてあげていただきたいとこのように思います。誰もがピンピンコロリというのを願っているわけでごさいますして、でもこれは願っているだけではどうしようもないので、いつこの席にみえる方、私も含めてですね、いつ寝たきり状態になるか、どんな状態になるかわからんというのが、健康診断を受けていても難しいところでごさいますので、せっかく介護保険を払ったのに使わんと死んだなど、そんなことちっとも残念に思いません。必要な方にはきちっと介護が受けられるように、サービスが受けられるように、それを願っておりますので対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に緊急通報装置の貸与事情でごさいます。常に町長さんは安心して暮らせるように、安心安全ということも言われますし、住んでよかった玉城町という言葉もよくおっしゃられるわけでごさいますけれども、今回の緊急通報装置の貸与事業、これは実にひどいものでございまして、負担は大変なところがございまして。山本議員が先に質問をいたしておりますので、私はタブツという気持ちはさらさらないんですけれども、どれほど大変なのかというところを是非やっぱしわかっていただきたいと思うんですね。で、51世帯の通報装置の利用世帯が20世帯減ったと、いま現在31世帯になっているわけでごさいます。この通報装置をやめられた方からお電話がありまして、昨日行ってまいりました。

そしてお話を伺いました。この方はABCのBランクにあたる方です。生活保護は受けていませんけれども、町民税の非課税世帯でごさいます。それでみてみますとこの方の場合、申請すればというか所得の収入の年金の金額の基準でまいりますと、生活保護に該当する方でごさいます。でも本人さんが申請しなければ生活保護ということにはならないわけですね、町民税非課税世帯というのはこの生活保護と同じあるいはそれ以下の方々を含んでい

るといふわけでございます。役場の職員さんですと一定の所得、収入がございますので、1カ月あたり千円未満、千円程度やったらどうってことないだろうと、こういうふうにお考えかもわかりませんが、これが大変なことなんです。しかも3カ月分一緒にお支払いをするということになっておりますので、3カ月分で2,730円、このお金を出す方法がないというわけです。ていねいに家計簿もつけておられて、それも見せていただきましたけれども、本当に大変だということを痛感いたしました。

以前だったらどうかということも、前の表で見ますと、以前は生活方法による非保護世帯はゼロで一緒でございます。その次は生計中心者が前年所得非課税ということになっております。ですから住民税の非課税よりももう少し所得での非課税ですので上、わずかですけれども上ということになるかなと思いますが、その方も生活保護世帯と同じようにゼロ、その次が900円を徴収するというこのランクが1万円、所得税で1万円、これ今の税法におきまして計算をしてみましたら、65才以上ですので年金と考えると178万円です。178万の方が900円やったら何とかもってもらえるかなと思うんですね。だけど今回のこの変更はひどいですね。町民税の非課税世帯、生活保護以下の方も含まれると先ほど申しました、この方から910円を1カ月とる。そして町民税の課税世帯というのを全部ひっくるめまして、どれだけ所得が年金が多い方も全て含んで3,045円という、そういう設定の仕方になってますね。これはちょっと問題があるんじゃないかな。

先ほど答弁に町長さんは所得の高い方は負担能力のある方は、それ相当に負担をしていただくというお言葉だったんですが、町長さんのおっしゃられるようなそういうランクの付け方にやはり変えるべきだと、町長さんのご意見と私はまったく一緒の意見でございます。負担能力のある方からはいただく、負担能力のない方にはいただかない、この方式でさっそくに改めていただく、このようにしてもらいたいんですね。それにはやはり以前の徴収表に戻していただく、このことが大事なんだと思います。因みにいろんな施策がございますけれども、その場合に生活保護による支給額というのを、一定のレベルにいたします。憲法25条に規定されております健康で文化的な最低限度の収入というのはいくらかというのは、これは厚生労働省が決めているんですね。それが生活保護費になるわけですね。それを基にいたしまして公務員賃金だとか、最低賃金だとか、いろんなものを設定していくわけですけれども、いろんな補助を受けるその場合にもこれが当てはまります。例えば就学援助でございますと生活保護費の1.5倍の方からが受けられるという、それ以下の方が受けられるという制度になってます。この緊急通報装置で考えますと、とんでもないことが起こっているなど、基本的人権に食

い込むところの徴収をしてはいけないのではないかなと思います。さっそくお改めいただきたいと思いますが、町長さんいかがでしょうか。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 先ほども山本議員からのこのご質問にもお答えを申し上げてまいりました。いろんな利用実績等を考えて、そして応分の負担を願いたいということでスタートをさせていただいたわけでございます。限られた対象者の方というふうなことでございまして、個々にできるだけその不安のないような形で説明も改めてさせていただくことがいいかなというふうな、いま思っておる次第でございます。

もう一つは今のシステム以外に、どんどん新しいシステムでこうした緊急通報の素早い、あるいはもっと簡便なものがあるのではないかなというふうなことも伺っておりますので、このこともできるだけお年寄りの皆さん方ありますから、簡単にしかもスピーディにその対応をしていただけるような、そんなものを検討してまいりたいなと、こんなふうな思っておる次第です。そしてまたもうひとつはやはり大事なことは、お一人で住んでみえる方を地域の皆さん方、あるいは回りの皆さん方でいつもこう見守っていただいておりますというふうな、今も本当に一生懸命になってそういうボランティア始め取り組んでいただいております方もおみえなんですけれども、そういうことの助け合い支え合いをもう少しお願いをすることも要るなというふうな思っておる次第です。

議長（小林一則君） 5番 鈴木加奈子さん。

5番（鈴木加奈子さん） 言葉尻がもうなくなってしまったんでございますけれども、これは大事な命をつなぐセットでございまして、これ元々この要綱は一人暮らし老人等に対し緊急通報装置を貸与することにより急病や災害の緊急時に迅速かつ適切な対応を図りその福祉の増進に資することを目的とすると、きちっとうたわれているのでございます。ですから今のがよくなかったら次のやり方に切り換えても、それはいいと思うんです。いい方向になるならば。けれどもだからといって今の姿で徴収をすれば、結局は3割負担の方が15世帯も返上ということになったわけですね。そこのところに問題があると思うんです。結局はこの生活保護に類する、あるいは生活保護以下の年金、老齢福祉年金で暮らしてみえる方にとっては、この1カ月910円、3カ月分で2,730円ですか、この支払いというのが困難なわけです。それで私呼ばれてとんでいきました。その家での話ですけれども、返上いたしまして、そしてその通報装置を外していかれたその晩に、それこそたまたま、ご主人が血を吐かれた。そしてその奥さんは目が見えにくい、電話の番号どこを押しても慌てているのと、見えにくいのと両方で、何番押したらええん

かもわからんという110番やったか何やったって言って、さわいどってやって、ようやっと救急車を呼ぶことができた、こんなふうに言ってみえます。

都会ですと、隣近所がうんと近いかもしれませんが、幸いか不幸なのか広いところに住んでおられますので、屋敷はどこのお家も広いですね、ですからなかなか近所の方に声をたててといっても、高齢者でございますので、声をあげてもはたして回りの家に聞こえるかどうかわからない状態でございます。命に関わることでございますので、救急車に来てもらって連れていってもらったんやって、それは良かったな、助かって良かったなという話をしたんですけれども、そんな不安な思いをしているんです。是非とも早いとこ次の新たな手を打つまでは、この返上なさった方々もう1回伺いをいただきましてつなげていただきたいと、このように思うわけです。何人だからどうではなくって、やはり危ない人、支えなければいけない人、ここを支えてなんで玉城町があるんでしょうか、それが大事なところだと思うんです。元々先ほども申しましたように、基本的に国民を守るというそういう立場の規定がございますなかで、生活保護費、生活に食い込むような徴収はしないという、そういうのは大前提でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。担当課長どうでしょう是非検討してもらえませんか。

議長（小林一則君） 生活福祉課長 林裕紀君。

生活福祉課長（林 裕紀君） この負担金を徴収するということにつきましては、21年度の当初予算でご提案をさせてもらって決議をいただいているものでございますので、21年度は変える予定はないというしか答えようがないんですけれども。

議長（小林一則君） 5番 鈴木加奈子さん。

5番（鈴木加奈子さん） それでいくらぐらいこの20名の方に辞退していただきまして、どれほどのあなたのところで余裕になったんですか。補正をするのが困難だという意味で言われているんやと思うんですけれども、議会の側はこれが必要であれば、必ず皆さん認められると思うんですね。おいくらになるんですか。

議長（小林一則君） 生活福祉課長 林裕紀君。

生活福祉課長（林 裕紀君） 町の負担の減ですね、1人2,900円かける12月で消費税になりますから、1人年間3万6,540円が全額の町の負担になっておりました、昨年度で。

議長（小林一則君） 5番 鈴木加奈子さん。

5番（鈴木加奈子さん） 言い換えますと3万6,540円かける20とい

うのが町の財政が浮くわという、それで喜んでそういうことをやっちゃったという、そういう大変なことに踏み込んでしまったわけですが、でも、そのこのところにつきましてはまた引き続きまして、議会もございまして取り組んでまいりたいと思いますけれども、これは問題があったなと気がついたら早く直す、そのことが改めるに恥じることはないと思うんです。是非ともよろしくお願ひしたいと思います。ちょっと基本的な考え方が抜けさっているんじゃないでしょうかね。勿論憲法の中に地方自治体はどうあるべきかということがあるわけですが、地方自治の方針に基づいて地方自治体は仕事をすると。その本旨はなんぞやというたら地方自治法の1条の2に書いてありますね、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本としてというふうにはっきりと書かれているんですね。

それでこんな法律の中にしかも第1条の中に、第1条の2の中に、2回一緒の文言が出てくるなんていうのは他にはありえないんですね、ところがこの1条の2の1項にいま申しました地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするという規定がありまして、その同じ1条の2の14項にもう一回これが出ていますね。地方公共団体はその事務を処理するにあたっては住民の福祉の増進に努める。こういうことがうたわれているんですよ。いかに住民の福祉のことをすることが、地方自治体としての玉城町としてのなすべき仕事なのかということが、はっきりここに出ているわけですよ。そのこのところが抜けさってしまうと、たった何人のことやないかという、こういう論議になってしまうのではないかと思います。それではまともな町にはなっていないのではないのでしょうか。このことを心配しましたので申し上げます、できるだけ早く緊急通報装置あるいはそれに代わるものでも結構です、安心して過ごせるような方策をとっていただきたいと思いますが、そのことは考えていただけますか、別の方法を。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） どういう方法があるか検討をしてみたいと思います。

5番（鈴木加奈子さん） わかりました。ではさっそくによろしくお願ひしたいと思います。

次にゼロ歳児保育のことでございます。田丸の保育所もそれから外城田の保育所も定数をオーバーし、しかもゼロ歳保育を住民の利用者が一番多いこの田丸の保育所でやっていないという、そういうことから大変皆さん不便を感じています。そして田丸の保育所の子も、有田の子も下外城田の子たちも土曜日の保育は外城田でしかいたしておりませんもんですから、外城田の保

育所へ連れていくという、そういうことが起こっています。是非とも早く田丸の中心地でゼロ歳保育を含んだ保育所をお願いしたいと、このように思っています。それで3月議会の時にこのことを申し上げましたところ、保育所を検討するプロジェクトチーム、保育所改革プロジェクトチームを立ち上げております。ここからの答申がまいりましたら、それを受けて町長はやりたいたいこのように言われたんですけども、ご就任になったさっそくから私はずっと田丸保育所の問題を申し上げてきているわけでごさいます、あれから4年目になってしまったということでごさいます。何とかもうちょっと先に希望がみえるような、そういうところにまでいっていただきたなと思っています。

これは答申ではなくって報告書ということに結局はなってしまうんですけども、それでもはっきりとこの施設の老朽化、肥大化が懸念される田丸保育所を分化し、同じこの地区に複数箇所設置するということも具体的な方策としては明記されておりますし、住民の理解もそれが一番得られやすいのではないかと、こういったことが書かれています。また幼稚園、保育所のこの幼保一元化の問題点もここに記されておまして、やはり保育士さんが入っていなかった、このプロジェクトチームで非常に何って言ったらいいんでしょう。片手落ちのような姿のプロジェクトチームではごさいましたけれども、いってちゃん見て報告書を出していただいているなど、このように思いながら再度何度も読み返しているところでごさいます。町長早くですね、どこの土地を求めようということを決める、またそこの地主さんがおられるわけでごさいますので、そこへ向けてのお話もしていかなければなりません。動きだしてもさっそく建てられるものではごさいません。町長いつになったらあなたの腰は動きだすんでしょうかお伺いいたしたいと思います。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 鈴木議員のお考えでは早く田丸保育所の改築をと、こういうふうなご質問を度々なされておられるということは承知でありまして、その都度お答えを申し上げてきておるわけでありまして、先般も全員協議会で改革プロジェクト、保育所検討のプロジェクトのほうからのご報告もお聞きをいただいたわけでありまして、その時にも考え方を申し上げさせていただきました。将来的にはこれはいろんな人口フレームといいますか、子どもたちの人員がどうなってくるのかとかいうふうなことも考えなければいけませんけれども、要はいま非常にたくさんのお子さんが田丸保育所に利用をいただいておりますという状況であります。

しかし町全体を眺めての財政面、あるいはハードの投資的な事業の年次計画というふうなことがどうなっていくのかというふうなことも、やっぱり十

分整理しながら年次計画を立てていかないと、あれもこれもというふうなことをやって、大変な財政の非常に破綻に近づくというふうなことになってはいかんというふうに思っております。したがってこの中でもございますように、緊急的にやらないかんことは耐震の問題、これをやりたいというふうに思っております、今回も提案をさせていただいておりますところでございますが、それとその際にも説明申し上げましたけれども、現在進んでおります小学校の中学校から始まって小学校の空調工事、あるいは下外城田小学校の増設、そして児童館併設の建物というふうな形で、現在防衛あるいは文科省との協議に入らせていただいておりますという、これが今の段階では24年からはその事業ができるというふうなことの計画を持たせていただいておりますのでございまして、そういう一つひとつのこの計画を進めさせていただきながらは考えさせていただかないと、なかなか厳しい。

しかしそんな中にありまして、今もうひとつは町の将来、子どもの人口フレームの中で考えていくのが、未満児保育の施設の設置をどうしていくのかということは、ちょっと先駆けてやっていく必要があるのではないかなという思いもしておりますのでございます。現在ご承知のように外城田保育所でのゼロ歳児ということでお預かりをしておる、そして今のそれぞれ4保育所の状況ですと、過去と対比いたしました未満児のお子さんをお預かりする世帯が増えておる、それは当然核家族あるいはお母さん方も働きに出掛けられておるといふ今の世の中の流れということに影響しておるわけでございますから、そういったことの対策をどうしていくのかということを少し優先的に考えていかないかなと思っております次第でございます。

又そんなことも含めて本年度、次世代育成の行動計画というものもいろんな住民の皆さん方の代表、ご参画をいただくなかで検討に入らせていただきたいと思っておりますし、あるいは第5次の町の総合計画というふうなものを、これを策定をしていかなければいけませんから、更に意見を聞くそして議会の皆さん方とも十分協議をさせていただきながら、この保育行政、玉城町のこの子育て支援、そしてハードあるいはソフトの面をどうしていくのかというふうなこと、いろいろご議論、ご意見、ご検討を賜りたいなと、こんなふうに思っております次第でございます。

議長（小林一則君） 5番 鈴木加奈子さん。

5番（鈴木加奈子さん） 個々にまいりますと本当にあのお金はもったいなかったなと、京セラに何故あんな3億3千万円も道路の補修に回ってしまったんだらうかと、そういうことを思うわけですね。たぶん町長さんもそう思われたからそんなことをポロッと言ってしまった場所があったのを覚えてみえると思うんですけども、そうやって町長さんも言っていたよって伺い

まして、そうか面と向かってはおっしゃらないけど、やっぱし町長さんも内心ではそう思ってみえたんやなと、私は思ったんですけれども、それで共通の認識に立てた、やっと立てたなと、このように思うわけでございますけれども、済んでしまったらしょうがないですけれども、そんなことを繰り返さないようにせないかんと思いますし、こんな大仕事をする時にはやはり緊急度というのを考えないかん、子どもをどういかに育てるかということを考えていかなければいけませんし、町長さんは玉城町の子どもが減るのを期待しているわけではないと思うんですけれども、今のところは子育てするんやったら玉城町ということで、若いご夫婦さんが増えてきているんですよ。それをやはり続けて頑張ってほしいなと思います。

国立社会保障人口問題研究所の将来推計人口というので、この人口の推計をみたらしいですけれども、そういう玉城町の施策だとか様子だとか、三重県でも玉城町の保育行政はナンバーワンやと、何年か前に言われているんですけれども、そういったことをご存じない人が推計してもあかんと思うんですね。それで学童保育、それから保育所の状況というのを双方みまして、やはりぐるっと見回して玉城がトップやと思います。ですから町長さんの段階でこれが嫌われて、玉城へ若いご夫婦が来てくれないというようなことにならないように頑張っていただきたいと思います。なんでこんなところにこんなお金を使うんやろというのが地域活性化地球温暖化対策として低公害車の軽の車を2台買うつもりで149万円予算組んでおって。だけれども普通車1台にしてハイブリッド、ちょっと口が回りません。61万円プラスして210万円で1台にすると、こういう話だとかね、それから玉城の温泉を使って化粧水をつくるんで370万円をそれへつぎ込んでいくとか、住民の皆さんに聞いてもらわなきゃいけませんけれども、私はやっぱしそれよりは軽で我慢してくれませんか。少しでもお金つんでもらえませんか、保育所を早く建てて欲しいんです、こういうふうに私は言いたいんですよ。そういう観点にたって町長取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。ご答弁お願ひします。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 先ほどもお答えを申し上げますけれども、やはり子育て支援、特に保育所そして義務教育の小中学校、これは町としても大変重要課題という認識をしておりますして、優先的にこのことも取り組んでいかなければいかんと思っています。特にいろんなご意見を聞かせていただきながら、建物の改築もそうでありますけれども、私はむしろこの中身を一つひとつ要望を聞かせていただき、そしていろんな状況を把握をして、中身の部分をやっぱし充実をまずはさせていただきたいなと、こんなふうに思って

おる次第でございます。

いろいろな勿論どれだけいい約束や、いい格好のいいお返事をさせていただこうと思っております、財源が伴わないことには何とも致し方ないわけです。財政的な部分がやっぱり十分配慮をしながらのまずは施策推進、その中でもこの分野については重点的に取り組んでまいりたいという考え方には変わりはありませんので、ご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

議長（小林一則君） 5番 鈴木加奈子さん。

5番（鈴木加奈子さん） 是非とも早く実現をすることをお願いしまして、また若いお母さんたちの集まりもございまして、今どんなふうになつとるの、どんなになつとるのというふうに皆さんから言われております。また町長さんにもお伝えをしながら、ご一緒に取り組んでまいりたいと思いますのでよろしく申し上げます。

では最後に緊急雇用創出事業ということで、これは商工労働とは言わなかったかな、そちらで対応してもらおう分野になっているかとは思いますが、玉城町の行政のあり方としては非常にまずい行き方をしてきた、こんな雇用状態になってきている時に、田丸の小学校の学校給食を委託で投げつけてしまったという玉城町民の働く場所を減らしてしまったという、これは実に大変な汚点であったと、このように思うわけですが、さてこのふるさと雇用再生特別基金を活用しましたところの緊急雇用創出事業、これはどのようになっていますか、お伺いしたいと思います。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 鈴木議員さんには今日はめずらしくほめてもらって喜んでおった次第でございますけれども、またいろいろお叱りもいただいて、あるいはただいま学校給食の関係のことでの雇用の場がなくなったということのご発言もありましたけれども、やはりこれの趣旨は何度も申し上げておりますように、趣旨といいますか、職員の方が定年を迎えられて退職されて、そしてその次にやはりまさに重点的に子育てや福祉の分野に財源を投入する必要があるから、やはり今の民間委託の中で給食業務をやっていたきたい。そしてそこで生まれた財源は、そういう子育て福祉の分野に充当させていただきたいという形でのことでありますし、また定年退職なされた方につきましても、ご希望の方はいまも働いておられる方もみえると、こういう事態でございますので、ひとつその点をご理解をいただきたいと思っております。

そして雇用対策といたしましては緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別基金事業として、経済対策として国が打ち出してきたわけでございます。

やはりこういう経済危機の時代でありますから、できるだけこの事業に基づいて、そして更に有効活用をさせていただくために、あるいはまた雇用創出が生まれるような、そういう検討をさせていただいてまいりました。詳しくは担当からも申し上げますけれども、まず児童の支援サポートとしての事業なり、あるいは介護予防サポート事業による直接雇用で、約10名の新規雇用を見込ませていただいております。そして子どもの安全いきいきサポート事業、あるいは地域資源をいかした観光振興事業というふうなことでの取り組み、あるいはデマンドバス導入事業を委託をいたしまして、3名の新規雇用を見込んでおることとなりがこの内容でございます。ひとつよろしく願いを申し上げます。

議長（小林一則君） 農林商工課長 田畑良和君。

農林商工課長（田畑良和君） 今回の6月補正の予算のほうでもご審議をお願いしておりますが、予算書でいきますと5款の労働諸費のほうで計上をしております。内容につきましてはふるさと雇用につきまして2件、内容としましてはデマンドバスの導入事業、それから地域資源をいかした産業観光振興事業ということで、こちらで417万5千円、もう1点の緊急雇用につきましては合わせて3件です。子どもいきいきサポート事業、介護予防サポート事業、児童のとぎれのない支援事業ということで、3件あわせまして1,338万円。これら大きく2つを足しますと1,755万5千円ということで労働費のほうで計上をさせていただいております。概要としては以上でございます。

議長（小林一則君） 5番 鈴木加奈子さん。

5番（鈴木加奈子さん） これが県が組んでおりますこの中で、玉城町から要請をして予算化されたんかなと思うんですけども、例の何に使ってもいいと言われる基金に積み込んでもいいと言われている1億2千万とは別は分野での予算ですよ。これは採用とか、まずは採用です。採用はどのようになさるんでしょうかお伺いします。

議長（小林一則君） 農林商工課長 田畑良和君。

農林商工課長（田畑良和君） 先ほど説明をさせていただきましたふるさと雇用の2件につきましては、委託事業になりますので委託先としましては、社会福祉協議会なり玉城町商工会というふうなことになります。緊急雇用につきましては直接雇用ということですので、予算書に計上のほうも賃金なりで計上をいたしております。そういうふうなやり方というのか定められておりますので、それに合わせて三重県のほうと協議と重ねてまいりました結果でございます。

議長（小林一則君） 5番 鈴木加奈子さん。

5番（鈴木加奈子さん） 是非とも今後も働く場所づくりをやってもらいたいと思うんですけども、男性の方の派遣ぎり、これ結構町内の方に多くって私のところへ働くところ探してと言われましても、なかなか探せるものではございません。せっかく政府が組んだ予算、これが良いか悪いかは別にしましても、もうその方たちにとりましては生きるか死ぬかということにもなりますもんですから、これこう見ますと玉城町子ども安全いきいきサポートとか、介護予防サポートこれは男性がいけやんこともないかもわからん、児童のときれのない支援事業というのも、これ女性かなと思いますとちょっと男性が働ける場所というのが、町長さんちょっと少ないような感じがいたしますもんですから、もっと分野を探していただきまして取り組んでいただきますようお願いしたいと思います。まだこれからでもまだ可能ではないかと思しますのでお願いします。

議長（小林一則君） 農林商工課長 田畑良和君。

農林商工課長（田畑良和君） ふるさと雇用につきましても3年間事業というふうなこと、それから緊急雇用につきましてもまだ期間がございますので、可能な限り協議いたしまして、事業化したいというふうに考えます。

議長（小林一則君） 5番 鈴木加奈子さん。

5番（鈴木加奈子さん） この中の予算の関係はまた予算審議のなかでしたらいいと思いますので、今後、働く場所づくり、玉城町の人たちが働ける場所づくりのために、頑張ってくださいということでございますので、町長のほうもよろしくお願いしたいと思います。これで質問を終わります。何度も何度も同じことを申し上げます保育所の問題でございますけれども、是非とも是非とも早く実現をしていただきたい。それから緊急通報装置、これはやはり目的に玉城町自身が掲げておりますように、安心してお年寄りが暮らせるように。また介護保険の関係におきましても、できる限り負担能力の少ない人は少ない金額になるように、よそでも努力している努力を玉城町でもやっていただきたい、このことをお願いしたい。

そしてまた無駄なものと言いますか、緊急度をやはり考えてやっていただきたいということを添えまして終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（小林一則君） 以上で、5番 鈴木加奈子さんの質問は終わりました。テープの入れ替え作業もでございますので、ここで10分間の休憩をいたします。

（午後 3時 45分）

議長（小林一則君） 再開いたします。

(午後 3時 55分)

議長(小林一則君) 休憩前に続きまして一般質問を続けます。

次に、4番 高木市郎君の質問を許します。

高木市郎君。

4番(高木市郎君) 議長のお許しを得ましたので通告をいたしました3点について質問をいたします。まず初めに不況時の行財政の状況についてお尋ねをします。2つ目には町民の皆さんの暮らし満足度についてお尋ねをいたします。3つ目は一昨年設置されました地域担当制についてお尋ねをしたいと思います。

まず不況問題でございますが世はまさに大不況の時であります。この発端はアメリカで一昨年ですか、低所得層に貸し付けた住宅ローン、いわゆるサブプライムローンというのが焦げついたというか、返済不能になってきたというのが始まりでありまして、それがどんどん拡大をいたしまして、アメリカの巨大証券会社のリーマンブラザーズという会社が破綻してしまったということで、世界的な大不況になったということであろうかと思えます。経済不況、金融不況、金融不安というようなことで、世界的な自動車の会社ゼネラルモーターズ、大型乗用車をつくっていたために破綻したということについては皆さんご承知のことです。この関連の会社が日本にも100社以上あったというようなことで言われておりますが、幸いと申しますか、玉城町においては直接の関連はなかったようでございますが、この大不況ということになりますと企業さんにもいろいろ影響が出てきているんじゃないかというふうに思っております。ご承知のように玉城町には幾つもの優良な企業さんが稼働していただいております。事業法人税、固定資産税を含めると、多いときには10億近い税金を納めていただいているんじゃないかというふうに思っております。

そのようなことで大変お世話になっているんですけども、21年度の当初予算では不況を予測しまして、3億弱の減額の当初予算でそれを認めているわけですが、我々町民にとりましてこの雇用不安といいますか、雇用問題、職をなくしたとか、また休日が増えた残業が少なくなった、給料が減った、ボーナスが減ったというようなことで、家計にも大きく影響してきているんじゃないかというふうに思っております。それが故に私どもが納める税金だとか、保険料、公共料金、このようなものに未納とか未収というものが発生してきているんじゃないかということも心配するわけですが、町長にはこの辺のことを、この状況をどのように認識をしておられるのか、またその辺のことでどのような情報をお持ちなのかお尋ねをしたい

と、こういうふうに思います。

議長（小林一則君） 4番 高木市郎君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 高木議員から最近の厳しい経済状況の中での行財政状況、そして町の歳入面での影響についての認識をどうしているのか、どう考えているのかというご質問でございました。ご質問でもございましたように、大変こうした世界的な財政危機の影響が国内の勿論民間企業はもとよりそして地方自治体の行財政運営に大きな影響が出てきておるわけでございます。そしてそんな中で、世界各国がそれぞれの対策を講じておる、日本の国におきましても国の予算において、ただいま提案を申し上げておりますように形の財政支出が行われてきておるということでございます。全体のこの町に関わる部分で申し上げますと、大手製造業の3社代表の皆さん方と定期的に情報交換をさせていただいております。先般もどういふ今の状況なのかということと訪問をさせていただいたり、お越しをいただいたりしたところでございましたが、この2009年のいわゆる3月決算では大変厳しい状況であったと。今後来期の10年の決算も厳しいというふうなことのお話でございましたが、一部にいろんな報道等もあるわけでございますけれども、環境に配慮したハイブリット型の自動車、これの部分で非常に部品の受注が増えておると、こういうふうな企業もお伺いをしてまいりました。

しかし全体としては厳しいというお話ばかりでございまして、そんな中でやはり町としては他の全国各地で大変厳しくって、そしてその自治体から撤退をしていくというふうな、あるいは大変な規模縮小をしていくというふうな報道も聞いておるわけでありましてけれども、町内の製造業はそういう動きがないというふうなお話でございましたので、ほっとしておるような次第でございまして、やはり雇用の面で雇用計画がやはり以前のように立たないということございまして、何とかしてこの地域の若い方々がやはりできるだけ通勤圏の範囲内で働いていただいでそしてそのことによって地域が発展をしていくというふうな形にして欲しいというふうに思うわけでございまして、何とかこの世界で起こっておりますところの経済危機が、早い機会に好転をしていただくような願いを今も持っておる次第でございまして。

具体的に町に行財政につきましてもいろんな面で支障が出てくるのではないかと、あるいは出ている部分もあるわけでございまして、特に公共料金の内税、あるいは保険料等あるいは各種の料金等におきましても、未収、未納ということの恐れをしておるわけでございまして、その部分につきましても、精一杯こういう不況の時期でございましてけれども、自主財源であります公共料金等の確保に力を入れていかなければいかんというふうに思っておる次第

でございます。

そんな状況でございますが、特に厳しい時代ではありますけれども、できるだけお困りの皆さん方のご意見も賜りながら、そして町の計画をしておりますところの一つひとつの施策を進めてさせていただくための財源の確保、このことに努力をしていきたいと思っております。先ほどからの議員の答弁も申し上げておりますように、町内の大企業、製造業の皆さんと共存共栄をしながら、そして玉城町としてのこの地場産業の振興にも何とか力を入れて、いわゆる地域おこし、地域の活用が生まれていくようなそういう取り組み、あるいはそんななかで雇用の場が創出できることにつながっていけばいいなというふうに思っておる次第でございますので、そういう状況でございます。

また具体的な最近の徴収の内容等、ご質問をいただくというふうなことでございましたら、担当のほうからご説明ご回答を申し上げたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（小林一則君） 4番 高木市郎君。

4番（高木市郎君） この問題につきましては情報をお聞きするというようなことで、私はそう思って質問した次第でございます。特段その未収が増えているというようなこともないようでございますので、この点は了解をいたしました。

次に2番目の町民の暮らし満足度とこういう問題でございます。実は昨年もし少しこれのよく似た質問をさせていただいたところでございますが、町長は3年余り前に暮らし満足度ナンバー1の玉城町をつくるということで町長になりました。それで隣人愛、郷土愛、自然愛、この3つを理念として5つの政策を出されております。ところでこの政策がどのように実行されたのか、達成度といいますか、それは町長どのように考えておられますか。私どもはその政策を受けてその恩恵を受けておるわけでございます、町民は。私どもの満足等というのを町長はどのように認識されておるのか、そのことについてお尋ねをしたいと思っております。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） 満足度についてのご質問でございます。何とかしてこの町に生まれ育ちあるいはまたこの町にお越しただいて、本当に住んで良かったと、更に暮らし続けたいと、こういうふうな町を理想として描かせていただいております。おかげさまで前段の山口議員さんの質問でもお答えを申し上げますように、私はやはりいろんな自治体としての計画というふうなもので形式的にうたいあげておるものがございますが、それをやはり実践していく、実行に移していくことが何より大事であるとい

うふうに認識をしております、具体的な戦略を掲げて一つひとつの取り組みを進めたいということで、戦略会議の皆さん方からのご提言をいただいております内容、皆さん方の協力をいただいで進めさせていただいております。まだまだ満足な部分ということには至っておりませんが、本当にいい状況にあるというふうに思っています。

住民の皆さん方の満足度というのは、それぞれ価値観がありますから、やはり与えられてそれに対して良かったという満足度、あるいはご自身があるいは町民の皆さんが、住民の皆さん方のためにいろんな活躍をなされて、そして努力をなされて生き甲斐、それもひとつの満足度ではないかなというふうに認識をしております、町の発展のため地域の発展のために、自分が何ができるのかというふうなお考えの中で、大変活躍をいただいでおる方が多くなってきておる、このことを嬉しく思っておる次第であります。特に最近には福社会館や公民館あるいはその他グラウンド、あるいは地域でのいろんな文化活動等が大変盛んな町にいただいでおります。毎日のように土日は毎週のようにグラウンドを利用しておる子どもたちの声、そして福社会館を利用いただいでおる皆さん方の活動、おそらくはあまりたとえて恐縮ですけれども、山村へき地の人口減少のところではこういった光景は見られないであろうというふうに思っておる次第であります。

本当にお話を聞いておりますと、毎回毎回議員もお世話をいただいでおる歩こう会の皆さん方の参加が増えてきておったり、そしてご自身で自分の健康管理をしようということで、夕方友だちと誘い合わせて一緒になってウォーキングしてみえたりという方が非常に増えておるということでもありますし、また町外の方がお訪ねをいただきますけれども、そんな中では大変この中学生の子どもたちの言動に対してのお褒めの言葉もいただいたりとかいうことでもあります。いろんな面でまだまだ不足の部分、満足いただいでおることはありませんと思えますけれども、特に最近でありがたいのは大変医師不足のなかで三重大、あるいは日赤から協力をいただいで要望をいたしておりました整形の先生をお招きすることができたりとかいうことと、また特にこの認知症のサポーターの皆さん方が、全国の大会で先進的な取り組みとして発表をされたり、Cレベルの規模のいろんな活動、ディスカッションができたりとかいうふうな町に育てあげていただいでおることも、本当に嬉しく思っておる次第でございます。

また昨年はそうした町としての評価があつて、皇太子殿下がお訪ねをいただいたりということでもございました。これからのそれであれば課題、あるいは町の取り組みをどうしていくのか、考えていかなければいかんわけでありまして、先般からお答えをさせていただいておりますように、やはり少子高

齡化の施策、子育てあるいは教育、あるいは医療、福祉というふうなことは、これは当然重要でありますから、このことに力を入れていくと。流れは地方重視の国の施策が進められておりますけれども、なかなかそう甘いものではないというふうに思っております、ますます都市と地方の格差は開いていくばかりではないかなというふうに思っております次第であります。

先ほどの繰り返しになりますけれども、何とか地域としての経済力を高めていくことに努力し、町として自立をしていかなければいかんというふうに思っております次第でございますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（小林一則君） 4番 高木市郎君。

4番（高木市郎君） ご答弁はいただきましたんですが、そのちょっと私の趣旨とはという感じはあるんですが、町長は外からの情報また状況を眺めて町民の皆さんは満足をいただいているんだろうと、そう思っておられるというふうに私は感じました。それで私はその満足度というのは確かに難しい問題、おっしゃったように難しいと思います。個人差いろいろありまして、それは秤に乗せて計るわけにもいかんし、巻き尺で測るわけにもいかん、満足度というのはなんで量るんだろうかということ、この前も少し申し上げたんですが、それは私は町民のアンケートをとれば、わりと簡単に満足度というのはとれるんじゃないか。町長のおっしゃったのは外から眺めた満足、町長の満足度。しかし町民が受けている気持ち、それが満足度でありますからそれは無記名のアンケートでもとれば、それが数字的にでも出てくるんじゃないかというふうに私は思うんですが、町長はアンケートをとるとということについて、どういうふうにお考えになりますか。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） まさにてっとり早くそういうどういうふうな町のいろいろな施策、町政についての満足度、あるいはご理解があるのかどうかというふうなことは、これはもうアンケートというのは一番のわかりやすい形での意見集約というふうなことだと思っております。これも今年あるいは来年にかけての第5次総合計画というふうな策定の時期に入っておりますので、この中では十分そういった形での住民の皆さん方のご意見、アンケートの形で賜りながら、そしてそのご意見を反映した形での町の将来計画あるいは行政推進、施策推進と、こういうふうなものを見直す、あるいは検討していくというふうなことの資料とさせていただくということは大変重要なことだというふうに思っております。そんな考え方もたしていただいております。

議長（小林一則君） 4番 高木市郎君。

4番（高木市郎君） アンケートをとるとということについては否定ではない

ということのお答えであったというふうに思いますが、昨年もこのような質問をいたしまして、そのことについてのアクションがないわけですが、アクションというか、だから今後そういう方向でいこうということで、私はそれでいいんじゃないかと思うんですけども、町長がこのアンケートに今まであまり積極的でないように私は受けとめております。というのは町長お疲れのところ大変失礼なことを申し上げますが、アンケートをとってその結果が不満足というふうなことがもし出たとしたら、町長の3年間の町政を否定されたというようなことにもつながるという怖さを持っておられるのではないかと。あるいは不満足と出た項目とか、そういうのが出てきますと、その裏返しは満足にするためには何かの政策をしなければならん、それが財政的に行政的にやりかねると、希望はいくらでも出てきたけども、なかなかそれに対応できないと行政として、かえって不満を助長することになるんじゃないかということとか、アンケートをとることによって費用がかなりかかるんじゃないかというふうなことの心配をされているのではないかと、私はそんな勝手な想像をしているんですけども、このことは町長は前向きにアンケートで皆さんの気持ちを聞いておくことも必要だろうというふうにおっしゃったから、これはあれなんですけれども、私は町長がそういうことをアンケートを積極的にとっていくということは、町民の皆さんはそれがどういう形で出ようと今時満足だ、結構結構という答えは出ないでしょう。皆さん不満をたくさん持っておられるのが当たり前ですよ、このおり。だから不満と出て当たり前、それよりも町長がそういう皆さんの気持ちを一人ひとり聞こうという姿勢は、私は町民がかなり評価するんじゃないか、町長の今後のために、そういうふうに私は思っております。

たとえどういう形で出ようと、ここ掘れワンワンで金貨が出てくるわけじゃないんだから、町民の皆さんは賢明ですよ。いくらどういうアンケートが出てそれを町がしなければならんと思っておられない。ただその結果の5分の1でも10分の1でもいいから、今後の政策にいかして欲しいなという期待ではないかと、町長、私は思うんです、アンケートの皆さんやったらというふうに私は思いますし、費用がかかるんじゃないかという問題については、この前も申し上げたようにいま広報たまきは5千部出ています。ですからその1枚、2ページですか、それを使ってミシン目にして切り取るように、簡単に切り取るようにしてそのアンケートを、いわゆる町長がいま言っておられるその5つの政策、出産から子育て、保育、それに医療、介護、保健、水の問題だとか、文化、教育、スポーツなんでもあるんじゃないですか。例えば農業振興、商業振興、工場誘致に対しても皆さんどういうふうに思っているのか、考えておられるのか町民の皆さん、そういうものをアンケート

でいくらでも書けると思います。

例えば玉城町の子育てについてどう思いますかという設問したとするんじゃないですか。そうしたら皆さんはまあまあだろうと思えば普通、なかなかよくやってくれているなと思えば6点、7点。ああもっとやって欲しいな子育てについてと思えば3や4とかいう、1から10までのところに丸をするというような簡単なアンケートで、何でもそういうふうの一つひとつ設問をして簡単な、それで丸を付けてもらおうと、そういうふうな方法で勿論前提として性別、年齢、職業、家族の状況、そういうものいろいろな前提の基に、無記名でやってもらえれば、町民の皆さんの考えというのがわりとクリアーに出てくるんじゃないかと、子持ちのスタイルの人はこういう考えを持っているとか、こういうことに満足度を感じているだとか、そういうアンケートで私は数字的に出るんじゃないかと。

そのアンケートは区長さん、組長さんにもなると思うんだけど、区長さんに回収してもらえば、そうとう高い回収率で私は集まると思うんですよ。だから費用もほとんどかからないと思いますし、集計には分析にはちょっと時間かかると思いますが、そういうふうな方法でやればいいんじゃないか。ただ満足度だけでなくって要望度というものもってはどうですか。それはいろいろ設問の仕方は難しいと思うんですが、例えば教育なら教育、新しい教育長もみえたからいろいろなことも考えておられると思うんですけども、例えば給食の質についてどうだとか、学力をもっと上げて欲しいとか、通学路の安全についてどうだとか、そういうことの項目を5つ、6つ並びでその中で1つだけ丸してくださいと、みんな要望になってしまいますから、多くの方がその1つだけ、考えて私はやっぱり学力の向上に取り組んで欲しいとか、そういうふうなアンケートの要望を、福祉や医療や、そういうような要望をいまの満足度というのを2ページありますから、とったアンケートをつくってはどうですか。そういう私はここで提案をしたいわけです。

実はこのような提案は今年の3月にもしております。そういうようなことでやられてはいかがと思うんですが、町長いかがですか。私がいま申し上げたようなことで、どういうふうにお考えですか。

議長（小林一則君） 町長 辻村修一君。

町長（辻村修一君） いろんな提案を考えていただいておって、意見として賜って活用もさせていただかなければいかんと思っています。町政推進には当然広く住民の皆さん方の意見を聞いていく、あるいはその代表として議員の皆さん方もご活躍をいただいておりますというふうなこともあるわけでありまして、町民1万5千人の方のご要望とか、いろんな意見を聞いて行政推進をしていく上の1つの手段だというふうには思っておりますわけでありまして、ア

ンケートを始めとするあるいはそれぞれいろいろな団体の生の声、本音の意見というふうなものもやっぱり重要視していく必要があるというふうには思っておるわけでございます。

申し上げましたように、町の5次の総合計画という策定の時期になっておりますから、いろんな形でアンケート調査のことも手掛けていくようにしてまいりたいと思っておる次第でございます。やはり住民の皆さん方自身もいまの時代はどうお考えなのかということも勿論でありますし、努めてやはり自分たちがその行政に積極的に関わっていくというふうな、そうしたいわゆる協働のまちづくりを進めていかなければいかん時代でございますので、そういったことのお考えもいろんな機会に推進をしてまいりたいなというふうには思っておる次第でございます。そういう考え方でございまして、いろんな意見を聞きながら今後も推進をさせていただきたいと思っておる次第であります。

議長（小林一則君） 4番 高木市郎君。

4番（高木市郎君） そういうことで方向性としては町長もそういうことを努めてやっていきたいというふうなことのご答弁のように受け取りました。本当にこれは11月か12月頃にその答えが出るようなアンケート、それを毎年続けてやってもらえば町の意味というのが、どういう変化をしていくかというようなことも受け取れるわけですから、そうやって12月からの次年度の予算作成に少しでもいかしていただくと、皆さんの気持ち。そういうのはパターンというのか、形をつくってもらえば私はいいんじゃないかと思っております。町長いまおっしゃったように、やはり行政というのは国から県からいろいろな形で流れてきて、それをやるだけで精一杯というところはよくわかります。今日のいろいろな町長のお答え聞いてても、町長はたいへんだな、いろんなことを本当にしなきゃならんから、それだけでも大変なのに町民がこうせえ、ああせえとなってくると大変だなという私は実感を持っております。

しかしそれでは町長は町政を何の指標でやっているのかということも考えます。やはり指標というのは玉城町の町政というのは町民の皆さんの気持ちを受け止めていくのが町政だというふうには、そういう意味からして独自のアンケートがいいんじゃないかということ、くどくどと申し上げました。

それで次の3つ目の問題に移ります。地域の担当制ということについてどのように活動されておるかということをお聞きしたいんですが、そのことについてちょっとお尋ねします。

議長（小林一則君） 総務課長 中郷徹君。

総務課長（中郷 徹君） 地域担当制につきまして昨年4月に実施をしてま

いったところでございます。ここで1年余りが経過をいたしておるといったところございまして、まず目的等につきましては既にお話を申し上げておるところございまして本制度をどのように活用をしておるか。もしくは今後どのように活用していくのかということについて、お尋ねをいただいておりますものとしてお答えを申し上げてまいりたいと思います。

ご案内のように月1回、区長さんのご自宅に訪問を申し上げまして、それぞれの地区でもっておられる課題について情報交換をするということが続けてまいったところでございます。昨年10月にアンケートを実施いたしました。その内容を見てもと地域担当制、この制度全般につきましてもたいへん大いに評価をするとしてお答えをいただきました区長さん方が、全体の42%、それからよい取り組みであるというふうにお答えをいただきました区長様方が42%、あわせて84%の区長様方がよい取り組みであるというふうなことで評価をいただいておりますところでございます。

あわせて今後どのように取り組んでまいろうかというふうな内容につきましても、若干踏み込んだ形でアンケートをしてまいりました。このままの継続で結構であろうというふうなことで、お答えをいただいておりますのが64%、部分的に改善をして継続をする必要があるというふうなことでお答えをいただきましたのが31%、この部分あわせると95%の方々が続けて実施をしてはどうかということで、お答えをいただいておりますところでございます。区長様方のご自宅をご訪問を申し上げまして、いろんな区の実情それから区から出される要望について、お伺いをしてまいっておりますところでございますが、当初と比較をいたしますと、当初はかなりの地区、それから1地区あたりにおきましても、かなりの件数のご要望をいただいております。

で、1年を経過いたしまして現在に至りますと、若干その件数というのが落ちついてまいった傾向にあるというふうなことございまして、こちらから情報提供を申し上げる内容以外に、特に今回は要望がないというふうなことでお聞きしてくる件数も、このところは少し件数が増えておるというふうなことでございます。今年度は特に地域活動助成事業につきまして、新しく制度をスタートしたといったこともございまして、このことにつきまして個別に区長様方にも地域担当の者からご説明を申し上げる機会も4月に持たしていただいた、こういった状況でございます。といったことで若干アンケートを実施いたしましたなかにも、こういった点、このように改めてはどうかというご提案もいただいておりますところでございます。制度についてですな。この制度そのものをただいま高木議員おっしゃいますように、こちらから行政情報についてご案内申し上げる、もしくは地域の課題をお聞きする、こう

いったことだけではなしに、その公聴と言いますか、アンケートと同じ意味合いを最終的に持つものではないかと思いますが、住民の方々の行政に対する思い、それから評価、そういったこともあわせてお伺いできればというふうなことで、当初からこの制度にスタートにあたっておるところでございますので、今後につきましてもこの制度を大事にして継続をしてみたい、こういったことで考えております。

議長（小林一則君） 4番 高木市郎君。

4番（高木市郎君） よくわかりました。それでこの制度につきましては、私も実は幾人かの区長さんにどうですかという電話でお聞きしております、実のところ。評価、皆さん訪問してくれていいですという評価を聞いてます。しかしなんかええ話持ってきてくれよと、来るんなら持ってこいと、こんなことを言ってやるんだというような言っている区長さんもいました。だからそれは結構なことだと思いますし、私はここでこの3番にあげておるということはこのアンケートの回収ということについて、この地域担当制の方がここでなお協力していただきたいなという意味でも、ここで加えておるわけです。この中で俺はあんなもの書かんという人がみえるかもわかりません。そしたらその人のところへ行って、担当制の人が行っているいろいろクレームだとか事情をお聞きする。具体的にそうすると話が進んでくる。じゃあ私ではお答えできんから課長を呼んできますよとかいって、課長と一緒にいってお話を聞くとか、そこまでいけば結構やと思うんですが、そうなれば町民と職員のコミュニケーションがよくなる。また上司と部下のまたそういうコミュニケーションもよくなると、そういうようなことも考えまして、ここに書いたわけでございます。これはアンケートどおり進めていただければ結構だと思いますし、もし私が申し上げたようなアンケートをするのであれば、やはりそのアンケート回収、地域担当制の方が協力していただければ、回収率はかなり高いものが出てくるんじゃないかというふうに私は思っている次第です。それで私はこれで質問を終わります。

1つだけあれなんですけれども、静岡県の浜松市というところに小さな鍛冶屋さんがありました。それは小っちゃなエンジンを自転車にくっ付けて走っている鍛冶屋さんが40年近く前にあったんですよ。その鍛冶屋さんはご承知のように本田宗一郎ですよ。いまのホンダの創始者です。その人が30何年前に、32、3年前ですか、四輪車を出しました。その時に満足度アンケートというのがきました。私はよく知っているんです。それでいまのホンダが大きくなった原因であるというふうに私は本でも読みましたし私もそう思っています。私もその四輪に乗ったことがあるんで満足度アンケートを書きました。格好は良かったけれども良くない車でした。それをどんどん改善

されていまのホンダがあるというふうに私は認識をしております。そういう本当の気持ちを早く察知して対応していくということは、何事にも大切なことだというような認識を私は持っておりますので、是非ともひとつ行政の皆さん、そういうことでご理解をいただき進めていただきたいと、こういうふうに思っております。以上で私の質問を終わります。

議長（小林一則君） 以上で4番 高木市郎君の質問は終わりました。

これにて本日の日程は全て終了いたしました。来る15日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行いますから、定刻までにご参集を願います。本日はこれをもって散会いたします。長時間ご苦勞さんでございました。

（午後 4時 38分）